

設置の趣旨等を記載した書類 目次

1. 設置の趣旨及び必要性	p.2
2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	p.11
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	p.12
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	p.14
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	p.25
6. 基礎となる学部(又は修士課程)との関係	p.39
7. 取得可能な資格	p.43
8. 実習の具体計画	p.44
9. 入学者選抜の概要	p.48
10. 教員組織の編成の考え方及び特色	p.51
11. 研究の実施についての考え方、体制、取組	p.57
12. 施設、設備等の整備計画	p.58
13. 2以上の校地において教育研究を行う場合	p.64
14. 管理運営	p.65
15. 自己点検・評価	p.69
16. 情報の公表	p.72
17. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	p.76

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 本大学院の目的・教育研究上の理念

学校法人常翔学園が設置する広島国際大学は平成10年4月に開学し、現在、保健医療学部、総合リハビリテーション学部、健康科学部、健康スポーツ学部、看護学部、薬学部の6学部11学科を擁している。大学院においては、『高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展と人類の福祉に寄与する』ことを目的とし、「医療・福祉科学研究科」（医療工学専攻[博士前期課程]、医療工学専攻[博士後期課程]、医療福祉学専攻[修士課程]、医療経営学専攻[修士課程]）、「心理科学研究科」（臨床心理学専攻[博士課程]、実践臨床心理学専攻[専門職学位課程]）、「看護学研究科」（看護学専攻[博士前期課程]、看護学専攻[博士後期課程]）、「薬学研究科」（医療薬学専攻[博士課程]）を設置している。開学以来、地域社会における健康・医療・福祉分野に関する高等教育の場として、大きな役割を果たすとともに、常に教育研究環境の整備と充実に努めてきたことから、地域社会における高等教育機関としての存在感とその重要性を高め、高度で専門的な知識や技能を修得し、国際的な視野を備えた専門家を育成し、有為な人材を数多く輩出している。

今般設置する大学院の「健康科学研究科」は、既存の「医療・福祉科学研究科」と「心理科学研究科」を改組し、幅広い健康科学に関する知識の教授と実践的な学修により自己理解・他者理解を促し、人と支えあい協働でき、健康科学の知識や技術を活用して適切な進路を選択し、地域社会の課題に主体的に取り組み、問題解決に向け、活躍できる人材を育成する。そのために、健康科学に関する幅広い視野と知識、技術を修得し、それらを課題発見、問題解決に適切に活用できる能力を培うものである。

(2) 設置する研究科・専攻の構成

今般、設置する研究科・専攻の課程及び定員は次のとおりである。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
健康科学研究科	医療福祉学専攻（修士課程）	5人	10人
	医療経営学専攻（修士課程）	5人	10人
	心理学専攻（博士前期課程）	20人	40人
	臨床心理学コース	18人	36人
	心理学コース	2人	4人
	心理学専攻（博士後期課程）	2人	6人

（３）設置の趣旨・必要性

18 歳人口の減少など高等教育を取り巻く社会情勢は急速に変化しており、特に中四国地区においては、都市圏への学生の流出により、定員割れとなる大学も少なくない。

このような状況の中、本大学が将来像「ともにしあわせになる学び舎」の実現を目指し、持続可能な大学となるために、地域・社会の多様な期待や要請に応え、信頼と支援を得るよう改革を進めることが重要となる。このため、教育・研究の質の向上を図り、健康・医療・福祉分野の総合大学としての特色を活かした、教育組織の構築や教育内容の充実、教育方法の改善などの大学改革を行い「地域の健康を守り、しあわせづくりに貢献する」ことが重要であると考えます。

以上のことから、高等教育を取り巻く社会情勢の変化や進学希望者の動向を踏まえるとともに、特に今後設置する「健康科学研究科」は、少子高齢化の進展、疾病構造の変化等により、健康に関する生活習慣及び社会環境の改善の需要が高まっていることを背景に設置するものである。

〔１〕社会的背景

国内の少子高齢時代が急速に進展している現代社会の諸問題をはじめ、世界情勢や社会構造も急激に多様化・複雑化している。人、地域のつながり、人、地域ともに、再生と創造が求められる時代がきている。そのような背景の中で、本大学院において、各領域における知識・技術を結集して高度専門職業人を育成するとともに、実践の場を拡張することによって、健康問題・地域課題・共生社会での諸課題を解決し、人類の永続的な平和と幸福を追求していかなければならない。しかし、行動科学や健康経営、社会学の豊富な知識を有し、健康、医療、地域共生の現場での実践に対応する指導者となる高度専門職業人の数はまだ少ない状況にある。

また、21 世紀に入り「ヒト・ゲノムの解析終了」つまり「人の設計図獲得宣言」がなされた。これは遺伝的な難病・重篤な疾病・癌等に苦悩する人たちには希望をあたえる大きな出来事であるが、一方で遺伝子差別というような深刻な課題も新たに提起されている。このような時代的背景も加わり、地域の健康と医療と暮らしにおける諸課題に対してこれまでの知識と技術の結集し、新しい価値を創造することも必要とされる時代となってきた。このことは、幅広い健康科学に関する知識と技術を有し、人間理解を深め、地域医療・福祉・健康という実践の場で、課題に主体的に取り組み、確実に実践しかつ指導できる高度専門職業人の早急な育成が要請されていることを意味している。生活課題に主体的に取り組み、問題解決に向け、活躍できる人材の育成は急務である。

〔２〕社会的要請への対応

保健・医療・福祉・健康に関わる社会的背景に即した要請への対応としては、これ

らの領域において高度で最先端の知識と技術を有する専門職業人を社会に多く輩出していくことにある。

今般設置する「健康科学研究科」では、多くの高度専門職業人の輩出とともに教育の質の向上を目的として、以下のような教育・研究面での改善を遂行して現実的な社会的要請に対応していく。

1) 医療福祉学専攻（修士課程）

基礎となる学部・学科である健康科学部医療福祉学科に、平成 25 年 4 月から「保育福祉学領域」を追加再編し、既設の「社会福祉学領域」「精神保健福祉領域」「介護福祉学領域」と合わせて 4 領域の学びを充実させている。これに伴い、本専攻では、多様化・複雑化した現代社会において子どもから高齢者まで、人の一生涯を支援することができる人材を輩出する。医療・福祉領域における職能集団の中で指導的立場となることができる人材の輩出を目指すとともに、外国人労働力への依存が必須となりつつある介護福祉の領域で指導的立場に立つ人材の輩出を目指す。また、医療福祉の現場で活躍している高度専門職業人の再教育や保育・児童領域における高度専門化に関連する教育・研究を実施していく。

2) 医療経営学専攻（修士課程）

医療サービスは、社会的インフラ、すなわち国民生活の基盤である。しかし、わが国においては、病院管理学をはじめとする医療経営分野の人材育成が遅れており、高度専門職業人が不足している。本専攻は、こうした医療サービスを、効果的かつ効率的に提供するために必要な、高度に専門的かつ実践的な能力を持つ社会的に有為な人材を育成するために設置する。こうした設置理念に基づき、教育課程を「経営経済分野」及び「システム分野」に分けて構成し、高度専門職業人の育成を目的に編成する。

また、本専攻では、医療経営の現場で活躍している専門職業人の再教育による、高度専門化に関連する教育・研究を実施していく。

3) 心理学専攻（博士前期課程）

臨床心理士、公認心理師等の「心の専門家」の養成が国家的課題として取り組まれる中、従来からの保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働といった分野に加え、スクール・カウンセリング、子育て支援、犯罪被害者支援、高齢者支援等、より広い職域・職種が創出されるようになり、従来以上に高度な専門性を有した職業人を養成する必要が急務となっている。その一方で、科学者－実践者モデルを目指す心理臨床分野の大学院としては、再現性のあるデータの収集と分析といった科学的研究能力の涵養もまた同時に育む必要がある。

そのような社会的要請に応えるため、平成 19 年 4 月に専門職大学院として設置した「総合人間科学研究科実践臨床心理学専攻」の伝統を引き継ぎつつ、「健康科学研究科心理学専攻（博士前期課程）」に改組し、専攻内に臨床心理学コースと心理学コースを

設置する。このことにより、学部教育と大学院教育との連続性、及び博士前期課程と博士後期課程との連続性が高まり、より一貫性のある教育のもと、専門性を深めた人材を社会に供出することが可能となる。

臨床心理学コースの学生は修了後、臨床心理士、公認心理師の資格を取得するとともに、専門機関や地域社会において臨床心理分野の高度専門職業人として活躍することを想定している。また、心理学コースの学生と臨床心理学コースの一部の学生については、博士後期課程に進学し、実践・研究の両面にわたってさらに高度な専門的能力を身に付け、指導者・教育者・研究者を目指すことを想定している。

4) 心理学専攻（博士後期課程）

実践力を持った臨床心理学の専門的職業人と教育者とを養成することを基本理念として、臨床心理学専攻（博士後期課程）は平成15年に設置された。その伝統を継承しつつ、臨床心理学の研究分野だけに限定されない新たな博士課程を設置する。学部や修士レベルで修得した心理学的知識・技能をもとに、自立して研究を継続しうる高度の研究能力を有するレベルに発展させる。そして、各自の専門分野を深く追究するとともに、多発する問題行動、健康の維持増進、それらの解決に必要なコミュニティ開発など、社会の様々な心理学的問題に対して、データ分析に基づいて提言する力のある研究者と地域コミュニティのリーダーとの育成を行う。

（4）人材養成の目標

〔1〕 研究対象とする学問分野と教育研究上の目的

本研究科では、研究対象とする中心的な学問分野を、医療福祉学専攻では「社会福祉学」、医療経営学専攻では「病院管理学」「経営学」、心理学専攻では「心理学」とし、各専攻において教育研究上の目的を以下のとおり定めている。

【教育研究上の目的】

研究科名	専攻名	教育研究上の目的
健康科学研究科	医療福祉学専攻 (修士課程)	社会福祉学を基礎として、医療福祉分野における深い学識と卓越した実践能力を持つ高度専門職業人ならびに研究者を育成する。
	医療経営学専攻 (修士課程)	保健・医療・福祉サービスを多様な角度から分析し、地域にとって最適なサービスの継続的提供に貢献できる医療経営人材ならびに研究者を育成する。

【教育研究上の目的】

研究科名	専攻名	教育研究上の目的
健康科学研究科	心理学専攻 (博士前期課程、博士後期課程)	博士前期課程では、現代社会の心の問題に対処する実践的技能とともに、高い識見を持つ「心の専門家」を育成する。博士後期課程では、前記内容に加え、科学的な研究能力も備えた高度な専門職業人を育成する。

〔2〕養成する人材と教育目標

人口の減少・少子高齢化が進み、社会保障費が増大していくなか、「医療」に求められる内容も病気やケガの治療にとどまらず、「健康の維持」「生活の支援」にも広がってきており、地域を基盤とした「医療・福祉」がますます重要になってきている。このような状況を踏まえ、社会的ニーズに対応するため、本研究科では、人々の健康の維持・増進と社会の活性化のため、こころ、身体、社会環境について総合的に探求し、あらゆる人々のしあわせをマネジメントできる人材を育成する。

こうした人材養成を目指し、学生に学位を授与するに当たり学生が修了までに修得すべき資質や能力を含めた学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）とそのためのカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を以下のとおり定め、教育課程における講義科目及び演習科目や実習科目の体系的な履修を通して、学位授与の方針を達成するための教育を展開する。

【ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）】

研究科	専攻	ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）
健康科学研究科	医療福祉学専攻 (修士課程)	社会福祉学に基礎を置き、人々の生活課題の背景にある本質を深く理解し、社会福祉の専門性と実践力を身につけている。 1) 社会福祉分野における深い学識を備え、社会課題の解決のために必要とされる基礎的な理論および研究能力を身につけている。 2) 現代社会における多様な生活課題を、多角的・学術的な観点から分析し関係機関と連携・協働することで、医療・福祉分野で活躍できる。
	医療経営学専攻 (修士課程)	医療経営に関わる管理者や研究者として、十分に貢献できる高度に専門的な能力を修得している。 1) 医療経営学領域について理論と実証の両面から知識を修得し、医療経営に関わる様々な分野において活躍できる。 2) 医療専門職間と連携・協働しながら、医療の現場で諸問題を発見し、解決することができる。

【ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）】

研究科	専攻	ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）
健康科学研究科	心理学専攻 （博士前期課程）	心理分野における職業人としての専門性と実践力とを修得し、チームワークを尊重して他者と協働することができる。臨床心理学コースを修了した学生は、臨床心理学に関する深い専門的知識と倫理観を持ち、個人や地域社会の心の健康増進に貢献するとともに、社会の諸問題に関する基礎的研究を遂行することが期待できる。一方、心理学コースでは、現代人が抱える諸問題の解決に広範な心理学的知識や技法を用いて貢献できる。
	心理学専攻 （博士後期課程）	現代人が抱える諸問題の解決に貢献するため、次の能力を身につけている。 1) 科学的な心理学研究を推進・発信できる。 2) 身に付けた知識と技能とを社会に還元できる。 3) 自然と人間とを理解し、深い教養と高い倫理観を持つ。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）】

研究科	専攻	カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）
健康科学研究科	医療福祉学専攻 （修士課程）	1) 本学大学院は、健康・医療・福祉系大学院であり、医療福祉分野における深い学識と卓越した実践能力を持つ高度専門職業人養成に必要な科目を配置します。 2) 医療福祉学は、社会福祉学を基礎としており、(社団)日本社会福祉教育学校連盟「社会福祉系大学院におけるカリキュラムと教育システムのガイドライン」(2017年)に準拠して、社会福祉研究の能力を有する高度専門職業人の養成に必要な科目を配置します。
	医療経営学専攻 （修士課程）	医療経営人材として活躍する上で必要不可欠な、医学分野の知識、経営経済分野の知識、システム分野の知識を修得するための科目をバランスよく配置します。また、これらの専門的知識を医療現場へ応用するための実習・演習科目を配置し、高度に実践的なカリキュラムを編成します。また、4つの履修モデル(病院管理志向モデル・医療経営コンサルティング志向モデル・国際活動志向モデル・医療情報システムエンジニア志向モデル)を設定し、各個人の希望に沿った学修および研究ができるよう配慮します。

【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）】

研究科	専攻	カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）
健康科学研究科	心理学専攻 （博士前期課程）	現代社会の心の問題に対処する実践的スキルを学び広く社会で活躍できる人材を輩出するために、臨床心理学コースと心理学コースの2つを設けます。 臨床心理学コースは、臨床心理士資格認定協会が定める第1種指定大学院として、また公認心理師資格に対応した大学院としてカリキュラムを編成します。そのため、臨床心理学および関連分野に関する専門的知識や技能を修得することができる授業科目を開設します。また、多領域にわたる柔軟で実践的な対人援助スキルを身につけるため、附属心理臨床センターに拠点を置いた学内実習、および医療保健、福祉、教育等様々な学外施設における学外実習を系統的に配置します。 心理学コースでは、広範な心理学的知識を教授できるように発達心理学や認知心理学、社会心理学といった基礎的心理学だけでなく、コミュニケーション学、感性情報学といった周辺領域に関しても特論授業を複数設置します。また、ゲスト講師を招いて最新の話題を提供する心理学特殊講義、文献講読を中心とする心理学特別演習Ⅰ-Ⅳ、個別の研究指導と学術発表準備とを兼ねる心理学特別研究なども設置します。
	心理学専攻 （博士後期課程）	人間のこころと行動の諸問題に対する心理学的洞察を深め、それらの問題を解決するための理論や技法を研究し、社会に発信・還元できる人材、すなわち研究能力を持った教育者を育成することを教育目標とします。具体的には次の能力と科目とが対応します。また、積極的にTAとして採用することで、心理学の教育者として次の世代を育てる能力も開発します。 1) 心理学の研究者として独創的な研究を推進する能力：特別研究 2) 心理学の研究者として研究成果を国内外に発信する能力：特別研究 3) 自然と人間とを理解し、研究倫理についての確な配慮措置をとる能力：心理学特別演習Ⅰ-Ⅵ

【アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）】

研究科	専攻	アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）
健康科学研究科	医療福祉学専攻 （修士課程）	医療福祉学専攻は、社会福祉学を深め、また現場の実践知を研究としてまとめあげ、社会の人々の自己実現と社会福祉の発展に貢献する意欲のある人を求めます。
	医療経営学専攻 （修士課程）	医療経営学専攻は、適切で望ましい医療サービスの提供システムを広い視野から探求し、医療現場で実践することで、社会に貢献したい人を求めます。
	心理学専攻 （博士前期課程）	心理学に関する基礎的な知識を有しており、広く他者のために貢献したい人を求めます。臨床心理学コースでは、臨床心理学に関する実践力と研究力とを学ぶ意欲を持ち、高度専門職業人への強い志向性を持つ人を求めます。心理学コースでは、修了後心理学の研究知見を幅広く社会に還元しようとする意欲や指向性を持つ人を求めます。
	心理学専攻 （博士後期課程）	心理学に関する研究を主体的に行い、研究者としてその学術的成果を発信することで心理学の発展に貢献し、さらにその成果を活かして広く他者のために貢献したい人を求めます。

【3】修了後の進路

「医療福祉学専攻（修士課程）」及び「医療経営学専攻（修士課程）」では、高度に専門化し、複雑化・多様化した社会状況に対応するための知識・技術をさらに発展させ、医療・福祉従事者の専門知識及び技術水準の向上を図るだけでなく、医療・福祉の技術における諸問題を統合的・発展的に把握し、問題解決を図ることができる人材育成を目指している。そのため、当該分野の社会的要請から医療施設・社会福祉現場における高度専門職を中心とした進路が見込まれる。

「心理学専攻」では、心理学の科学的側面と実践的側面から研究能力を養うとともに、高度に専門化し、複雑多様化した知識・技能をさらに発展させ、グローバル化した社会に対応できる国際性、コミュニケーション力を涵養する。また、ユニバーサルデザインやユーザビリティの高い技術力、心理支援や地域援助に対する高度な臨床実践能力等を育成する。そのため、当該分野の社会的要請から医療・福祉・教育・企業等幅広い分野において高度専門職を中心とした進路が見込まれる。特に博士後期課程修了後は心理学分野の研究者や地域コミュニティのリーダーとしての役割が期待される。

1) 医療福祉学専攻（修士課程）

- ・公務員（社会福祉職等）
- ・高齢、児童、障がい、保健・医療領域における施設・機関
- ・都道府県及び市町社会福祉協議会
- ・教育機関
- ・司法福祉機関
- ・社会福祉関連等の一般企業
- ・大学・専門学校等における教育・研究職
- ・博士後期課程への進学

2) 医療経営学専攻（修士課程）

- ・医療機関の幹部職員（特に、法人の企画等経営の中核的職員）
- ・高度な専門性が求められる医療情報担当者
- ・経営知識、情報管理、施設・設備管理等の広い知識を有するコンサルタント
- ・自治体の保健・医療担当部局、地域医療審議会等の公的団体
- ・福祉施設や医療・福祉複合施設の経営・管理者
- ・国際機関の保健・医療担当部局、JICA等のコーディネーター派遣医療機関
- ・研究機関等での研究者
- ・大学院博士後期課程への進学

3) 心理学専攻（博士前期課程）

- ・大学、専門学校、研究機関の教育・研究者
- ・公的施設、民間企業の保健衛生部門の研究者、指導者、管理者
- ・医療機関における高度な専門性を備えた心理臨床実践家
- ・福祉施設における高度な専門性を備えた心理臨床実践家
- ・教育施設における高度な専門性を備えた心理臨床実践家
- ・大学院博士後期課程への進学

4) 心理学専攻（博士後期課程）

- ・大学、専門学校、研究機関の教育・研究者
- ・公的施設、民間企業の保健衛生部門の研究者、指導者、管理者
- ・医療機関における心理臨床実践指導者
- ・福祉施設における心理臨床実践指導者
- ・教育施設における心理臨床実践指導者

2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

医療福祉学専攻（修士課程）及び医療経営学専攻（修士課程）については、高度の専門的職業人の養成の観点から修士課程までとし、博士課程の設置は予定していない。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科の名称

本研究科では、幅広い健康科学に関する知識の教授と実践的な学修により自己理解・他者理解を促し、人と支えあい協働でき、健康科学の知識や技術を活用して適切な進路を選択し、地域社会の課題に主体的に取り組み、問題解決に向け、活躍できる人材を育成することを目的としている。

そのために、健康科学に関する幅広い視野と知識、技術を修得し、それらを課題発見、問題解決に適切に活用できる能力を培う。

このことから、研究科の名称を「健康科学研究科」とする。

(2) 専攻及び学位の名称

基礎となる学部・学科である健康科学部に置く3学科（医療福祉学科、医療経営学科、心理学科）をそれぞれ基盤とする専攻として「医療福祉学専攻（修士課程）」及び「医療経営学専攻（修士課程）」、「心理学専攻（博士前期課程）」、「心理学専攻（博士後期課程）」の4専攻を設置する。

それらの専攻に対応した形で、医療福祉学専攻（修士課程）の学位名を「修士（医療福祉学）」に、医療経営学専攻（修士課程）の学位名を「修士（医療経営学）」とし、心理学専攻（博士前期課程）の学位名を「修士（心理学）」に、心理学専攻（博士後期課程）の学位名を「博士（心理学）」とする。

(3) 英訳名称（研究科、専攻、学位）

[1] 研究科の英訳名称

健康科学研究科の英訳名称を次のとおりとする。

＜健康科学研究科＞

Graduate School of Health and Wellness Sciences

[2] 専攻の英訳名称

医療福祉学専攻の英訳名称を次のとおりとする。

＜医療福祉学専攻＞

Major in Health and Social Services

医療経営学専攻の英訳名称を次のとおりとする。

＜医療経営学専攻＞
Major in Health Services Management

心理学専攻の英訳名称を次のとおりとする。

＜心理学専攻＞
Major in Psychology

〔3〕学位の英訳名称

医療福祉学専攻（修士課程）の学位の英訳名称を次のとおりとする。

＜修士（医療福祉学）＞
Master of Health and Social Services

医療経営学専攻（修士課程）の学位の英訳名称を次のとおりとする。

＜修士（医療経営学）＞
Master of Health Services Management

心理学専攻（博士前期課程）の学位の英訳名称を次のとおりとする。

＜修士（心理学）＞
Master of Psychology

心理学専攻（博士後期課程）の学位の英訳名称を次のとおりとする。

＜博士（心理学）＞
Doctor of Philosophy in Psychology

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育・研究の基本方針

[1] 医療福祉学専攻（修士課程）

本専攻における教育・研究の基本方針は、社会福祉学を基礎として、現代社会における多様化・複雑化した地域生活課題を多角的・学術的な観点から分析するとともに、社会的な援護を要する人や世帯の権利擁護の立場から、医療・保健・福祉をはじめ様々な専門職・専門機関と連携・協働し、ミクロ・メゾ・マクロレベルの医療・福祉実践を推進することができる高度専門職業人及び研究者を養成することである。

教育の対象は、医療・福祉学系大学を卒業した学生が主となるが、それ以外にも、医療機関・保健福祉機関・医療福祉施設等における中堅医療・福祉従事者のブラッシュアップのための教育・研究体制を構築し、医療・福祉分野における深い学識と卓越した実践力の獲得を目指す人材に幅広く対応する。

[2] 医療経営学専攻（修士課程）

本専攻は、医療の本質を深く理解した上で、医療に関わる経営や組織等の人的資源に関わる学識・医療施設や機材等物的資源に対する知識・資源の運用のための財務等資金管理技術・情報管理とともにその操作技術等を修得し、また外部環境としての法制度や経済状態も合わせて理解することにより、長期的視野に立つて経営的判断を下せる高度な専門的人材を育成することを基本方針とする。

教育の対象は、本専攻の基礎に関わる学問を学んだ医療経営系学科の卒業者が主となる。しかし、それ以外にも医師・看護師等医療機関のトップマネジメント担当者や経営幹部候補者、医療に関するビジネス分野における経営学や経営工学等の経営分野出身の経営幹部候補者、外国人で帰国後に自治体担当部局責任者や海外の医療関係機関からの留学生等、幅広く門戸を開き、他領域の知識基盤を修得したものが、互いに切磋琢磨し、医療経営に関わる知見を広めるように教育する。

[3] 心理学専攻（博士前期課程）

本専攻のカリキュラム・ポリシーでは、現代社会の心の問題に対処する実践的スキルを学び、広く社会で活躍できる人材を輩出することを掲げている。それを実現するために、専攻した専門を深めるだけではなく、社会の様々な心理的問題を広い視野で俯瞰できる教育課程を編成することを基本方針とする。

臨床心理学コース、心理学コースそれぞれに独自の基幹科目群と展開科目群を設置し、再現性（信頼性）のあるデータ収集分析能力を含む多彩な専門教育を教授する。またその一方で、臨床心理学コースの学生と心理学コースの学生とが共

に学べる共通科目を用意し、両者の教育研究上の交流を促す。ともすれば実践的な技能修得に満足しがちな臨床心理学コースの学生と、社会的な問題から乖離しがちな心理学コースの学生とが、良い意味で影響を与え合うことを目指す。

なお、臨床心理学コースでは、臨床心理士受験資格を得ることのできる第 1 種指定大学院として、定められた必修科目、選択必修科目を配置するとともに、公認心理師の資格取得に必要な科目を網羅する。また、実践力を養うために、学内の心理臨床センター及び学外実習施設で実施される実習科目を配置し、幅広く、かつ系統的に教授する。

[4] 心理学専攻（博士後期課程）

カリキュラム・ポリシーとして、人間のこころと行動の諸問題に対する心理学的洞察を深め、それらの問題を解決するための理論や技法を研究し、社会に発信・還元できる人材、すなわち研究能力を持った教育者を育成することを教育目標としている。具体的には(1)心理学の研究者として独創的な研究を推進する能力、(2)心理学の研究者として研究成果を国内外に発信する能力、(3)自然と人間とを理解し、研究倫理についての確な配慮措置をとる能力の 3 つの育成を掲げている。

上記(1)と(2)については、複数指導体制で 3 年間通年開講される必修の「特別研究」で指導する。(3)については、専門領域に応じて 1 科目選択する「心理学演習 I -VI」で指導する。また、教育者としての能力を育成するために、1 年次から積極的に学部授業の TA として採用し、教育経験を積ませることも併せて予定している。

(2) 教育・研究の柱

[1] 医療福祉学専攻（修士課程）

本専攻における教育・研究の柱として、4 つの科目群「社会福祉研究（基礎）科目群」「社会福祉研究（方法）科目群」「社会福祉実践研究科目群」「社会福祉関連科目群」のもと、3 つの履修モデル『レジデンシャル・ソーシャルワーカー志向モデル』『フィールド・ソーシャルワーカー志向モデル』『教育者・研究者志向モデル』を設定する。

年度当初に開催する履修ガイダンスや年度ごとに編集・発行するシラバス等を通じて学生に提示し、授業科目の履修と『特別研究』の学修を指導する。

①社会福祉研究（基礎）科目群

本科目群は、社会福祉研究の基礎となる社会福祉の理論と方法に関する講義科目、社会福祉を対象とする研究及び調査に関する講義科目、修士論文にかかわる研究構想・計画・実施をサポートする演習科目から構成される。主に 1 年次の学生を対象としており、すべて必修科目である。

②社会福祉研究（方法）科目群

本科目群は、社会福祉の方法・技術に関する講義科目から構成され、ミクロ・メゾ・マクロレベルにおける医療・福祉実践の推進に必要な専門知識を修得する。

③社会福祉実践研究科目群

本科目群は、社会福祉の多様な実践領域として、児童・家庭福祉、障害福祉、高齢福祉、医療福祉、精神保健福祉、地域福祉、社会福祉運営管理、権利擁護、司法福祉に関する講義科目から構成され、「社会福祉研究（基礎）科目群」及び「社会福祉研究（方法）科目群」と関連付けながら、これからの医療・福祉実践の推進に必要な専門知識と実践能力を修得する。

④社会福祉関連科目群

本科目群は、社会福祉に広く関連する人間や社会に関する講義科目から構成され、「社会福祉研究（基礎）科目群」「社会福祉研究（方法）科目群」「社会福祉実践研究科目群」と関連付けながら、これからの医療・福祉実践の推進に必要な専門知識と実践能力を修得する。

[2] 医療経営学専攻（修士課程）

本専攻の教育・研究の柱として、「経営経済学分野」「システム分野」を設置し、『病院管理志向モデル』『医療経営コンサルティング志向モデル』『国際活動志向モデル』『医療情報システムエンジニア志向モデル』の4つの履修モデルを配する。医療の現場に沿った実学的な講義と実習を中心とし、医療経営に特化した高度専門職業人の育成を目指し、医療に関わる幅広い領域の専門的知識と技術の修得が可能となるよう配慮する。年度当初に開催する履修ガイダンスや編集・発行するシラバス等を通じて学生に提示する。

① 病院管理志向モデル

病院管理に関する研究を進め、病院管理研究者・教育者や、自治体の保健・医療担当部局や地域医療審議会等の公的団体における活動に携わる者を養成する。また、医療経営学に関するより高度な理論と実務能力を修得するための専門教育を行い、医療機関の経営幹部職員・法人での企画等経営の中核的職員を養成する。

② 医療経営コンサルティング志向モデル

病院管理の研究・医療制度の研究を進め、経営の知識から情報管理、さらに、施設・設備管理まで広い知識及び分析力、コーチング力を持った即戦力となり得る、医療経営に関わる経営コンサルタントを養成する。

③ 国際活動志向モデル

国際機関の保健・医療担当部局、JICAや海外活動のコーディネーターを派遣している医療機関の中心的職員を養成する。また、研究機関・教育機関での研究者・教育者を養成する。

④ 医療情報システムエンジニア志向モデル

医療全般に亘る知識とともに、コンピュータシステムに関する専門知識を修得した医療DX専門家を養成する。また、電子カルテシステムの構築・運用に関する研究を進め、医療情報システム研究者を養成する。さらに、自治体をはじめとする公的団体における医療情報ネットワークの構築やコンサルティングができる人材の養成を行う。

[3] 心理学専攻（博士前期課程）

臨床心理学コースの教育・研究の柱は、課程修了後に多くの学生が臨床心理分野の高度専門職業人（臨床心理士、公認心理師）になることを想定して、実践的な授業を設置する点である。学内の心理臨床センターにおいて、有資格者の指導を受けながらクライアントに対面し、アセスメントやカウンセリング等の心理支援を行う。また、主な就職先である「保健医療」「福祉」「教育」「司法・犯罪」「産業・労働」の5分野を念頭に置いて、学外実習を配置する。これら臨床実践の現場との接続を重視しながら、広い視野を持ち、活躍できる実践家及び教育・研究者の養成を行う。

一方、心理学コースについては、修了後にさらに博士後期課程に進学することを念頭に教育・研究を行う。中心となる教育研究の領域は、基礎心理学領域として、認知心理学、発達心理学、社会心理学、比較行動学、コミュニケーション学を用意する。また応用心理学領域としては、健康心理学、神経生理学（睡眠改善に関する）、感性情報学を用意する。このように多彩な専門科目の中から、修了までに複数履修できるように授業配当する。

[4] 心理学専攻（博士後期課程）

基礎となる博士前期課程の臨床心理学コース・心理学コースのどちらからも学生の受け入れを想定しており、基礎心理学領域、応用心理学領域、臨床心理学領域の3つを教育・研究の柱とする。具体的には、基礎心理学領域は社会心理学と比較行動学であり、応用心理学領域は神経生理学と感性情報学であり、それらに臨床心理学領域を加える。

特筆すべき点としては、子育てサポートに関する社会心理学やヒトと動物との関係を考える比較行動学といった基礎心理学から、睡眠改善に関する神経生理学や感性情報学といった応用心理学まで、全国的にも心理学領域では類例の少ない

研究領域を用意する。

また、臨床心理学領域においては、実践・研究の両面から高度な専門的能力を身に付け、将来、教育・研究者や臨床実践指導者として活躍することを目指す学生を受け入れる。

このように、本専攻においては、多彩で高度な専門知識・技法を学べる科目を用意しており、世界的にも類例の少ない心理学分野に特化することは、国際的な学術的競争力を高めることにつながる。

(3) 教育課程の編成の考え方及び特色

< 1 > 編成方針

[1] 医療福祉学専攻（修士課程）

本専攻の教育課程は、社会福祉学を基礎として、4つの科目群「社会福祉研究（基礎）科目群」「社会福祉研究（方法）科目群」「社会福祉関連科目群」「社会福祉実践研究科目群」と『特別研究』によって構成する。

現代社会における多様化・複雑化した地域生活課題を多角的・学術的な観点から分析するとともに、社会的な援護を要する人や世帯の権利擁護の立場から、医療・保健・福祉をはじめ様々な専門職・専門機関と連携・協働し、ミクロ・メゾ・マクロレベルの医療・福祉実践を推進することができる高度専門職業人及び研究者を養成するため、重層的な学修の推進を図る。

1 年次は、社会福祉研究の基礎となる「社会福祉研究（基礎）科目群」の必修科目を履修するとともに、学生の研究テーマや関心をふまえて「社会福祉研究（方法）科目群」及び「社会福祉実践研究科目群」から選択科目を履修することができる。加えて、『特別研究』を履修し、研究指導教員による指導のもと、修士論文の研究テーマ設定、研究計画立案、文献研究、質的・量的調査を通じたデータ収集等に取り組む。

2 年次は、学生の研究テーマや関心をふまえて「社会福祉研究（方法）科目群」「社会福祉関連科目群」「社会福祉実践研究科目群」から選択科目を履修するとともに、『特別研究』において、研究指導教員による指導のもと、修士論文の文献研究、質的・量的調査を通じたデータ収集及び論文執筆に取り組む。

[2] 医療経営学専攻（修士課程）

教育課程は、大きく「経営経済分野」と「システム分野」の科目群及び「特別研究」と「施設経営・管理実習」等によって構成する。実学に沿った講義と実習を中心に、医療経営に特化した高度専門職の育成を目指し、幅広い分野の専門的知識と技術の修得が可能となるよう配慮する。

少子高齢化社会・医療財政の逼迫・医療制度の変革・医療等に対するニーズの変化・医療情報システム導入等医療機関を取り巻く環境は刻々と変化しており、変化に対応した実践教育ができるよう、座学と現場での実習との関連付けに配慮

しながら、実践的な「特別研究」へと学修が進むよう教育課程を構成する。

現場での実習を踏まえ、リアル・データを用いて、医療経営技術の開発や実例を分析する力の育成と、医療経営に関する周辺領域を含めた幅広い高度な知識について教育・研究を行い、医療機関の経営を担い、職員を教育できる高度専門職業人を養成する。

医療分野での進路は多岐に渡り、具体的な進路をイメージすることが難しいため、将来の進路に関する履修モデルとして、「病院管理志向モデル」「医療経営コンサルティング志向モデル」「国際活動志向モデル」「医療情報システムエンジニア志向モデル」を設定し、進路に沿った授業科目が選択できるよう教育課程を設定する。

〔3〕心理学専攻（博士前期課程）

各科目の教育上の位置づけを明確にするために、教育課程を基幹科目、展開科目、実習科目、共通科目の4種類に分けている。基幹科目（臨床心理学コース基幹科目、心理学コース基幹科目）とは、各コースで全ての学びの基本となる基礎的内容と論文指導を含んだ必修の講義・演習科目群である。展開科目（臨床心理学コース展開科目、心理学コース展開科目）とは、本専攻の特徴を示すユニークな講義科目群であり、各専門性に特化した内容となっている。実習科目（臨床心理学コース実習科目）は、臨床心理士及び公認心理師養成で必要とされる実践的な実習科目群であり、臨床心理学コースの学生のみ用意されている。共通科目（臨床心理学コース・心理学コース共通科目）は、臨床心理学領域と基礎心理学領域にまたがる領域の講義科目であり、両コースの学生に積極的な履修を促すことで、教育研究上の交流を発展させることを目指す。

なお、臨床心理学コースにおいては、基幹科目、展開科目、実習科目、共通科目を通して、日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士受験資格を得るための必修科目及び選択必修科目（A群～E群）を適切に配置するとともに、公認心理師を養成する大学院として必要な科目群を網羅している。

〔4〕心理学専攻（博士後期課程）

科学的な心理学研究を推進発信できるだけでなく、その知識と技能を社会に還元する高度な専門職業人を育成するため、全ての科目を少人数の演習形式で実施する。在籍3年間を通して論文指導と研究発表の場を用意する必修の「特別研究」と、6領域のうち各自の専門性に応じて1つだけ履修する選択科目「心理学演習Ⅰ～Ⅵ」とがある。これらの科目を通して、独創的な研究を推進し、論文執筆等研究者として必要な技能を身に付けるだけでなく、学部授業のTAとして積極的に採用し、教育者としての経験も積ませる。

＜2＞編成内容

[1] 医療福祉学専攻（修士課程）

【社会福祉研究（基礎）科目群】

「社会福祉研究（基礎）科目群」として、8科目を配置する。社会福祉研究の基礎となる社会福祉の理論と方法に関する講義科目『社会福祉学特論Ⅰ』『ソーシャルワーク特論Ⅰ』、社会福祉を対象とする研究及び調査に関する講義科目『社会福祉研究方法特論』『社会福祉調査特論』を配置するほか、修士論文にかかる研究構想・計画・実施をサポートする演習科目として、1年次に『社会福祉学演習Ⅰ』『社会福祉学演習Ⅱ』、2年次に『社会福祉学演習Ⅲ』『社会福祉学演習Ⅳ』を置く。

【社会福祉研究（方法）科目群】

「社会福祉研究（基礎）科目群」として、2科目を配置する。社会福祉の方法・技術に関する講義科目『社会福祉学特論Ⅱ』『ソーシャルワーク特論Ⅱ』を配置し、ミクロ・メゾ・マクロレベルにおける医療・福祉実践の推進に必要な専門知識を修得する。

【社会福祉関連科目群】

「社会福祉関連科目群」として、2科目を配置する。社会福祉に広く関連する人間や社会に関する講義科目『健康社会学』『ウェルネスツーリズム』を配置し、「社会福祉研究（基礎）科目群」「社会福祉研究（方法）科目群」「社会福祉実践研究科目群」と関連付けながら、これからの医療・福祉実践の推進に必要な専門知識と実践能力を修得する。

【社会福祉実践研究科目群】

「社会福祉実践研究科目群」として、9科目を配置する。社会福祉の多様な実践領域に関する講義科目『児童・家庭福祉特論』『障害福祉特論』『高齢福祉特論』『医療福祉特論』『精神保健福祉特論』『地域福祉特論』『社会福祉運営管理特論』『権利擁護特論』『司法福祉特論』を配置し、「社会福祉研究（基礎）科目群」及び「社会福祉研究（方法）科目群」と関連付けながら、これからの医療・福祉実践の推進に必要な専門知識と実践能力を修得する。

【特別研究】

1・2年次を通して、『特別研究』を配置する。研究指導教員による指導のもと、学生は修士論文の研究テーマ設定、研究計画立案、文献研究、質的・量的調査を通じたデータ収集及び論文執筆に取り組む。医療・福祉分野における学術的・実践的課題を見出し、分析・考察・創造する能力を有する高度専門職業人及び研究者を養成する。

[2] 医療経営学専攻（修士課程）

【専門基礎領域】

医療現場で医師、看護師等の専門職と共同で質の高い医療を提供するためには幅広い医学的な知識は不可欠であり、医療に伴う生命倫理や社会道德が高いレベルで求められる。チーム医療の一翼を担う経営担当者として行動できるようにするために、基礎医学、臨床医学、薬学、看護学等の知識及び倫理観を幅広く修得できるよう『医学・医療特論』と『医療倫理特論』を配する。

【経営経済分野】

医療施設経営の基盤となる医療制度・関係法（『医療制度・関係法特論』）、病院財務会計（『病院財務会計特論』）、病院組織管理（『病院組織管理特論』）について学ぶ。また、診療報酬制度を含む医療経済環境（『医療経済学特論』）と、病院経営分析（『医療経営分析特論』）について学び、実際のデータを基にシミュレーション的に病院経営分析（『病院経営分析演習』）を行い、医療施設の経営戦略（『医療経営戦略特論』）を深く理解し、医療経営に携わる者として必要な高度で実践的な経営スキルの修得を目指す。

【システム分野】

本分野は、患者とその家族及び医療サービス提供者側の行動、それに伴う情報の両者を容れ、かつ各種機能を備えた器としての施設総体をファシリティ・マネジメントの観点からシステムとして捉えて、理解する分野と位置付ける。

これらに対応すべく、行動分析等から効率的な最良のサービスを理解する『マーケットリサーチ演習』『医療安全特論』と、医療情報に関する『医療情報管理学特論』『医療ICT特論』『医療情報システム学特論』『医療情報システム学演習』のほか、『医療施設デザイン特論』を配し、医療経営に携わる者として、また将来医療経営の幹部職員として必要となる高度な知識の修得を目指す。

【施設経営・管理実習】

高度かつ実践的な経営スキルを身に付けるために、本科目では病院実習を通じて理解を深める。学部における実習が、医療施設の各部門の内容を理解することに重点を置いていたのに対して、本科目ではその部門の中間管理職としての立場で、部門の長の指導の下に部門内の方針の決定や職員の管理等を現場から学ぶことに重点を置く。また医療機関の収入となる診療報酬の実務とともに、診療報酬制度の変遷からみた医療提供体制の動きを理解する。さらに、医療施設経営者の指導の下に管理者会議等、経営方針や外部との折衝をはじめとする組織全体に関する経営手法を修得できる実習を行う。

協力病院内での実習を中心としながら、学内での講義・演習とともに、現場でのリアル・データを用いた経営分析、経営改善提案、その結果のシミュレーション等を通じて、高度専門職としての“臨床の知”の修得を図る。さらに、その結

果を病院側に提示し、実際に経営に携わっている病院側と内容を精査・研究する。

実習協力病院は、学部教育での実習協力病院に加え、各病院団体からの協力を得て、学生の研究課題の内容に応じて選定できる体制を整備する。

【特別研究】

2年次に各特別研究指導教員の下で、修士論文を作成することを通して、高度専門職業人として必要な学術的スキルを修得する。

[3] 心理学専攻（博士前期課程）

【基幹科目】 必修科目

臨床心理学コースでは、臨床心理学の基礎を学ぶ「臨床心理学特論Ⅰ,Ⅱ」査定及び面接の基本を学ぶ「臨床心理査定演習Ⅰ,Ⅱ」「臨床心理面接特論Ⅰ,Ⅱ」、研究論文指導を行う「臨床心理学特別研究Ⅰ,Ⅱ」を配置する。

心理学コースでは、心理学研究法の基礎を学ぶ「心理学研究法特論A,B」、複数教員が参加する場で2年間継続的に自らの研究を発表討議する「心理学特別演習Ⅰ-Ⅳ」、研究論文指導を2年間一貫して行う「心理学特別研究」を配置する。

【展開科目】 選択科目

臨床心理学コースでは、修士論文の作成と博士後期課程への進学を念頭に研究法の基本を学ぶ「臨床心理学研究法特論」、及び各種技法や領域を深く学ぶ「心理療法特論」「投映法特論」「人間学的心理療法特論」「認知行動療法特論」「人間関係学特論」「家族臨床心理学特論」「学校臨床心理学特論」を配置する。

心理学コースでは、各専門分野に特化した「認知心理学特論」「比較行動学特論」「コミュニケーション学特論」「感性情報学特論」「社会心理学特論」「神経生理学特論」、及び本専攻教員の専門性だけではカバーしきれない領域について2年に一度特別講師を招いて開催する「心理学特殊講義」を配置する。

【実習科目】 臨床心理学コースのみの必修科目

心理臨床センター及び学外施設での実習を開始する上で不可欠な技能、態度、倫理等を学ぶ「臨床心理基礎実習」、心理臨床センターにおいて、クライアントに対するアセスメントやカウンセリングを実際に担当し、有資格者のスーパーヴィジョンや臨床指導を受ける「臨床心理実習Ⅰ,Ⅱ」、インテークカンファレンスへの発表と討議を通じた「臨床心理査定実習Ⅰ,Ⅱ」、ケースカンファレンスへの発表と討議による「臨床心理事例研究実習」を配置する。また、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の各分野の臨床心理に関わる現場で学外実習を体験する「臨床心理地域援助実習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ」を配置する。

【共通科目】 臨床心理学コース、心理学コースともに選択科目

両コースに共通する知識である「心理統計法特論」の他に、両コース共通関連領域である「精神医学特論」「障害者（児）心理学特論」「犯罪心理学特論」「産業心理学特論」「健康心理学特論」「発達心理学特論」「教育心理学特論」「人格心理学特論」を配置する。これらの科目は修了後の進路にも関係する内容になるので、各学生の希望や特性に応じて履修をアドバイスする。

[4] 心理学専攻（博士後期課程）

論文指導を行う必修の「特別研究」では、年に複数回、博士前期課程の学生も聴講する中で自らの研究内容を発表する機会も用意する。また選択科目である「心理学演習Ⅰ-Ⅵ」では、臨床心理学、神経生理学、感性情報学、比較行動学、社会心理学のうち各自の専門性に応じて1つだけ履修する。学生の専攻する専門性に応じた教員が3年間一貫して深い教育を行うと同時に、複数の教員の指導が入る機会も定期的に用意することで、高度な専門性とそれを発信するプレゼンテーション能力、並びに再現性あるデータ収集分析能力を修得させる。

<3>履修順序、配当年次の考え方

[1] 医療福祉学専攻（修士課程）

原則として1年次に「社会福祉研究（基礎）科目群」「社会福祉研究（方法）科目群」及び「社会福祉実践研究科目群」の必修科目と選択科目の特論や演習をより多く履修できるように配置している。2年次以降は、1年次の履修状況を踏まえ、発展的な科目を配置し、学生の興味関心に応じて、2年次配当科目を履修させ、それ以外の時間は研究に専念できるように科目の比重を考慮している。

『特別研究』においては、研究のための資料収集、文献研究や基礎研究を1年次から行うように指導し、2年次には指導教員だけでなく学内外の教員や研究者、院生や学生から研究方法や内容についての助言を受けながら研究を進め、原則として2年次後期までに修士論文を作成できるような体制を整えている。また研究の進捗状況や内容の精緻化については、公開による「修士論文発表会Ⅰ」「修士論文発表会Ⅱ」「修士論文発表会Ⅲ」を通じて発表することで、専攻教員をはじめ、その他の参加者の指導・助言を受け修士論文の完成を支援するとともに、研究成果については「修士論文公聴会」（公開）にて報告を行う。

[2] 医療経営学専攻（修士課程）

科目を「専門基礎領域」と「専門領域」に分け、多くの科目を1年次に履修するよう配置している。「専門基礎領域」では、医療経営を学修する上で不可欠な医学的知識と医療倫理について修得する。そして「専門領域」では「経営経済分野」と「システム分野」の各科目を、学生の希望に応じて柔軟に選択して履修できるようにしている。また、現場のニーズを踏まえた医療経営の実践家となるために、病院への実習を必修科目として配置している。さらに、座学や実習で修得した専門的能力を

踏まえ、1年次から「特別研究」を配置し、研究計画と研究に必要な高度な専門技術の学修を進めていく。そして2年次での「特別研究」では、質の高い研究を目指すために、年に2回、研究内容・経過のプレゼンテーションを開いて教員全員から指導を受け、高度な医療経営学の修士論文の完成を支援する。

[3] 心理学専攻（博士前期課程）

臨床心理学コース・心理学コースともに、基幹科目のうち基礎的内容に関する科目は1年次に、2年間通じて指導を行う特別研究は1～2年次に担当している。展開科目と共通科目は、1年次または2年次に分散担当し、基幹科目や実習科目と同じ時間帯にならないように配慮する。実習科目は「臨床心理基礎実習」を1年次に担当し、実習全体の準備教育として位置づけるとともに、「臨床心理実習Ⅰ、Ⅱ」の中に心理臨床センターの受付業務を組み入れることで、実務を通したOJTの側面を重視している。また、「臨床心理実習Ⅰ、Ⅱ」において、学生が担当するクライアントの査定や面接については、スーパーヴィジョン、インタークカンファレンス（臨床心理査定実習Ⅰ、Ⅱ）及びケースカンファレンスへの発表及び事例研究論文の作成（臨床心理事例研究実習）を行い、初学者が多角的かつ体系的に臨床技能を修得できるよう工夫している。

さらに、学外実習となる「臨床心理地域援助実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」は期間が重ならないように1～2年次に分散担当する。

[4] 心理学専攻（博士後期課程）

1年次において6つの心理学演習から、学生の志向に沿って1科目を選択させる。ここでは研究倫理も含めて再現性のあるデータ収集とその分析方法について指導する。また、1年次から開始する「特別研究」についても並行して学修を進めていく。研究指導の経過を確認し、質の高い研究を目指すために、年に2回、学生による研究内容・経過のプレゼンテーションを開いて教員全員から指導を受け、高度な心理学の博士論文の完成を支援する。これらの授業を通して、自分の専門的研究を分かりやすく発信するプレゼンテーション能力を身に付けさせる。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

医療福祉学専攻（修士課程）では、原則として1年次に「社会福祉研究（基礎）科目群」「社会福祉研究（方法）科目群」及び「社会福祉実践研究科目群」の必修科目と選択科目の特論や演習を履修し修了させ、2年次以降には1年次の履修状況を踏まえ、2年次配当科目を履修させ、それ以外の時間は研究に専念できるように指導する。『特別研究』においては、研究のための資料収集、文献研究や基礎研究を1年次から行うよう指導し、2年次には指導教員だけでなく学内外の教員や研究者から研究方法や内容についての助言を受けながら研究を進め、2年次後期までに修士論文を作成するように指導する。また研究の進捗状況については、「修士論文発表会Ⅰ」「修士論文発表会Ⅱ」「修士論文発表会Ⅲ」を通じて発表して専攻教員の指導を受け、研究成果については「修士論文公聴会」にて報告を行う。

医療経営学専攻（修士課程）では、1年次に専門基礎領域の必修科目と専門領域の演習・特論・実習を基本的に終了させるとともに、『特別研究』の準備段階及び基礎研究を並行して行う。そして、2年次の開始時に準備状況等を各専攻の教員・学生が集まった中間発表会で行った後、前期に『特別研究』の本格的な研究を、後期に研究成果の学会発表指導及び論文作成指導を通して修士論文を完成させ、その論文発表会（専攻内公開での公聴会）での審査を経て修士課程を修了する一貫した教育方法とする。

心理学専攻（博士前期課程）における臨床心理学コースでは、必修科目である「臨床心理学コース基幹科目」のうち臨床の基本知識や技能に関する授業は1年次に配置し、論文指導である「臨床心理学特別研究」は2年間を通して指導する。一方、臨床実践力を高めるための「臨床心理学コース実習科目」、本学教授陣の専門性を活かした「臨床心理学コース展開科目」、基礎分野との融合を目指した「臨床心理学コース・心理学コース共通科目」は1～2年次に分散して配置する。

特に「臨床心理実習科目」については、学内外の実習施設においてクライアントや要支援者の支援に携わる際に欠かせない態度や倫理、面接の基礎技法等について「臨床心理基礎実習」で学び、「臨床心理実習Ⅰ，Ⅱ」「臨床心理地域援助実習Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ」へと進みながら履修することにより、臨床現場で求められる知識や技能を身に付けつつ実習に臨むことができるよう配慮している。また、学内の心理臨床センターにおいて査定・面接を担当する際には、支援経過や見立て、解釈等について、個別または集団での指導、スーパーヴィジョンを受けられるよう、「臨床心理査定実習Ⅰ，Ⅱ」「臨床心理事例研究実習」を配置する。これらをバランスよく履修することで、「心の専門家」に求められる臨床的態度とともに、新たな知識を生み出す研究能力を持った専門家の養成を目指す。

なお、必修科目及び展開科目の中でE群の選択必修科目に属する科目は、臨床心

理士資格を持つ教員が担当し、臨床心理学コースの学生のみが受講できる。また、「臨床心理査定実習Ⅰ、Ⅱ」（インテークカンファレンス）、及び「臨床心理事例研究実習」（ケースカンファレンス）については、担当教員及び1年次・2年次の全員参加を原則とし、心理臨床センターの倫理規定遵守を徹底する。また、「臨床心理実習Ⅰ、Ⅱ」においては、臨床心理士をスーパーバイザーとする定期的な個別指導を提供するとともに、グループ・スーパーヴィジョン、心理査定のスーパーヴィジョン等を設定する。

一方、心理学コースでは、必修科目である「心理学コース基幹科目」で基本的な研究能力とプレゼンテーション能力を2年間通して指導する。指導教授陣の専門性に沿った「心理学コース展開科目」、「臨床心理学コース・心理学コース共通科目」を選択履修することで各自の専門性を深めるとともに、実社会での心理学の応用という視点を持った専門家の養成を目指す。

心理学専攻（博士後期課程）では、「心理学演習Ⅰ-Ⅵ」のいずれかを選択履修させることで講義形式では得られない研究ノウハウを総合的に教育する。特に、研究テーマに従った再現性のある研究データ収集分析能力の育成を重視する。また1～3年次通年の「特別研究」では、論文執筆に関する具体的な指導を行うとともに、指導教員以外の教員に自らの研究内容を年に数回発表することで、多様な批判に対する対処能力を育む。

（２）履修指導方法

〔１〕医療福祉学専攻（修士課程）

より高度な専門知識を効果的に修得させるため、授業科目の履修指導は、研究計画に基づいて当該学生の特別研究指導教員が次の基本方針により行う。

- ①学生の学部における出身分野以外の分野の授業科目についても積極的に履修を勧め、幅広い知識が得られるよう指導する。
- ②他分野からの出身者の履修にあたっては、必要に応じて学部の授業科目の受講を課す。
- ③学修の目的、将来の進路等に応じて履修を推奨する授業科目について、履修モデルを用意する。

また、特別研究指導教員は、学生個々の理解度、学修及び研究の進捗を確認しながら定期的に指導する。授業科目の履修は、専門的実践の基礎となる授業科目、修士論文作成に必要な授業科目を考慮して2年間で計画的に指導する。1年目は主に講義科目を履修し、同時に『特別研究』の準備を始め、2年次ではこれらの基礎と準備の下に研究を進め、修士論文を完成させる。

修士論文の研究テーマについては、卒業研究テーマ（学部4年次）や修士1年次の学修等を通して、基本的には自らテーマを設定できるよう指導する。なお、必要に応じて文献や情報を提供し助言を行う。

〔2〕医療経営学専攻（修士課程）

より高度な専門知識を効果的に修得させるため、授業科目の履修指導は、研究計画に基づいて当該学生の特別研究指導教員が次の基本方針により行う。

- ①学生の学部における出身分野以外の分野の授業科目についても積極的に履修を勧め、幅広い知識が得られるよう指導する。
- ②他分野からの出身者の大学院授業科目の履修にあたっては、必要に応じて大学院授業科目の理解ができるよう『特別研究』等を通して知識を補う。
- ③学修の目的、将来の進路等に応じて履修を推奨する授業科目について、履修モデルを用意する。具体的には、「病院管理志向モデル」「医療経営コンサルティング志向モデル」「国際活動志向モデル」「医療情報システムエンジニア志向モデル」を示す。

また、特別研究指導教員は、学生個々の理解度、学修及び研究の進捗を確認しながら定期的に指導する。授業科目の履修は、専門的実践の基礎となる授業科目、修士論文作成に必要な授業科目を考慮して2年間で計画的に指導する。1年目は主に講義や演習科目を履修し、同時に『特別研究』の準備を始め、2年次ではこれらの基礎と準備の下にさらに専門特化した研究を進め、修士論文を完成させる。

修士論文の研究テーマは、学部での卒業研究テーマや修士課程1年次の学修等を通して、基本的には自らテーマを設定できるよう指導する。必要に応じて文献や情報を提供し助言を行う。

〔3〕心理学専攻（博士前期課程）

授業科目の履修指導は、学生自身による研究計画に基づいて当該学生の担当教員が次の基本方針により行う。

- ①学生のこれまでの履修歴、研究テーマ、修了後の進路を勘案しつつ、履修計画立案について必要な指導助言を行う。
- ②社会人や心理学以外の領域出身者等、心理学の基礎的な学修が必要な学生には、本学学部（健康科学部心理学科）における専門科目を聴講することを求める。
- ③教育課程や各科目の設置の趣旨について、入学時のガイダンスと各年度当初の履修ガイダンスで十分に理解させる。

なお、臨床心理学コースでは、授業履修にキャンパス移動を伴うので、これらの指導助言を徹底して行い、心理臨床センターでの実習においては、倫理規定を順守すること、スーパーヴィジョンを受けること、ケースカンファレンスでの検討機会を持つことを指導する。

〔4〕心理学専攻（博士後期課程）

1年次において、「心理学演習Ⅰ-Ⅵ」の中から1科目を履修し、履修した授業科目

と絡めながら「特別研究」の理解へと深化させていく。同時に特別研究指導教員とともに、博士論文作成の基礎を中心に必要な指導を行う。また、指導教員以外の目も届くように、特別研究では年に数回自らの研究発表を行うように指導する。履修にあたっては、学生の志向に応じた専門学習へ比重がかけられるよう学修を進展させる。「特別研究」は、1年次・2年次と発展・展開させて指導して行く。3年次は1年次と2年次とを統合する形で博士論文の作成のための指導を行っていく。

（３）希望する進路に応じた履修モデル

本研究科では、学生の関心や修了後の進路等を勘案した履修モデルを設定し、年度当初に開催する履修ガイダンスや編集・発行するシラバス等を通じて提示する。これによって、系統立てた履修を計画的に進めることができる。また、研究の深化とともに履修モデルとは異なる授業科目も修得できるようにする。各授業科目により必要な知識を学びながら、各専攻における『特別研究』を履修させる。特に、特別研究指導教員は、学生個々の理解度、学修及び研究の進捗を確認しながら、論文作成に繋げていくよう学修指導を行う。

なお、いずれの履修モデルについても、実際の履修指導にあたっては、学生個々の資質や希望、学修進捗に従って柔軟に行う。

〔１〕医療福祉学専攻（修士課程）

①レジデンシャル・ソーシャルワーカー志向モデル

高齢・障害・児童等の領域で活躍する高度専門職業人を養成する。福祉施設等に勤務する相談員の中でも指導的役割の専門職者を志向する学生に対応する履修モデルである。

「社会福祉研究（基礎）領域」の必修科目８科目に加えて、「社会福祉研究（方法）領域」の選択科目から『社会福祉学特論Ⅱ』『ソーシャルワーク特論Ⅱ』を選択し履修する。

「社会福祉実践研究科目群」では、『児童・家庭福祉特論』『障害福祉特論』『高齢福祉特論』『医療福祉特論』『精神保健福祉特論』の５科目から１科目を選択のうえ『社会福祉運営管理特論』『権利擁護特論』を履修する。

②フィールド・ソーシャルワーカー志向モデル

保健・医療機関や地域福祉、司法福祉、行政機関における高度専門職業人、また一般企業の視点から多角的に地域に貢献する人材を養成する履修モデルである。

「社会福祉研究（基礎）領域」の必修科目８科目に加えて、「社会福祉関連科目群」の選択科目から『ウェルネスツーリズム』を選択し履修する。

「社会福祉実践研究科目群」では、『児童・家庭福祉特論』『障害福祉特論』『高齢福祉特論』『医療福祉特論』『精神保健福祉特論』の５科目から１科目を選択のうえ

『地域福祉特論』『権利擁護特論』『司法福祉特論』を履修する。

③教育者・研究者志向モデル

教育機関における高度専門職業人や、博士後期課程への進学、大学・専門学校等における教育・研究職等を志向する学生に対応する履修モデルである。

「社会福祉研究（基礎）領域」の必修科目 8 科目に加えて、「社会福祉研究（方法）領域」の選択科目から『社会福祉学特論Ⅱ』、「社会福祉関連科目群」の選択科目から『健康社会学』『ウェルネスツーリズム』を選択し履修する。

「社会福祉実践研究科目群」では『児童・家庭福祉特論』『障害福祉特論』『高齢福祉特論』『医療福祉特論』『精神保健福祉特論』『地域福祉特論』『社会福祉運営管理特論』『権利擁護特論』『司法福祉特論』の 9 科目の中から 2 科目を選択のうえ履修する。

【別紙資料 1】「医療福祉学専攻（修士課程）教育課程及び履修モデル」

〔2〕医療経営学専攻（修士課程）

①病院管理志向モデル

病院管理における医療経営学に関するより高度な理論と実務能力を修得するための専門教育を行い、医療機関の経営幹部職員で特に法人での企画等に関する経営の中核的職員を養成、病院管理の研究者・教育者を養成していく。また、自治体の保健・医療担当部局や地域医療審議会等の公的団体における活動に携わる人材を養成する。

必修科目の『施設経営・管理実習』に加えて、専門基礎領域科目から『医学・医療特論』『医療倫理特論』を履修する。「経営経済分野」の 9 科目の中から『医療経営特論』『医療制度・関係法特論』『医療経済学特論』『医療経営分析特論』『医療経営戦略特論』『病院財務会計特論』『病院組織管理特論』の 7 科目を、「システム分野」の 7 科目の中から『医療情報管理学特論』『医療安全特論』の 2 科目を選択のうえ履修する。

②医療経営コンサルティング志向モデル

医療制度の研究・医療情報管理・病院管理の研究を進め、経営の知識から情報管理、さらに、施設・設備管理まで広い知識と分析力、コーチング力を持った即戦力となり得る経営コンサルタントを養成する。

必修科目の『施設経営・管理実習』に加えて、専門基礎領域科目から『医学・医療特論』『医療倫理特論』を履修する。「経営経済分野」の 9 科目の中から『医療経済学特論』『医療経営分析特論』『医療経営分析演習』『医療経営戦略特論』『病院財務会計特論』『病院組織管理特論』『地域医療システム特論』の 7 科目を、「システム分野」の 7 科目の中から『医療情報管理学特論』『医療情報システム学特論』『医療

施設デザイン特論』の3科目を選択のうえ履修する。

③国際活動志向モデル

国際機関の保健・医療担当部局、JICA や海外活動のコーディネーターを派遣している医療機関の中心的職員、研究機関・教育機関での研究者・教育者を養成する。

必修科目の『施設経営・管理実習』に加えて、専門基礎領域科目から『医学・医療特論』『医療倫理特論』を履修する。「経営経済分野」の9科目の中から『医療経営特論』『医療経済学特論』『医療経営分析特論』『医療経営戦略特論』『病院組織管理特論』の5科目を、「システム分野」の7科目の中から『医療情報管理学特論』『医療情報システム学特論』『マーケットリサーチ演習』『医療施設デザイン特論』の4科目を選択のうえ履修する。

④医療情報システムエンジニア志向モデル

医療全般に亘る知識とともに、コンピュータシステムに関する専門知識を修得した医療情報の専門家、電子カルテシステムの構築・運用に関する研究を行う医療情報システム研究者、自治体をはじめとする公的団体における医療情報ネットワークの構築を行う人材を養成する。

必修科目の『施設経営・管理実習』に加えて、専門基礎領域科目から『医学・医療特論』『医療倫理特論』を履修する。「経営経済分野」の9科目の中から『医療経済学特論』『医療経営分析特論』『医療経営戦略特論』『地域医療システム特論』の4科目を、「システム分野」の7科目の中から『医療情報管理学特論』『医療情報システム学特論』『医療 ICT 特論』『マーケットリサーチ演習』『医療安全特論』『医療施設デザイン特論』の全科目を履修する。

【別紙資料2】「医療経営学専攻（修士課程）教育課程及び履修モデル」

[3] 心理学専攻（博士前期課程）

①臨床心理学コース

必修科目として「臨床心理学コース基幹科目」16単位と「臨床心理学コース実習科目」15単位を履修する。また、選択科目として「臨床心理学コース展開科目」及び「臨床心理学コース・心理学コース共通科目」から、以下のA～E各群2単位以上を含む、計10単位以上を履修する。

A 群 臨床心理学研究法特論、心理統計法特論

B 群 発達心理学特論、教育心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）、人格心理学特論

C 群 人間関係学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）、家族臨床心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）、犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する

理論と支援の展開)

D 群 精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)、障害者 (児) 心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)

E 群 心理療法特論、投映法特論、人間学的心理療法特論、認知行動療法特論、学校臨床心理学特論

A～E 群以外の科目

産業心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)、健康心理学 (こころの健康教育に関する理論と実践)

また、公認心理師資格取得を目指す学生は、「臨床心理学コース基幹科目」「臨床心理学コース実習科目」をすべて履修するとともに、「臨床心理学コース展開科目」「臨床心理学コース・心理学コース共通科目」から、以下の科目を履修する。

- ・精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)
- ・障害者 (児) 心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)
- ・犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)
- ・産業心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)
- ・健康心理学特論 (心の健康科学に関する理論と実践)
- ・教育心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)
- ・人間関係学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践) ※
- ・家族臨床心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践) ※

注) ※の科目については、1 科目以上を履修すること

②心理学コース

必修科目である「心理学コース基幹科目」16 単位以外に、選択科目である「心理学コース展開科目」及び「臨床心理学コース・心理学コース共通科目」の中から 14 単位以上を履修する。心理学コースを選択した場合は、基本的には博士後期課程まで進学し研究者志向モデルとなることを前提にしている。ただし、各自の専門領域と合致する「心理学コース展開科目」または「臨床心理学コース・心理学コース共通科目」の学修だけではなく、博士後期課程修了後の活動希望領域に応じて履修するように指導教員を中心に指導する。

【別紙資料 3】「心理学専攻 (博士前期課程) 教育課程及び履修モデル」

[4] 心理学専攻 (博士後期課程)

主に研究機関を志向する学生に対し、心理現象を数量的に科学的かつ客観的に評価し、統計学的解析を十分行うことができる研究・指導者を養成する。1～3 年通年

必修の「特別研究」12 単位の他に、以下に示す専門性の高い演習を 1 つ履修するよう指導する。「心理学演習Ⅰ」では、睡眠の精神生理を中心に学び、多面的観点から人間を理解し、支援できる心の専門家の育成を目指す。「心理学演習Ⅱ」では、動物実験を通して、比較行動学研究を推進する能力習得を目指す。「心理学演習Ⅲ」では、子育てに関する対人社会行動及び社会心理学について科学的な知見に基づく議論を行う。「心理学演習Ⅳ」では、臨床心理学のアセスメントと支援について基礎及び応用の観点から理解を深める。「心理学演習Ⅴ」では発達障害児・者の心理発達と心理的支援のあり方について、主として社会性や愛着形成の視点から検討する。「心理学演習Ⅵ」では、生理心理学的計測分析、身体運動計測と精神活動の関連、応用としてリハビリテーションとモチベーション評価等、認知判断と感情の包括的モデルを通して、感性、モチベーション、生きがいや QOL を説明できるモデルの構築と応用を目指す。

【別紙資料 4】「心理学専攻（博士後期課程）教育課程及び履修モデル」

（４）研究指導方法

〔１〕医療福祉学専攻（修士課程）

特別研究指導教員は、学生個々の研究目的が達成できるように指導・助言を行い、それぞれの研究意欲や目的・関心に沿った研究課題を選択させ、具体的な研究方法の指導、文献研究等を通じて、段階的に研究を深化させていく。そして、自立して研究を継続し得る高度の研究能力を養成するとともに、論文構成ができるよう指導を行う。特に、高度な専門職業人を目指す学生については、その実務的な専門領域に関連する研究課題を選ばせ、これに関する研究の完成を目標にして、より先進的・独創的な研究成果をあげることができるよう指導する。

1 年次では『特別研究』の計画に沿って、具体的なテーマ、自らの研究課題・方法等を明らかにし、研究の基礎を身に付ける。また『社会福祉学演習Ⅰ』『社会福祉学演習Ⅱ』においては、修士論文研究の構想や進捗状況について公開で発表する「修士論文発表会Ⅰ」や「修士論文発表会Ⅱ」を実施する。この発表にむけた準備や指導、発表とその後の指導を通じて、主指導教員や副指導教員、特別研究担当教員を含む専攻教員、学内の教員より研究指導を受ける。

2 年次では、関連学会や研究会への参加等も奨励し、問題事項の抽出や問題解決の手法等について、常に目を配っておくよう指導する。また 2 年次には研究をさらに推進させる。『社会福祉学演習Ⅲ』においては、公開で「修士論文発表会Ⅲ」を行い、修士論文の中間報告を行う。この発表にむけた準備や指導、発表とその後の指導を通して、主指導教員や副指導教員、特別研究担当教員を含む専攻教員、学内の教員より研究方法や内容についての助言を受ける。研究の中間的成果については、学生相互においても十分に討議できるよう指導する。修士論文の作成に向けては、主・

副指導教員のみならず、複数の教員が多方面から総合的に指導する体制を構築する。また『社会福祉学演習Ⅳ』では、提出前に修士論文研究報告を行う最後の機会である「修士論文公聴会」を行う。主指導教員や副指導教員、特別研究担当教員を含む専攻教員、学内の教員より、発表にむけた準備や指導、発表やその後の研究指導を受けて修正を行い、提出にむけて修士論文を完成させる。

【別紙資料 5】「医療福祉学専攻（修士課程）入学から修了までのスケジュール」

〔2〕医療経営学専攻（修士課程）

それぞれの研究意欲・目的・関心に沿った研究課題を選択させ、具体的な研究方法の指導、文献研究等を通じて、段階的に研究を深化させる。そして、自立して研究を継続し得る高度の研究能力を養成するとともに、学術的な論文作成ができるよう指導を行う。特に、高度専門職を目指す者については、その実務的な専門領域に関連する研究課題を選ばせ、これに関する研究の完成を目標にして、より先進的・独創的な研究成果をあげることができるよう指導する。

1 年次では『特別研究』の計画に沿って、具体的なテーマ、自らの研究課題・方法等を明らかにし、研究の基礎を身に付ける。2 年次では、関連学会や研究会への参加等も奨励し、何が問題となっているか、どのように解決されようとしているのか等について、医療及びその経営に関する現代の動向に常に情報収集するよう指導する。また、『特別研究』の中間的成果は段階的に報告させ、学生相互の討議も重視して行う。修士論文の作成に向けては特別研究指導教員のみならず、他の教員も積極的に指導にあたることのできる体制をつくり、様々な面から問題を捉え、解決する能力の修得を目指す。

【別紙資料 6】「医療経営学専攻（修士課程）入学から修了までのスケジュール」

〔3〕心理学専攻（博士前期課程）

臨床心理学コースでは「臨床心理学特別研究Ⅰ，Ⅱ」の担当者、心理学コースでは「心理学特別研究」の担当者が、それぞれ主たる研究指導教員として、研究課題の適切な設定、展開する研究方法、必要な授業科目選択、専門的な学修等を 2 年間にわたって計画的に指導する。なお、臨床心理学コースの研究指導教員は臨床心理士有資格者とし、研究テーマは臨床心理学に関するものとする。

【別紙資料 7】「心理学専攻（博士前期課程）入学から修了までのスケジュール」

〔4〕心理学専攻（博士後期課程）

特別研究の主指導教員は、研究課題の適切な設定、展開する研究方法、必要な授業科目選択、専門的な学修等を 3 年間にわたって計画的に指導する。1 年次は研究

課題の設定と方法論の確定を、仮説の設定・デザインの設定に重点を置いた指導を行い、2 年次から 3 年次にかけてそれらの着手・展開・発展について指導を行う。関連学会での発表も行い、広い視野を養う。また、専任教員全てが論文の進行過程を確認指導する上で、年に数回、定期的に学生にプレゼンテーションを行わせ、それに基づいて全員で討議する。

【別紙資料 8】「心理学専攻（博士後期課程）入学から修了までのスケジュール」

（５）学位論文審査体制

〔１〕医療福祉学専攻（修士課程）

医療福祉学専攻（修士課程）における学位論文を評価する際の審査基準は、次のとおりとする。

①審査基準

〔研究テーマの設定〕

当該研究科専攻における専門領域に関する特定のテーマについての研究論文であり、研究テーマ・課題の設定が適切であること。

〔研究方法の妥当性〕

研究テーマを探究するための研究方法が妥当であること。

〔考察及び結論の妥当性と意義〕

- ・ 先行研究をふまえ、論文構成・論文の記述（本文、図表、引用など）が十分かつ適切であること。
- ・ 研究目的、分析、結果、考察のプロセスにおける論旨が明確かつ一貫しており、論理的に明確な結論が導かれているとともに研究成果が社会福祉の実現に寄与するものであること。

〔研究倫理〕

研究倫理が遵守されていること。

②論文審査委員の体制

審査委員は、主査（指導教員）及び 2 名の副査による 3 名で構成され、審査委員の選定は、研究科委員会にて承認した者とする。審査の必要に応じて、審査委員に研究科内の他専攻の教授または准教授を委員に充てることができる。

③審査方法及び審査項目

〔審査方法〕

「修士論文構想発表会」、「修士論文中間発表会」、「修士論文公聴会」を経て提出された修士論文を対象として、口頭試問及び論文審査を行う。なお、「修士論文

構想発表会」「修士論文中間発表会」「修士論文公聴会」は、公開とする。

〔審査項目〕

ディプロマ・ポリシー及び上記「論文審査基準」にもとづき口頭試問及び論文審査を行う。なお、口頭試問は、主査及び副査の3名で行う。

〔2〕医療経営学専攻（修士課程）

医療経営学専攻（修士課程）における学位論文を評価する際の審査基準は、次のとおりとする。

①審査基準

〔研究テーマの設定〕

当該研究科専攻における専門領域に関する特定のテーマについての研究論文で、申請された学位に対して妥当なものであること。論文作成にあたっての問題意識が明確で、研究テーマ・課題の設定が適切であること。

〔研究方法の妥当性〕

研究テーマを探究するための研究方法が妥当であること。

〔考察及び結論の妥当性と意義〕

- ・ 先行研究をふまえ、論文構成・論文の記述（本文、図表、引用など）が十分かつ適切であること。
- ・ 研究目的、分析、結果、考察のプロセスにおける論旨が明確かつ一貫しており、論理的に明確な結論が導かれていること。
- ・ 研究成果が社会・保健・医療・福祉の実現に寄与するものであること。

〔研究倫理〕

研究倫理が遵守されていること。

②論文審査委員の体制

審査委員は、主査（指導教員）及び2名の副査による3名で構成され、審査委員の選定は、研究科委員会にて承認した者とする。審査の必要に応じて、審査委員に研究科内の他専攻の教授または准教授を委員に充てることができる。

③審査方法及び審査項目

〔審査方法〕

「修士論文構想発表会」、「修士論文中間発表会」、「修士論文公聴会」を経て提出された修士論文を対象として、口頭試問及び論文審査を行う。なお、「修士論文構想発表会」「修士論文中間発表会」「修士論文公聴会」は、公開とする。

〔審査項目〕

ディプロマ・ポリシーにもとづき、上記「論文審査基準」にもとづき口頭試問及び論文審査を行う。なお、口頭試問は、主査及び副査の3名で行う。

[3] 心理学専攻（博士前期課程）

心理学専攻（博士前期課程）における学位論文を評価する際の審査基準は、次のとおりとする。

①審査基準

〔論文の審査項目〕

- 1) 当該専門分野における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身に付けているか。
- 2) 研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- 3) 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっており、論理的に明確な結論が導かれているか。
- 4) 設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。

〔研究倫理〕

研究倫理が遵守されていること。

②論文審査委員の体制

審査委員は、主査（指導教員）及び 2 名の副査による 3 名で構成され、審査委員の選定は、研究科委員会にて承認した者とする。審査の必要に応じて、審査委員に研究科内の他専攻の教授または准教授を委員に充てることができる。

③審査方法

審査委員は、提出された修士論文について、上記審査基準に基づき審査を行う。論文提出前の経過報告会と提出した修士論文に基づく発表及び質疑応答を含む公聴会を行う。

[4] 心理学専攻（博士後期課程）

心理学専攻（博士後期課程）における学位論文を評価する際の審査基準は、次のとおりとする。

①審査基準

〔論文の審査項目〕

- 1) 当該専門分野における博士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身に付けているか。

- 2) 研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識が明確であるか。
- 3) 論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であり、結論に至るまで首尾一貫した論理構成になっており、論理的に明確な結論が導かれているか。
- 4) 設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか。
- 5) 当該専門分野の理論的見地または実証的見地に加え、国際的な学術水準から見て、独自の価値を有するものとなっているか。

〔研究倫理〕

研究倫理が遵守されていること。

②論文審査委員の体制

審査委員は、主査（指導教員）及び2名の副査による3名で構成され、審査委員の選定は、研究科委員会にて承認した者とする。審査の必要に応じて、審査委員に研究科内の他専攻の教授または准教授を委員に充てることができる。

③審査方法

〔課程博士〕

審査委員は、提出された博士論文について、本研究科で定める学位論文評価基準に基づき審査を行う。また提出された博士論文に基づき発表と質疑応答を含む公聴会を行う。

〔論文博士〕

学力の確認は、申請者の学歴、業績の審査または筆答・口頭試問により行う。審査委員は、提出された博士論文について、本研究科で定める学位論文評価基準に基づき審査を行う。また提出された博士論文に基づき発表と質疑応答を含む公聴会を行う。

（6）研究の倫理審査体制

「広島国際大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規定」に基づき、現在、設置されている健康科学研究科の倫理審査委員会において、倫理審査を受け体制をとっている。本委員会は、「ヘルシンキ宣言」「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づいて審査を実施しており、審査内容は、研究の意義、研究対象者に及ぼす負担、研究への協力のための手続き、個人情報保護のための方策、研究を実施するに際し考慮すべき倫理的な問題・課題、利益相反等である。また、広島国際大学大学院健康科学研究科の学生の倫理審査も本委員会によりなされている。

さらに、動物実験に関しては「広島国際大学動物実験に関する規定」に基づき、実験動物に無用な苦痛及びストレスを与えないように、実験方法及び実験環境等について倫理面への配慮を求める内容とし、適正な動物実験の実施体制を構築している。

【別紙資料 9】「広島国際大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規定」

【別紙資料 10】「人を対象とする生命科学・医学系研究倫理委員会審査の流れ」

【別紙資料 11】「広島国際大学動物実験に関する規定」

（7）修了要件

医療福祉学専攻（修士課程）及び医療経営学専攻（修士課程）の修了要件は、「当該課程に 2 年以上在学して、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること」としている。

心理学専攻（博士前期課程）では、コースによって修了要件が異なる。臨床心理学専攻は、「当該課程に 2 年以上在学して、所定の授業科目について 41 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること」としているのに対して、心理学コースでは、「当該課程に 2 年以上在学して、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること」としている。

心理学専攻（博士後期課程）では、「当該課程に 3 年以上在学し、所定の授業科目について 16 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け博士論文の審査及び最終試験に合格すること」としている。

6. 基礎となる学部（又は修士課程）との関係

[1] 医療福祉学専攻（修士課程）

修士（医療福祉学）を授与する本研究科は、学士（医療福祉学）を授与する健康科学部医療福祉学科を基礎とする。

健康科学部は、心理学科・医療栄養学科・医療経営学科・医療福祉学科を有し、「地域や企業と連携した実践型の授業を行い、健康を軸に、高い専門性と広い視野、柔らかな心を持った人材の育成」を目指している。

健康科学部医療福祉学科は、医療福祉学専攻・介護福祉学専攻・保育福祉学専攻の3専攻を有し、豊かな人間性を涵養しながら、ソーシャルワークを基盤とした実践的かつ専門的な学びのできる教育を提供している。具体的には、医療福祉学専攻では、「社会福祉に関する価値、知識、援助技術を修得する。豊かな人間性を土台に専門的な学びを深めながら、さまざまな生活上の問題を抱えた人びとの支援及び地域社会に貢献できる」人材の養成を目指している。また介護福祉学専攻では、「利用者の生活状況を的確に把握し、根拠に基づいた個別の生活支援ができる。豊かな人間性を土台に、専門的な学びを深めながら、介護福祉専門職として利用者の『尊厳と自立を支えるケア』が実践できる」人材の養成を目指している。保育福祉学専攻では、「子どもをとりまく環境を深く理解し、子どもの最善の利益を考えた支援ができる。豊かな人間性を土台に専門的な学びを深めながら、保護者や地域と連携した『子育て・子育ち・親育ち・地育ち』支援ができる」人材の養成を目指している。

医療福祉学専攻（修士課程）の教育目的は、社会福祉分野における深い学識を備え、現代社会における多様な地域生活課題を多角的・学術的な観点から分析し関係機関と連携・協働することで、医療・福祉分野で活躍できる人材を育成することである。これは、ソーシャルワークを基盤とした専門的な学びを提供する学科教育と連続した教育課程となっている。具体的には、本専攻では、「社会福祉研究（基礎）科目群」「社会福祉研究（方法）科目群」「社会福祉関連科目群」「社会福祉実践研究科目群」の4つの科目区分を設けた教育課程となっている。「社会福祉研究（基礎）科目群」「社会福祉研究（方法）科目群」では、社会福祉学を基礎として、医療・福祉分野における深い学識と卓越した実践力を備えた高度専門職業人ならびに研究者の育成に必要とされる実践的及び発展的な知識・技術を修得させる。さらに「社会福祉関連科目群」では、健康を軸にした発展的な学びを通して視野を広げ、「社会福祉実践研究科目群」の学びを通して自らの研究関心のもと地域生活課題の解決のために必要とされる理論及び研究能力を修得させ、あらゆる人の自己実現と社会参加を促すことのできる高度で、実践的な高度専門職業人を育成していく。また「特別研究」の担当教員は、基礎となる学科においても専門科目を担当していることから、学科からの進学者は本専攻において連続性のある研究を行うことができる。

このように、本専攻と基礎となる健康科学部医療福祉学科は、教育課程上において
連関・接続性を有している。

【別紙資料 12】「医療福祉学専攻（修士課程）の教育体系図(学部教育との関連図)」

〔2〕医療経営学専攻（修士課程）

修士（医療経営学）を授与する本研究科は、学士（医療経営学）を授与する健康科学部医療経営学科を基礎とする。

健康科学部は、健康増進を形成する基本要素となる「交流、休養、栄養・食生活」等の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善について幅広く学ぶことを特色としている。そして、こうした幅広い学びを通して「人々の健康の維持・増進と社会の活性化のため、こころ、身体、社会環境について総合的に探求し、あらゆる人々のしあわせをマネジメントできる人材」を育成することを目的としている。医療経営学科は、この学部の教育目的を踏まえ、健康・医療分野の経営学、経済学、医学、情報学等の総合的かつ実践的な学びを通して、「健康や医療の領域において効率的な事業運営を担うマネジメント能力を有した人材」を育成することを目的としている。

健康科学部医療経営学科では、経営学等の基礎科目を非営利事業である医療への応用を意識した総合的なカリキュラムを構成し、多様な視点から健康と医療を科学的にアプローチする専門的なスキルを修得する学修環境を整備している。特に、実際に医療施設で行われている業務を演習したり、医療機関に集積される患者データを用いて多様な解析を演習したりするなど、医療のマネジメントに関わる実践的な演習科目を数多く配置している。また初年次から徹底した少人数教育を実施し、問題発見能力、問題解決能力等の基礎的能力はもちろん、コミュニケーション・スキルや道徳的・倫理的な教育にも力を入れ、健康医療分野において高い水準で活躍できる専門職業人の養成を図る教育体制を整備している。

医療経営学専攻（修士課程）の教育目的及び教育課程は、まずは医療経営学に対する社会的なニーズに対応したものであるのは当然のことであるが、医療経営学教育を行う基礎となる学部とも接続、連続して構成している。

本専攻の教育課程に設ける科目区分「専門基礎領域」と「専門領域」における「経営経済分野」「システム分野」のすべての科目は、健康科学部医療経営学科の専門科目をより高度な内容に発展したものである。また、実習科目「施設経営・管理実習」は、医療経営学科での実習科目「医療施設管理実習」をより高度な実務的な内容に発展するものである。さらに、「特別研究」の担当教員は、基礎となる学部等においても演習科目を担当していることから基礎となる学部等からの進学者は、連続性のある医療経営学の研究を本研究科において遂行することができる。

以上のとおり、本研究科と基礎となる健康科学部医療経営学科は、教育課程上において連関しており、高い教育の接続性を有している。

【別紙資料 13】「医療経営学専攻（修士課程）の教育体系図(学部教育との関連図)」

〔3〕心理学専攻（博士前期課程、博士後期課程）

本専攻の基礎となる学部は、本学の健康科学部心理学科である。心理学科では、ストレスの多い社会に対し、さまざまな心理学とコミュニケーション技術をもとに、自己や他者のこころに関心を持つ人材、さらに肯定的自己理解と他者への共感的理解を持ちながら、温かい人間関係を構築し、社会の中で生じる課題を創造的に解決できる人材を育成することを目標としており、臨床心理士及び公認心理師の養成と様々な社会で心理学を活かす人材の養成を行っている。

臨床心理学コースの進学対象者は、臨床心理士や公認心理師の資格を取得し、修了後、心理臨床に携わること、また臨床心理学やその周辺領域を専門とする教育・研究者になることを目指す学生である。心理学科で公認心理師対応科目をすべて履修している学生が中心であるが、これらの科目を履修していない学生も対象となる。公認心理師対応科目のうち4年次に開講される心理実習では、30名程度の学生が履修中である。また本学必修のゼミの授業では、全14ゼミのうち臨床心理学を主とする教員のゼミが3つあり、精神医学を主とするゼミが1つある。今後、現在臨床心理専門職大学院に所属している、臨床心理学を専門とする教員によるゼミも開講される予定である。

心理学コースの進学対象者は、心理学及び関連領域の学部を卒業した者のうち、教育・研究者を志望する学生である。本学心理学科では、臨床心理学・精神医学を除く10ゼミの内訳は、認知心理学1、比較行動学1、コミュニケーション学1、感性情報学2、社会心理学2、神経生理学1、健康心理学1、発達心理学1の10研究室がある。それぞれに対応する科目が、心理学コースの展開科目または共通科目に設置されている。

これまで、この学部教育と直接つながった大学院は、臨床心理専門職大学院であり、主として、臨床心理士及び公認心理師資格を取得し、実務家として就職することを希望する者が進学しており、それ以外の学生、とりわけ研究志向の強い学生にとっては本学大学院に進むべきコースが存在しなかった。また、博士課程についても臨床心理学のみならず他の応用心理学や基礎心理学の授業科目が設定されているにも関わらず、専門職大学院においては、臨床分野の事例研究論文の指導のみがなされており、実験あるいは調査研究論文の指導が必須ではなかったために、専門職大学院から博士課程への進学希望者がほとんどいない状態が続いていた。今般の改組により、臨床心理分野以外の学生を受け入れる心理学コースが設置されること、また、臨床心理学コースにおいても、事例研究のみならず、実験あるいは調査研究を含む、幅広い修士論文の作成の指導を行うことで、学部、博士前期課程、博士後期課程と連続した9年間の教育システムが完成されることとなる。

【別紙資料 14】「心理学専攻（博士前期課程、博士後期課程）の教育体系図

(学部教育との関連図)」

7. 取得可能な資格

本研究科において、取得可能な資格は、下表のとおりである。

(1) 心理学専攻（博士前期課程）臨床心理学コース

[1] 臨床心理士

- ①公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会認定資格
- ②受験資格取得可能
- ③臨床心理学コースに所属し、日本臨床心理士資格認定協会の指定科目に対応する科目を履修し、博士前期課程を修了することで取得可能。

[2] 公認心理師

- ①国家資格
- ②受験資格取得可能
- ③公認心理師法施行規則で定める「大学における公認心理師となるために必要な科目」を修得して大学を卒業した者が、臨床心理学コースに所属し、同法施行規則で定める「大学院における公認心理師となるために必要な科目」に相当する科目を履修し、博士前期課程を修了することで取得可能だが、当該科目の履修が修了の必須条件ではない。

8. 実習の具体計画

(1) 心理学専攻（博士前期課程）臨床心理学コース

[1] 臨床心理士、公認心理師受験資格に関する実習の具体的計画

①実習の目的

心理学専攻（博士前期課程）臨床心理学コースにおいては、臨床心理学及び関連領域における高度専門職業人を養成するため、臨床心理士資格審査規定、及び公認心理師法に定める基準に基づき、教育課程を設けるとともに必要な学外実習科目を配置する。

「臨床心理地域援助実習Ⅰ（心理実践実習）」

「臨床心理地域援助実習Ⅱ（心理実践実習）」

「臨床心理地域援助実習Ⅲ（心理実践実習）」

これらの科目については、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働分野に属する学外の臨床心理関連施設において、臨床心理士及び公認心理師として専門的業務に携わる際に必要とされる知識、技能、態度、倫理を体験的に修得することを目的とする。各科目の分野ごとの内訳は、保健医療分野（「臨床心理地域援助実習Ⅰ（心理実践実習）」）、福祉分野及び司法・犯罪分野（「臨床心理地域援助実習Ⅱ（心理実践実習）」）、教育分野及び産業・労働分野（「臨床心理地域援助実習Ⅲ（心理実践実習）」）となっている。

②実習施設の確保

本学は、2003年度から総合人間科学研究科（臨床心理学専攻）として、2007年度からは専門職学位課程である実践臨床心理学専攻として、臨床心理士の養成に取り組んできた。その実習については地域の関連機関に長期にわたって依頼し、引き受けていただいていた経緯がある。そのため、新たに設置する心理学専攻臨床心理学コースにおいても、引き続きそれらの実習施設での実習を計画している。

広島県内及び近県において、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働分野を含む35の実習施設を確保している。臨床心理学コースの入学定員18人に対して、臨床心理士・公認心理師の実習を行う上で十分な受け入れ施設を確保している。各施設の実習指導者は、臨床心理士や公認心理師資格取得者が担当し、また、業務内容や組織体制に基づき、関連分野の職員が共同で指導を担当する。実習指導者は、当該分野における豊富な実務経験を有しており、各分野の心理職に求められる知識、技能等についての適切に指導する資質を備えている。

また、これらの実習施設の多くは、従来から本学実践臨床心理学専攻（専門職大学院）からの引き続きであり、心理臨床家に必要な実践的な知識、技能、態度、倫理を習得する上で十分な実習機会と、連携体制を構築することが可能である。

③実習先との契約内容

学外実習施設と大学は、実習期間、実習方法、実習中の事故の取り扱い、実習指導体制などについて協議の上、「実習委託契約書」を締結する。

また、実習開始にあたっては、個人情報保護や倫理遵守等について、大学において適切に指導するとともに実習施設に対する、学生自身の署名・捺印による「誓約書」を提出する。

④実習施設との連携及び実習水準の確保

実習を円滑に進め、実習水準を維持することを目指し、臨床心理学コースの専任教員で構成する学外実習担当者会を設ける。専任教員は、実習施設への訪問、連絡調整を行うとともに、到達目標に基づく学生の実習内容の確認や評価等について実習指導者と意見交換を行う。また、実習中は、実習生と教員、実習指導者間で、緊密に連絡を取り、事故等緊急時には、事務担当部署と協力して組織的に対応する。

なお、学生全員が公益財団法人日本国際教育支援協会による「学生教育研究災害傷害保険」に加入し、実習を含む教育研究活動中・学校管理下の傷害事故に対応する。さらに、同保険に付帯する「学生教育研究賠償責任保険」にも併せて加入し、実習を含む教育研究活動中の賠償事故に対応する。また、感染症対策については、大学及び学外実習施設の基準に従い、必要な予防措置を行うとともに、緊急時には必要な対策を取るものとする。

⑤事前・事後指導及び実習中の巡回指導計画

実習開始前の準備教育として「臨床心理基礎実習」を活用する。担当教員は、学外実習のスケジュール調整を行うとともに、学生に対する実習前、実習後の指導を行う。また、実習期間内には担当教員が実習施設に赴き、現場での指導を実施する。更に、定期的に実習担当者意見交換会を実施し、実習内容や指導方法また実習全体の進め方等について意見を交換するとともに、実習計画を調整し改善していく仕組みを構築する。

⑥実習施設における指導者の配置計画

学外実習施設で委嘱する実習指導者は、いずれも経験豊かな臨床心理士や公認心理師である。また、公認心理師に関する実習指導者調書を作成していただいており、それぞれの分野の心理実践における5年以上の実務経験を有していることが担保されているとともに、実習指導者1名につき実習生5名以内での実習を実現している。

⑦成績評価体制及び単位認定方法

実習に関わる学生の成績評価は、各施設の実習指導者による評価を踏まえて、

科目担当教員全員で協議の上、総合的に判断する。

以下の 4 項目の到達目標について評価し、その総合点を本科目の成績とする。
評価方法は実習指導者による個別評価及びレポートとする。

- (1) 各分野において、心の専門家として人々や地域社会に貢献するとはどのようなことか、また、心理職の役割や専門性、連携を理解し、説明できる。
- (2) 実習施設の利用者の特徴を理解し、利用者との心理的、物理的距離、心理職の役割と専門性、倫理、心理検査や面接などについて、理解し説明できる。
- (3) 他職種との協働体制を可能にする前提条件や臨床心理学の効用と限界について理解し説明できる。
- (4) 実習施設に関する法律や制度の中で心理臨床家がどのような役割を果たしているかを理解するとともに、当該領域における心理臨床家の姿勢・態度は他の領域とどこが共通し、どこが異なるのか説明できる。

⑧研究指導と実習の配置状況

臨床心理学コースの学生は、修了要件として 41 単位以上の修得が必要となっており、学生が、過大な負担なく臨床心理士及び公認心理師の受験資格を取得するとともに、研究活動のための十分な時間を確保できるよう、時間割編成や学内外の実習の配置を適切に行う。

臨床心理士及び公認心理師の両資格の受験資格取得をめざす標準的な学生の想定状況としては、1 年次においては 1 日に平均して 2～3 コマ程度であり、比較的余裕のある科目配置となっている。この期間の実習については、学内実習として、通年で実施する「臨床心理基礎実習」「臨床心理査定実習Ⅰ・Ⅱ」「臨床心理実習Ⅰ」が配置されている。更に、ケースカンファレンスへの参加やゼミ（「臨床心理学特別研究」）の参加があり、毎週 3 時間程度となっている。いずれも学内施設で行うため、移動時間は不要であり、また発表の主体は 2 年次の学生であるため、学生への大きな負担とはならない。また学外実習としてそれぞれ 10 日間の実習が、「臨床心理地域援助実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」として、1 年次後期、2 年次前期、2 年次後期に配置されている。各実習は重ならないように配当されており、過大な負担とならないよう配慮されている。1 年次後期からは、「臨床心理実習」において、週 1 回、4 時間のセンター実習が開始される。また、ケース担当やインテーク陪席等が開始される。2 年次においては、ケース担当が増え、修士論文作成のためゼミに割く時間が多くなるが、授業配当は一日 1～2 コマ程度に軽減されるため、過大な負担とはならないと考えられる。

以上のように、臨床心理学コースの学生は、取得必要単位数が多く、実習にも参加する必要があるが、前述の通り、学生にとって過度な負担にならない教育課程を整備しており、指導教員が授業等を担当しない時間帯を学生に対する個人指導に充てることができる。

【別紙資料 15】「心理学専攻（博士前期課程）臨床心理学コース実習施設一覧」

【別紙資料 16】「心理学専攻（博士前期課程）臨床心理学コース実習施設の使用
承諾書」

【別紙資料 17】「心理学専攻（博士前期課程）臨床心理学コース実習計画」

【別紙資料 18】「心理学専攻（博士前期課程）臨床心理学コース時間割モデルケー
ス」

9. 入学者選抜の概要

(1) 受け入れる学生像

本大学院では、ひとと共にあゆみ、こころに届く医療を実践し、健康・医療・福祉分野で活躍しうる専門職業人を育成することを使命とし、次の各専攻におけるアドミッション・ポリシーに基づき、高度で専門的な知識や技能を修得させ、国際的視野を備えた専門職業人を養成していく。

【アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）】

研究科	専攻	アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）
健康科学研究科	医療福祉学専攻 (修士課程)	医療福祉学専攻は、社会福祉学を深め、また現場の実践知を研究としてまとめあげ、社会の人々の自己実現と社会福祉の発展に貢献する意欲のある人を求めます。
	医療経営学専攻 (修士課程)	医療経営学専攻は、適切で望ましい医療サービスの提供システムを広い視野から探求し、医療現場で実践することで、社会に貢献したい人を求めます。
	心理学専攻 (博士前期課程)	心理学に関する基礎的な知識を有しており、広く他者のために貢献したい人を求めます。臨床心理学コースでは、臨床心理学に関する実践力と研究力とを学ぶ意欲を持ち、高度専門職業人への強い志向性を持つ人を求めます。心理学コースでは、修了後心理学の研究知見を幅広く社会に還元しようとする意欲や指向性を持つ人を求めます。
	心理学専攻 (博士後期課程)	心理学に関する研究を主体的に行い、研究者としてその学術的成果を発信することで心理学の発展に貢献し、さらにその成果を活かして広く他者のために貢献したい人を求めます。

(2) 入学者選抜の実施計画

今般設置する健康科学研究科の入学者選抜実施は、次のとおり行う。

(1) 入学者選抜の趣旨

①大学院入学者の選抜は、「大学院入学試験要項」に沿って、大学院教育を受けるに相応しい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施する。入学者の選抜には、次の選抜方法を取り入れ、社会のニーズに配慮するとともに、本学の特性に最も適した方式として計画する。

イ 学内進学者入試

ロ 一般入試

ハ 社会人入試

②合格者の決定にあたっては、評価尺度を多元化し、多面的な判定を行う。

(3) 入学者選抜の方法等

前述の趣旨に沿って、次のとおり入学者を選抜する。

①学内進学者入試

在学中の成績を含めた書類審査及び面接試問、心理学専攻においてはこれに加えて筆記試験により合格判定を行う。出願資格は、次項に該当する者とする。

(修士・博士前期課程)

本大学の卒業見込み者

②一般入試

書類審査及び面接試問、心理学専攻においてはこれに加えて筆記試験により合格判定を行う。

出願資格は、次の各項のいずれかに該当する者とする。

(修士・博士前期課程)

イ 大学を卒業した者及び卒業見込みの者

ロ 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び授与される見込みの者

ハ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び修了見込みの者

ニ 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び授与される見込みの者

ホ 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

ヘ 文部科学大臣の指定した者

ト その他本大学院において上記イ号の者と同等以上の学力があると認めた者

(博士後期課程)

イ 修士の学位または専門職学位を有する者及び修士の学位または専門職学位を取得見込みの者

ロ 外国の大学において、わが国の大学院修士課程または専門職学位課程に相当する学校教育を修了し、これにより修士の学位または専門職学位に相当する学位を有する者

ハ 文部科学大臣の指定した者

ニ その他本大学院において上記イ号の者と同等以上の学力があると認めた者

※外国人留学生は次の事項に留意すること。

・入学時の在留資格が原則として「留学」であること。

・本国において在留資格「留学」を取得するために必要な期間が確保できるこ

と。

③社会人入試

入学時に３年以上の社会人としての経験を有する者に対して実施する。

出願資格は、一般入試の出願資格のいずれかに該当する者とする。

④科目等履修生

大学入学資格を有する者を対象として、大学で履修した授業科目の単位を認定する。

出願資格は、高等学校を卒業した者、またはそれと同等以上の学歴を有する者とする。

また、選考は書類審査により実施する。

（４）選抜体制

入学者の選抜においては、各専攻の特色を生かして、受験者が公平に実施できる受験環境確保に努めている。

また、合否判定業務においては、研究科長及び専攻長と綿密に打合せ、研究科委員会にて合否判定（案）を審議し、学長が合格者を決定している。

10. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の考え方・特色

専任教員の配置にあたっては、教育・研究水準の維持向上や教育研究の活性化に支障がない教員組織の編成となるように配慮しており、高い教育研究実績を持つ専任教員と実務経験が豊富な教員を配置することで、教育研究を機能的かつ補完的に推進できる組織となっている。なお、教育上主要と認める授業科目については、教授、准教授を配置している。

[1] 医療福祉学専攻（修士課程）

本専攻の履修モデルとして、「レジデンシャル・ソーシャルワーカー志向モデル」「フィールド・ソーシャルワーカー志向モデル」「教育者・研究者志向モデル」の3つを設定している。本専攻では、ソーシャルワーク理論及び各分野における研究能力に優れた専門家の教員である専任教員の教授・准教授を「社会福祉研究（基礎）科目群」「社会福祉研究（方法）科目群」「社会福祉実践研究科目群」に配置し、その分野に対する教育・研究を全般に亘り指導できるように配慮する。また「社会福祉関連科目群」「社会福祉実践研究科目群」では、種々の分野で高い業績と研究能力を有する専任教員の教授・准教授及び兼任教員・兼任教員を配置する。

教員配置の骨子は、本専攻の基礎となる学部・学科の「健康科学部医療福祉学科」の専任教員で構成し、教育・指導を行う。

[2] 医療経営学専攻（修士課程）

医療現場に即した教育を行い、即戦力となり得る人材育成のため、医療現場・関連分野での実務経験者を教員として配置する。特に、特別研究指導教員は、医師・病院勤務経験者・企業管理経験者のほか、経営コンサルタント・病院管理学・情報通信・管理工学・医事法学・建築学等専門的多分野出身の研究・教育職で構成する。医療経営学分野は広く多分野から構成されるものであるが、これら教員が学際的専門分野の知識を総合し研究指導にあたる。また、修士論文の作成に向けては特別研究指導教員のみならず、他の教員も積極的に指導にあたることのできる体制をつくり、様々な面から問題を捉え、解決する能力の修得を目指すように配慮する。

教員配置の骨子は、本専攻の基礎となる学部・学科の「健康科学部医療経営学科」の専任教員で構成し、教育・指導を行う。

[3] 心理学専攻（博士前期課程）

心理学専攻（博士前期課程）心理学コース及び臨床心理学コースにおいて、心理学に関する高度な知識と技能を備えた実務家、あるいは教育・研究者を養成するためには、関連する領域も含めて多様な学問分野の教員をバランスよく配置すること

が重要である。また各コースの教育で論文指導など主要な内容を含む基幹科目については、必ず経験豊富な教授または准教授が含まれるように教員配置するように心がける。

臨床心理学コースでは、臨床心理士の資格を有する8人の教員が論文指導を行う。これらの教員は公認心理師の資格も持ち、卓越した専門性だけでなく、実務経験も豊富であり、心理臨床に関する高度専門職業人を養成することが可能である。特に心理臨床実践における主要分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）における経験を持つ教員を分野ごとに配置する。

一方、心理学コースでは、臨床心理学コースとは別の教員10人が研究論文指導に当たる。専任教員のそれぞれの専門は、認知心理学、発達心理学、社会心理学、生理心理学、動物心理学、健康心理学、睡眠改善学、人間工学、コミュニケーション学と様々であり、多様な分野に関して学部教育からの一貫した教育が可能となる。

[4] 心理学専攻（博士後期課程）

教育研究者を目指す博士後期課程では特に高い専門性が求められるため、研究と教育との両方の経験の豊富さが求められる。本課程の基礎となる心理学専攻（博士前期課程）で論文指導に当たる教員の内、臨床心理学コースから2名、心理学コースから4名を選抜し配置する。6名の教員はそれぞれ専門性の高い教育研究を行っているが、同時に相互の連携を密にするため、協同で指導に当たる特別研究を1-3年間継続的に実施する。これにより基礎心理学的視点と臨床心理学的視点の両方を兼ね備えた人材を養成する。

（2）専任教員配置の計画と特色及び年齢構成

専任教員の配置に当たっては、博士号等の学位の保有状況をはじめ、それぞれの専門分野における教育実績や研究業績、実務経験などと、職位及び担当予定の授業科目との適合性について、十分な検討の基に配置している。

また、本大学の教育系職員の定年は満65歳であり、「広島国際大学就業規則」により規定されているが、「特任教員規定」では、専任教員と同様に専ら教育・研究・大学運営に従事する者、または特に任じられた職務を行う者で、採用年度の前年度の末日において満70歳以上とならない者を採用することができる。本学部の教員組織も、これらの規定を踏まえた編成としている。なお、各学科における専任教員配置上の職位及び博士号取得者、年齢構成は以下に示すとおりである。

[1] 医療福祉学専攻（修士課程）

職位及び博士号取得者、年齢構成表【完成年度時点】

（単位：人）

職 階	30 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 50 歳未満	50 歳以上 60 歳未満	60 歳以上 70 歳未満	70 歳以上
教 授	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)
准教授	0 (0)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	0 (0)
講 師	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
助 教	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	0 (0)	2 (2)	3 (3)	2 (1)	0 (0)

※（ ）内は、博士号取得者数

完成年度における平均年齢は 55 歳であり、次世代を担う専任教員の育成を視野に入れ、特に偏りのないバランスのとれた構成である。開設年度から完成年度までの期間においては、教育研究体制の基盤を形成する期間として位置付け、円滑な運営に向けて、各専門分野における豊富な教育実績と研究業績を有した専任教員を配置することとしている。また、教育研究の継続性の観点を踏まえ、中長期的に教育研究の維持・向上及び活性化を図る観点から、各分野における今後の具体的な専任教員の採用計画について検討し、年齢層の高い専任教員の定年退職に伴う若手・中堅教員の新規採用を計画的に行っていく。

[2] 医療経営学専攻（修士課程）

職位及び博士号取得者、年齢構成表【完成年度時点】

（単位：人）

職 階	30 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 50 歳未満	50 歳以上 60 歳未満	60 歳以上 70 歳未満	70 歳以上
教 授	0 (0)	0 (0)	2 (1)	2 (1)	0 (0)
准教授	0 (0)	0 (0)	2 (2)	3 (2)	0 (0)
講 師	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
助 教	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	0 (0)	2 (0)	5 (3)	5 (3)	0 (0)

※（ ）内は、博士号取得者数

完成年度における平均年齢は 56 歳であり、次世代を担う専任教員の育成を視野に入れ、特に偏りのないバランスのとれた構成である。開設年度から完成年度までの期間においては、教育研究体制の基盤を形成する期間として位置付け、円滑な運営に向けて、各専門分野における豊富な教育実績と研究業績を有した専任教員を配置することとしている。また、教育研究の継続性の観点を踏まえ、中長期的に教育研究の維持・向上及び活性化を図る観点から、各分野における今後の具体的な専任

教員の採用計画について検討し、年齢層の高い専任教員の定年退職に伴う若手・中堅教員の新規採用を計画的に行っていく。

[3] 心理学専攻（博士前期課程）

職位及び博士号取得者、年齢構成表【完成年度時点】（単位：人）

職 階	30 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 50 歳未満	50 歳以上 60 歳未満	60 歳以上 70 歳未満	70 歳以上
教 授	0 (0)	0 (0)	3 (3)	4 (2)	0 (0)
准教授	0 (0)	3 (3)	3 (3)	1 (0)	0 (0)
講 師	3 (2)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
助 教	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	3 (2)	6 (5)	6 (6)	5 (2)	0 (0)

※ () 内は、博士号取得者数

完成年度における平均年齢は 52 歳であり、次世代を担う専任教員の育成を視野に入れ、特に偏りのないバランスのとれた構成である。開設年度から完成年度までの期間においては、教育研究体制の基盤を形成する期間として位置付け、円滑な運営に向けて、各専門分野における豊富な教育実績と研究業績を有した専任教員を配置することとしている。また、教育研究の継続性の観点を踏まえ、中長期的に教育研究の維持・向上及び活性化を図る観点から、各分野における今後の具体的な専任教員の採用計画について検討し、年齢層の高い専任教員の定年退職に伴う若手・中堅教員の新規採用を計画的に行っていく。

[4] 心理学専攻（博士後期課程）

職位及び博士号取得者、年齢構成表【完成年度時点】（単位：人）

職 階	30 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 50 歳未満	50 歳以上 60 歳未満	60 歳以上 70 歳未満	70 歳以上
教 授	0 (0)	0 (0)	2 (2)	3 (2)	0 (0)
准教授	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
講 師	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
助 教	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	0 (0)	0 (0)	3 (3)	3 (2)	0 (0)

※ () 内は、博士号取得者数

完成年度における平均年齢は 57 歳であり、次世代を担う専任教員の育成を視野に入れ、特に偏りのないバランスのとれた構成である。開設年度から完成年度までの期間においては、教育研究体制の基盤を形成する期間として位置付け、円滑な運営

に向けて、各専門分野における豊富な教育実績と研究業績を有した専任教員を配置することとしている。また、教育研究の継続性の観点から、中長期的に教育研究の維持・向上及び活性化を図る観点から、各分野における今後の具体的な専任教員の採用計画について検討し、年齢層の高い専任教員の定年退職に伴う若手・中堅教員の新規採用を計画的に行っていく。

【別紙資料 19】「広島国際大学就業規則」

【別紙資料 20】「任用規定」

【別紙資料 21】「特任教員規定」

（３）専任教員の育成方針、研究体制

本研究科の専任教員は、教育者のみならず、研究者として各専門分野において先端の研究活動を遂行し、学会活動並びに各協会や団体における指導的立場として貢献するなど学内外において広く活躍をしている。構成教員は、学問体系の枠にとらわれることなく、医学・保健学領域及び社会科学領域との連携を図り、学際的な研究を遂行できるような体制を整えている。

教育面においては、教育を行う教員の資質の維持向上に向けての組織的な対応として、授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を行うこととしている。特に、専門分野における教育実績を有した教員による中堅及び若手教員を対象とした教育を担う者としての自覚や意識の涵養と授業技術や教材開発等の教育方法に関する研修会を実施することとしている。

研究面においては、就任後、専門分野における研究業績を有した教員のもとで、研究活動等に豊富に接することで、自立して研究活動を行うための研究能力の伸長を図るとともに、個人の研究活動を助成する「経常研究支援費」及び競争的外部資金申請のための「研究の種」を培うことを目的に学内の優れた研究に対し助成を行う「特別研究助成」制度を整備している。学内特別研究助成制度は、「若手研究者科研費申請支援タイプ」と「研究課題醸成タイプ」があり、特に「若手研究者科研費申請支援タイプ」は、若手研究者の研究力向上・大学の質向上の観点から、文部科学省・日本学術振興会の実施する科学研究費助成制度への採択を若手研究者の登竜門と捉え、当該研究者の科学研究費助成制度への申請支援を対象とした制度としている。

今後も、学内特別研究助成制度における支援範囲・対象の拡充・強化を図るとともに、新たな制度や諸規定等の整備について検討することとしている。

【別紙資料 22】「学内特別研究助成制度の概要」

（４）完成年度後の教員組織構想

本研究科の教員組織の編成においては、既に定年に達している者 1 人を配置することから、完成年度以後の教員組織構想としては、開設後 3 年間の中堅及び若手教員の育成状況を踏まえた昇任や新規採用など、教員組織に関する中期的な人事計画を策定することとしている。

また、定年年齢を超えた教員の任期満了に伴う新規の若手教員採用については、他の大学等の現役教員や、現在本学あるいは他大学の博士前期課程や博士後期課程に在学している者を対象として広く候補者を募ることとし、本大学の教員選考基準等で定める審査基準に基づいて、厳格なる審査を経て採用することとしている。

1 1. 研究の実施についての考え方、体制、取組

(1) 研究の実施についての考え方や、実施体制、環境整備

本研究科の及び医療福祉学専攻（修士課程）及び医療経営専攻（修士課程）、心理学専攻（博士前期課程、博士後期課程）は、それぞれ健康科学部を基礎としており、指導教員は、福祉や心理臨床の資格を有する教員や、心理学、病院経営学、経済学、工学、社会学を専門とする教員が配置されているため、研究分野はそれぞれの専門に関連する分野における、基礎研究、臨床研究が主体となる。

基礎研究については、本研究科内で完結する研究の他、他大学との共同研究、公的研究機関との連携による研究実施体制を確保している。動物実験を行う際には動物実験委員会による審査・承認を経ることとしている。連携研究機関での動物実験の際には、本学の動物実験委員会の審査・承認と、連携研究機関における動物実験委員会等での審査・承認の元で実施している。

また、臨床研究については、本学が附属医療機関を持たないため、他大学附属病院や公的医療機関の他、社会人大学院生が在籍する医療機関や福祉施設などとの連携を行っている。臨床研究についてはヒトについての検体採取やデータ収集が必要となるため、本学の「人を対象とする医学系研究倫理委員会」での審査・承認及び連携医療機関あるいは福祉施設での倫理委員会等での審査・承認を経て実施している。

大学院生用の研究室を確保し、深夜から早朝にかけての時間帯以外は利用することができ、図書館及び情報センターの端末の使用も可能である。

(2) 研究活動をサポートする技術職員や URA の配置状況

現在のところ、技術職員及び URA の配置はないが研究者間のコミュニケーションをよく取ることで有効な研究資源の利用に向けて対応している。

1 2. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地・運動場の整備計画

本学は、広島県内に2キャンパスを有しており、東広島市に「東広島キャンパス」、呉市に「呉キャンパス」を置いている。

校地面積については、東広島キャンパス 338,372.98 m²、呉キャンパス 67,165.00 m²であり、本大学全体では 405,537.98 m²（その他面積含む）となり大学設置基準を大きく上回っている。運動場及び体育施設について、東広島キャンパスには、運動用地が 173,172.11 m²あり、多目的グラウンド、陸上競技場、野球場、サッカー場2面、テニスコート4面、体育館、第1練習場（柔道場）、第2練習場（剣道場 兼 空手道場）、弓道場を整備している。また、呉キャンパスは運動用地が 12,515.40 m²あり、総合グラウンド、体育館（1階はアリーナ、2階は第1練習場〔卓球場〕、第2練習場〔トレーニングルーム〕）、第3練習場（弓道場）、第4練習場（空手道場）を整備している。

また、学生の休息場所として、東広島キャンパスは1号館1階食堂、2号館1階食堂、2階コミュニティールーム、8階自習室があり、呉キャンパスには1号館1階食堂、6号館6階コミュニティールームを整備している。

(2) 校舎等施設の整備計画

校舎面積については、東広島キャンパス 61,863.52 m²、呉キャンパス 54,161.10 m²であり、本大学全体では 116,024.62 m²となり大学設置基準を大きく上回っている。

今般設置する「健康科学研究科」は東広島キャンパスに置くが、心理学専攻（博士前期課程）のみ東広島キャンパスと呉キャンパスの両キャンパスで教育研究活動を行う。

各専攻とも既設の医療福祉学専攻（修士課程）、医療経営学専攻（修士課程）、実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）、臨床心理学専攻（博士後期課程）施設・設備等をそのまま利用する。

本研究科専用の施設として、院生研究室、ゼミ室、専任教員の研究室を置き、他学部・他学科等との共用施設として、講義室、情報処理演習室、資料作成室、印刷室、図書館等を設ける。

ゼミ室、専任教員の研究室は、隣接して設置し、学生と教員との関係が密接となり、自主学習や特別研究に対する教員のアドバイスが容易となる。

運動場、体育館のスポーツ施設等は東広島キャンパス、呉キャンパスともに整備しており、全学共用施設としてスポーツ系の実習やクラブ活動等において利用できる。

[1] 医療福祉学専攻（修士課程）

講義科目においては、主として、各担当教員の指定する大学内の教室で実施する。その際には、グループワーク、ディスカッション、プレゼンテーションのための学修環境として、可動式の机と椅子を備えた教室を利用する。

また、演習科目である「社会福祉学演習Ⅰ」「社会福祉学演習Ⅱ」「社会福祉学演習Ⅲ」「社会福祉学演習Ⅳ」では、修士論文の内容を洗練させることを目的として、授業内で公開による発表会を実施するために、大学内の大講義室を利用する。修士論文の構想や進捗状況については、「社会福祉学演習Ⅰ」「社会福祉学演習Ⅱ」を充ち、論文内容の発表のために「社会福祉学演習Ⅲ」を充てる。また、論文提出前には、修士論文の報告会（公聴会）として、「社会福祉学演習Ⅳ」を充てている。

[2] 医療経営学専攻（修士課程）

医療経営に係る医療施設での実践的な学修環境を確保するために、「病院管理演習室」を整備している。この病院管理演習室では、診療情報管理士、医療情報技師、医療事務等の養成のために、実際の病院で行われている診療録管理、物品管理等の演習を行う。また、近年電子カルテシステムを導入している病院が増加しているのに伴い、電子カルテシステムを使用した、「医療情報の利用」、「医療情報システムの運用・管理」、「マスターの管理」等の演習も行う。

当該演習室には、病院内における業務の模擬体験ができるよう実際の病院と同等の設備を整えている。室内には、医事システムを用いた医事会計の実習を行う「医事」、診療情報管理システムを用いた診療情報管理の実習を行う「診療情報管理」、医師がどのように電子カルテを利用しているか模擬診察を行うことで学修、体験することができる「診察室」、ベッド等を実際に配置することにより理想の病室を考察することができる「病室」、医薬品や医療材料など医療機関で用いる多様な物品の管理を体験・演習できる「医療材料管理」を設けている。また、今後の医療システムや理想の病院について議論できるよう「ミーティングコーナー」を設けている。

このような機能を持った演習室を利用し、医療・福祉機関における財務、労務、レセプトなどの情報を分析・評価・活用し、医師をはじめとする医療チームのスタッフが能力を最大限に発揮できる人的資源のマネジメントや、効率的な施設の運営管理の技術を、情報科学的手法を用いて行い、より高い教育効果が得られるように配慮している。

[3] 心理学専攻（博士前期課程、博士後期課程）

東広島キャンパス、呉キャンパスの両キャンパスで、実習室、実験室は、教育・研究に必要な施設・設備を整備し、体系的に学修できる環境が既に整っている。心理臨床的支援に関わる技能修得のための心理面接等の実験・実習では、「心理学実習室」「心理面接実習室」「臨床心理実験室」「プレイルーム」「行動観察室」等を整備している。「心理面接実習室」は小部屋が 20 室ほどあり、個別の実習に適した設備

となっている。心理学研究で必要となる技能修得のための実験・実習では、「知覚心理学実験室」「認知心理学実験室」「学習心理学実験室」「動物心理学実験室」「社会心理学実習室」「睡眠心理学実験室」「精神生理学実験室」「心理データ解析室」「生体計測装置学実習室」「コミュニケーション実習室」等を使用する。「精神生理学実験室」と「生体計測装置学実習室」とにはシールドルームが内部設置されている。また「コミュニケーション実習室」には、グループでのコミュニケーション実習に適した移動机や舞台を整備している。

さらに、呉キャンパスにおいては、主として心理学専攻（博士前期課程）臨床心理学コースの学生を対象として、演習室、実習室、プレイルーム、面接室、記録室、ゼミ室等が不足なく配置され、少人数によるゼミ形式での授業を行うとともに、ロールプレイ等によって心理査定、心理面接等を学ぶ場を確保する。また、同キャンパスには、地域のクライアントに対する様々な心理的支援を有料で行うための心理臨床センターが設置されている。ここには、査定、面接、地域援助等の心理支援について、倫理規定を遵守し実践するための、相談室、グループセラピー室、プレイルーム、記録室、事務室、カンファレンスルーム等が設置され、学生が教員の指導を受けつつ体験的な実習を行う基盤が整っている。

【別紙資料 23】「医療福祉学専攻（修士課程）演習・実習授業と施設との概要」

【別紙資料 24】「医療経営学専攻（修士課程）演習・実習授業と施設との概要」

【別紙資料 25】「心理学専攻（博士前期課程）演習・実習授業と施設との概要」

【別紙資料 26】「心理学専攻（博士後期課程）演習・実習授業と施設との概要」

（３）図書等の資料及び図書館の整備計画

①図書の整備

本研究科は、医療・福祉科学研究科医療福祉学専攻、医療経営学専攻、心理科学研究科実践臨床心理学専攻、臨床心理学専攻を基礎としている。そのため、本分野に関する図書の整備は既に行われている。

医療福祉学専攻（修士課程）は、Social work、おはよう 21、医療と福祉、介護福祉学、介護福祉教育、月刊ケアマネジメント、月刊福祉、児童養護、社会的養護とファミリーホーム、社会福祉研究、生活と福祉、精神保健福祉、地域福祉研究、日本の地域福祉といった学術雑誌を中心に、研究や学修に必要となる雑誌について、ほぼ網羅している。

また、医療福祉学関連図書を約 12,500 冊所蔵し、教育研究環境を整備している。

医療経営学専攻（修士課程）は、Phase3、医事業務、月刊保険診療、病院といった国内学術雑誌を中心に、研究や学修に必要となる雑誌について、ほぼ網羅している。

また、医療経営学関連図書を約 2,000 冊所蔵し、教育研究環境を整備している。

心理学専攻（博士前期課程、博士後期課程）は、心理臨床学研究、精神療法といった国内学術雑誌を中心に、研究や学修に必要となる雑誌について、ほぼ網羅している。

また、心理学関連図書を約 12,000 冊所蔵し、教育研究環境を整備している。

②施設の整備

東広島キャンパスでは、1 号館と 3 号館に図書館を置き、保健医療学部、総合リハビリテーション学部、健康科学部医療福祉学科、心理学科、医療経営学科、健康スポーツ学部、大学院の図書を所蔵している。2 館の延べ面積は 1,658.81 m²、閲覧座席数 374 席、視聴覚ブース 5 箇所、学生用検索端末機 8 台を設置し、館内では無線 LAN が使用できる環境となっている。また、貸出用ノート型パソコン 3 台を用意している。

呉キャンパスでは、5 号館に図書館を置き、看護学部、薬学部、健康科学部医療栄養学科、助産学専攻科、大学院の図書を所蔵している。面積は 1675.50 m²、閲覧座席数 133 席、視聴覚ブース 8 箇所、学生用検索端末機 6 台を設置し、館内では無線 LAN が使用できる環境となっている。また、貸出用ノート型パソコン 7 台を用意している。図書館ネットワークシステムにより、学外からも全キャンパス図書館の蔵書検索、利用状況問合せ、図書貸出予約などを可能としており、充実した教育・研究が実施できるよう整備している。

また、国内の医学文献を網羅的に検索が出来る医中誌 Web、メディカルオンラインといったデータベースを導入している。電子図書については、買い切り製の図書を約 400 冊、年間購読製の図書を約 5,800 冊導入している。これらのデータベース、電子図書は、大学内からのアクセスの他、学外からもアクセスが出来るよう、整備している。

③他の大学図書館等との協力体制

本大学は、東広島キャンパスの 2 拠点、呉キャンパス 1 拠点の計 3 拠点に図書館を有している。それぞれの図書館は学内ネットワークを通じて情報を共有し、学内外からの相互利用の依頼・受付を可能にしている。

また、姉妹校である大阪工業大学、摂南大学と図書館総合情報管理システムで一元管理されていることから、同じ OPAC（所蔵検索システム）上で、113 万冊強の蔵書検索が瞬時にできる上、学園内の図書館の図書資料であれば、無料で取り寄せができる体制となっている。

更に、本学図書館では、国立情報学研究所目録所在情報サービス（NACSIS-ILL）及び ILL 文献複写等料金相殺サービスに加盟し、全国の大学図書館、各研究機関などとの相互協力を行い、迅速な資料提供の体制を整えている。

（４）大学院学生の実習室（実習室）等の考え方、整備計画

[1] 医療福祉学専攻（修士課程）

医療福祉学専攻（修士課程）は、1 学年 5 名（2 学年合わせて 10 名）の定員であり、東広島キャンパスに院生研究室として 1 室 [42.48 m²] を整備する。

学生 1 名ごとに机、椅子、ロッカー（6 人用）を設備し、共有のパソコン 1 台、プリンター 1 台、収納庫を設備する。また、キャンパス内の無線 LAN も利用可能であり、自習環境として、広さや収容人数等を含めて十分な環境が整備できるものと考えられる。

[2] 医療経営学専攻（修士課程）

医療経営学専攻（修士課程）は、1 学年 5 名（2 学年合わせて 10 名）の定員であり、東広島キャンパスに院生研究室として 1 室 [46.16 m²] を整備する。

学生 1 名ごとに机、椅子、ロッカー（6 人用）を設備し、共有のパソコン 1 台、プリンター 1 台、収納庫を設備する。また、キャンパス内の無線 LAN も利用可能であり、自習環境として、広さや収容人数等を含めて十分な環境が整備できるものと考えられる。

[3] 心理学専攻（博士前期課程）

心理学専攻（博士前期課程）は、1 学年 20 名（2 学年合わせて 40 名）の定員であり、東広島キャンパスに院生研究室として 3 室 [138.46 m² (34.62 m²×2 室、69.24 m²)] を整備する。

学生 1 名ごとに机、椅子、ロッカー（6 人用）を設備し、各部屋に共有のパソコン 2 台、プリンター 2 台、収納庫を設備する。また、キャンパス内の無線 LAN も利用可能であり、自習環境として、広さや収容人数等を含めて十分な環境が整備できるものと考えられる。

なお、臨床心理学コース（入学定員 18 名、収容定員 36 名）については、呉キャンパスにおいても一部の教育研究を実施することから、同キャンパスにも 3 室 [172.45 m² (58.71 m²×2 室、55.03 m²)] を整備するとともに、学生 1 名ごとに机、椅子、ロッカー（6 人用）を設備し、各部屋に共有のパソコン 2 台、プリンター 2 台、収納庫を設備する。

[4] 心理学専攻（博士後期課程）

心理学専攻（博士後期課程）は、1 学年 2 名（3 学年合わせて 6 名）の定員であり、東広島キャンパスに院生研究室として 1 室 [34.61 m²] を整備する。

学生 1 名ごとに机、椅子、ロッカー（6 人用）を設備し、各部屋に共有のパソコン 2 台、プリンター 2 台、収納庫を設備する。また、キャンパス内の無線 LAN も利用可能であり、自習環境として、広さや収容人数等を含めて十分な環境が整備できるものと考えられる。

【別紙資料 27】「医療福祉学専攻（修士課程）の研究室の室内の見取り図」

【別紙資料 28】「医療経営学専攻（修士課程）の研究室の室内の見取り図」

【別紙資料 29】「心理学専攻（博士前期課程）の研究室の室内の見取り図」

【別紙資料 30】「心理学専攻（博士後期課程）の研究室の室内の見取り図」

13. 2以上の校地において教育研究を行う場合

(1) 心理学専攻（博士前期課程）

臨床心理学コースのみが、東広島キャンパスと呉キャンパスの両キャンパスにおいて、教育研究活動を行う。東広島キャンパスは主に1年次の講義がほとんどであり、演習・実習についてはカリキュラムの内容上、心理臨床センターが設置されている呉キャンパスを中心に1～2年次に展開される。特に2年次は、心理臨床センターにおけるケース担当、運營業務等、また呉キャンパス近隣での長期にわたる学外実習が中心となるため、多くの部分を呉キャンパスで過ごす。そのため、東広島キャンパス及び呉キャンパスに院生研究室を配置する。そして、呉キャンパスの心理臨床センターにおいて査定や面接を担当し、機密性の高い個人情報を取り扱うことを踏まえ、倫理基準を遵守しつつケース記録を作成・保管し、スーパーヴィジョンやケースカンファレンスでの指導を受けられるよう、学生一人一人が利用可能な、施錠できる机やロッカー等を整備する。教員は、両キャンパスにおいて教育・研究活動を行うとともに、心理臨床センターでの臨床実践、学生のスーパーヴィジョンや実習指導、研究指導を行う。そのため、東広島キャンパスに教員研究室を配置するとともに、呉キャンパスに共同研究室を配置する。

キャンパス間の移動については、同一地区の授業は同じ曜日に配置するなど移動を最小限度とする時間割を組み、学生及び教員の移動に係る負担を軽減する。なお、交通手段については、キャンパス間シャトルバスと自家用車によるものを想定している（所要時間は車で30分程度）。シャトルバスの本数は限られているが、教員用駐車場、学生用駐車場はともに十分ある。

1 4. 管理運営

(1) 大学院の組織体系と管理運営体制

本大学院は現在、4 研究科（医療・福祉科学研究科、心理科学研究科、看護学研究科、薬学研究科）を設置している。その運営を掌る会議として、全研究科に共通する重要事項を審議する「広島国際大学大学院・運営会議」、各研究科の運営について審議する「広島国際大学医療・福祉科学研究科委員会」「広島国際大学心理科学研究科委員会」「広島国際大学看護学研究科委員会」「広島国際大学薬学研究科委員会」を設けている。

各会議における、審議事項等は次のとおり。

(2) 大学・大学院運営会議

「広島国際大学大学院学則」第 10 条に基づき、大学の管理運営に関する事項を審議するため、大学における全学組織として「大学・大学院運営会議」を設置している。学長が会議を招集し議長となる。本会議は、年 12 回（程度）開催している。

今般設置する「健康科学研究科」については、健康科学研究科の研究科長が、当該会議の構成員に加わることとなる。

〔構成（大学・大学院運営会議規定第 2 条）〕

大学・大学院運営会議は、つぎの者をもって構成する。

- ① 学長
- ② 副学長
- ③ 学部長
- ④ 研究科長
- ⑤ 教育・学生支援機構長
- ⑥ 事務局長
- ⑦ 入試センター長
- ⑧ 図書館長
- ⑨ 情報センター長
- ⑩ 教育・学生支援部長
- ⑪ 情報メディアラーニングセンター長
- ⑫ 基盤教育センター長
- ⑬ 専門職連携教育センター長
- ⑭ 国際交流センター長
- ⑮ 研究支援・社会連携センター長
- ⑯ 専攻科長

〔審議事項（大学・大学院運営会議規定第3条）〕

大学・大学院運営会議は、つぎの事項を審議する。

- ① 学生の入学及び卒業にかかる基本方針に関する事
- ② 帰国生徒、外国人留学生および特別履修生の入学にかかる基本方針に関する事
- ③ 年間行事予定に関する事
- ④ 教育課程の編成にかかる基本方針に関する事
- ⑤ 教育研究上の重要な事項および教育研究の振興に関する事
- ⑥ 大学院担当教員の資格審査に関する事
- ⑦ 学則および重要な教学にかかる規定に関する事
- ⑧ 教育組織の新設および改廃に関する事
- ⑨ 名誉教授の称号授与等に関する事
- ⑩ 教員の留学に関する事
- ⑪ 理事会に付議する案件(教員の任免を除く)に関する事
- ⑫ 学長が諮問した事項に関する事
- ⑬ その他管理運営上の重要な事項に関する事

〔報告事項（大学・大学院運営会議規定第4条）〕

大学・大学院運営会議には、つぎの事項を報告するものとする。

- ① 大学にかかる理事会決定事項に関する事
- ② 教授会および各委員会で審議した事項に関する事

【別紙資料 31】「広島国際大学大学・大学院運営会議規定（案）」

（3）研究科委員会

「広島国際大学大学院学則」第12条に基づき、各研究科に関する重要な事項を審議する組織として各研究科に「研究科委員会」を設置している。本委員会は、研究科ごとに当該研究科長が定例で研究科委員会を招集し議長となる。本委員会は、年12回（程度）開催している。

今般設置する「健康科学研究科」については、「広島国際大学健康科学研究科委員会」を新たに設置し、当該研究科に関する重要事項の審議を行う。

〔構成（健康科学研究科委員会規定第2条）〕

委員会は、つぎの委員をもって構成する。ただし、学位論文の審査等については、研究科長が指名した研究指導担当教員を加えることができる。

- ① 健康科学研究科長
- ② 健康科学研究科の各専攻長

- ③ 健康科学研究科の専攻長が指名した者 各専攻 3 名
- ④ その他研究科長が指名した者

〔審議事項（健康科学研究科委員会規定第 3 条）〕

委員会は、健康科学研究科の教育研究上のつぎの事項を審議する。

- ① 広島国際大学大学院学則に関する事
- ② 健康科学研究科担当教員の資格審査に関する事
- ③ 諸規定の制定および改廃に関する事
- ④ 授業科目および研究指導の担当に関する事
- ⑤ 学生の入学、再入学および修了ならびに賞罰に関する事
- ⑥ 試験および学位論文の審査に関する事
- ⑦ 学位の授与に関する事
- ⑧ その他学長または研究科長が諮問した事項に関する事

〔報告事項（健康科学研究科委員会規定第 4 条）〕

研究科長は、委員会に組織規定第 99 条第 1 項に定める大学・大学院運営会議および各委員会で審議した健康科学研究科に関する事項を報告するものとする。

【別紙資料 32】「広島国際大学健康科学研究科委員会規定（案）」

（４）研究科における教育・管理運営体制

〔１〕研究科長・専攻長の選出及び掌理内容

研究科長は、学長を補佐し、その命を受けて教学運営業務を遂行し、研究科内の業務を掌理する。研究科長の任命は、教授のうちから学長の意見を聴き、理事長が行う。健康科学研究科長は、健康科学部長の兼任とする。

専攻長は、当該研究科長の命を受けて、当該専攻の教育研究及び管理に関する業務を処理する。専攻長は、基礎となる学部の当該専攻に対応する学科長の兼任とする。

〔２〕管理運営体制の整備

今般設置する「健康科学研究科」においては、既設の研究科・専攻と同様、研究科長及び専攻長の管理運営の下に、本研究科・専攻の教育・研究の目的や内容に対応した事業展開とその管理運営体制を整備していく。

また、本研究科を設置するに当たって、教学面は「広島国際大学大学院学則」「広島国際大学学位規定」に、教員人事等にかかる運営面は「広島国際大学教員選考基準」等に準拠しながら運営していく。予算については、当該学部の予算において教員数及び当該学部在籍学生数に応じた必要経費等を計上する。

【別紙資料 33】「広島国際大学学位規定（案）」

【別紙資料 34】「広島国際大学教員選考基準」

（５）事務体制

今般設置する「健康科学研究科」は、東広島キャンパス及び呉キャンパスにおいて教育研究活動を行うことから、事務については、広島国際大学学長室、教育・学生支援機構、入試センター、研究支援・社会連携センター、図書館、情報センターと学部事務室が連携して対応する。

15. 自己点検・評価

大学の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うことを、「広島国際大学学則」及び「広島国際大学大学院学則」に定め、自己点検・評価は「広島国際大学自己評価委員会」を中心として行っている。平成10年度の開学直後から自己評価委員会を組織し、自己点検・評価活動へ取り組んでいる。

また、学園及び大学の中長期目標・計画が着実に達成できているかを定期的に点検・評価・改善する仕組みとして、5カ年単位の中期目標・計画及び毎年度の理事長指針・学校長方針に基づいた実行計画を「改革実行シート」、学部長方針に基づいた「学部長方針実行シート」として立案している。「改革実行シート」には計画ごとに、責任者、実行責任者、実行メンバーを配置し責任体制が明確になっているとともに、教職員一体となって取り組む体制を構築している。

さらに、令和3年度から、本学における内部質保証体制の強化のため方針を定め、学内での周知徹底並びにホームページに情報を公開している。

(1) 実施体制

本学では、教育・研究水準の向上を図り、かつ、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動や管理運営等の状況について、自ら点検・評価することを目的に「自己評価委員会」を組織している。

本委員会は現在、学長をはじめ、副学長、研究科長、学部長、教育・学生支援機構長、事務局長、入試センター長、図書館長、情報センター長、研究支援・社会連携センター長及びその他必要に応じて学長が任命した者で構成され全学的に推進できる体制を整えている。なお、自己評価委員会の委員長は学長であり、委員会での自己点検・評価の結果は随時大学改革に反映され、ミッション・ビジョンの実現につなげている。

また、教育の質保証を目的に、IR(Institutional Research)と連携したアセスメント活動の点検・評価を行う体制として、自己評価委員会の中に、本委員会委員及び教職員から選出された委員からなる小委員会「自己評価運営委員会」があり、その下部組織に大学運営等に関する質保証を点検する「大学マネジメント部会」、教学に関する質保証を点検する「教学マネジメント部会」を設置している。「大学マネジメント部会」では「改革に関する目標の設定・計画及び成果・達成状況の点検」について検討し、「教学マネジメント部会」では「アセスメントプラン」の策定、アセスメントに基づく評価方法・体制の明確化、評価結果の活用方法について検討している。

(2) 実施のポイント及び取り組み内容

大学の構成員が自らを点検し評価する上で基軸となるものは、当該大学の教育の

基本的な理念である。

本大学における教育は、命の尊厳と豊かな人間性を基本理念とする。この理念に基づき、新しい時代が求める専門的な知識と技術の習得を進めるとともに、健康、医療、福祉の分野において活躍し得る職業人を育成することとしており、この理念を実現していくために、本大学では専門的な知識・技能を教授することはもとより、次の3つのところを指針として教育・研究にあたっている。

①慈愛のころ

医療者として、教育機関の職員として、社会の一員として他者を慈しむ。

②探求のころ

健康・医療・福祉を学ぶひと、究めるひと、支えるひと、それぞれが新しいものを創造し、常によりよい方向を目指す。

③調和のころ

地域の人々、職場の人々と互いの異なるところを認め合い、それを踏まえてともに力を合わせてまとめ上げていく。

(3) 審議状況と今後の方針

本学では、自己評価委員会を中心として、自主的・自律的なエビデンスに基づく自己点検・評価を実施している。

5 年単位の中期目標・計画及び毎年度の学長方針・学部長方針に基づいた実行計画を、「改革実行シート」「学部長方針実行シート」として立案しており、各学部・学科及び事務部署での達成状況を年度の間・期末に評価している。さらに、評価の結果、改善を要する点は次年度の実行計画に反映し、機能性のある PDCA サイクルを成立している。

また、大学機関別認証評価と連動させて、3年に一度、公益財団法人日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価における各種基準項目をベースとして「自己点検・評価報告書」を作成して目標に対する達成度をまとめ、中期的な視点での点検・評価を行っている。

今後も、自己評価委員会が中心となり、「改革実行シート」「学部長方針実行シート」の結果をもとに定期的に自己点検・評価を継続実施し、その結果を次年度以降の改善へとつなげ、教育研究活動の改善と水準の向上を図っていく。

(4) 外部評価・第三者評価の実施

令和4年度に、公益財団法人日本高等教育評価機構において認証評価を受けた。この評価の結果、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された。

学部・学科等における外部評価機関による取り組みとしては、本学が設置する臨床心理分野専門職大学院である、心理科学研究科実践臨床心理学専攻において、学

校教育法第 109 条第 3 項に基づき、令和 3 年度に公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理分野専門職大学院認証評価を受審し、評価基準を満たしていると認定された。「改善が望ましい事項」として指摘された内容については、「専門職学位課程委員会」で対応策を審議し、改善につなげている。その他、総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科理学療法・作業療法・言語聴覚療法学専攻、薬学部薬学科においても、分野別第三者評価を受審しており、それぞれ結果を踏まえた教育内容の検証・改善を実施している。

令和 3 年度からは、「広島国際大学における内部質保証の方針」に基づき、学外者及び他学部・他学科による第三者の視点による点検・評価を行っている。学外評価員による第三者評価では、本学のステークホルダーで構成する学外評価委員会を設置し、教育・研究及び大学運営にかかる評価項目に対して多面的視点から大学評価を受けている。評価結果は、自己評価委員会を通じて学部・事務部署へフィードバックすることで改善につなげている。他学部・他学科による第三者評価では、各学科で行っている教育・研究活動について、他学部・他学科の視点で相互評価を行うことで、新たな気づきや情報の共有を図っている。

（５）自己点検・評価結果の公表と結果の活用

毎年度の学長方針等に基づいた実行計画を「改革実行シート」として策定し、単年度で点検・評価して、改善を要する点は次年度の計画へ反映するとともに、大学全体としては 7 年ごとの機関別認証評価に加え、中期的な視点での自主的・自律的な点検・評価を実施している。「自己点検・評価報告書」は、ホームページに掲載して公表している。

また、IR センターを設置し、現状分析等に必要データの整理・収集、国家試験や休退学に関する分析を行い、分析した情報を関係学部や事務部署にフィードバックして、教育・研究、大学経営等に活用している。

このように自己点検・評価の結果は、大学全体として意識共有し、組織全体の改善にまで活用できるよう組織体制を整備している。

16. 情報の公表

人材の養成はもとより、学術文化や科学技術の振興、産業や地域社会の発展、生涯学習の推進等、今日の高等教育機関に求められる社会的使命は重く、また、極めて高い公共性を有している。

本大学では、大学が適正な運営や効果的な教育・研究活動を行い、その結果を広く公開し情報提供していくことは、単に大学内部の問題ではなく社会的責務であると考えている。本研究科の設置後も同様に、以下のとおり社会に対して広く情報を提供していく。

(1) 情報公開の理念

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」において、次の2点を情報公開に関する基本的な理念とすることを決議している。

- ① 学生、教職員に対してはもちろん、地域社会・産業経済界等に対しても開かれた大学あるいは大学院として、本大学の運営及び教育・研究に関する情報を積極的に公開、提供していく。
- ② 積極的な情報公開こそが、本大学運営の適正化、教育・研究の向上の礎となる。

(2) 情報提供の方法

本大学における主な情報提供の方法は、次のとおりである。

〔1〕「大学案内」等の発行

毎年度「大学案内」を発行し、大学の教育理念をはじめ、設置している学部・学科、研究科・専攻、専攻科の概要やカリキュラム、教育・研究活動の特色、主な施設・設備、学生のキャンパスライフ、その他のトピックス等、学部・大学院、助産学専攻科に関する情報を詳細かつ体系的に公開している。

このほか、本大学の学部への入学希望者を主たる対象として、毎年度「入試ガイド」を発行し、入学選抜概要、前年度入学選抜結果、入学手続概要等、入学のために必要となる様々な情報を掲載するとともに、ホームページ上でデジタルパンフレットなどにより逐次提供している。

〔2〕ホームページの開設

本大学のホームページ（日本語版、英語版）を開学と同時に開設している。受験生等からの閲覧はもちろんのこと、在学生・卒業生・保護者・企業等の採用担当者向けにも対応したコンテンツを用意し、最新の情報をリアルタイムに提供している。

メニューとしては、大学の概要、教育・研究活動の内容、教員組織、学部及び

大学院学則、キャンパスや施設・設備等に関する大学案内のほか、各種入学選抜制度の紹介とそれらの結果、就職・進路情報、セミナー等各種行事の案内、キャンパス・トピックスや公的機関、他大学、高等学校等との連携事業等を紹介している。

多くの受験生が大学のホームページを情報源として捉えている現状を踏まえ、適宜、リニューアル等を行い、受験生や在学生が見やすいページ構成としている。検索エンジンでの上位表示を目指す SEO(検索エンジン最適化)対策を図り、ページ毎のアクセス解析機能を付加することで、在学生サービス、学生募集、産官学連携等目的別に閲覧状況を把握し、適切な情報発信が行える体制を整備している。情報が希薄の部分は情報を充実させ、ユーザビリティを重視したデザイン設計を施すことを意識するとともに、使い勝手のよいホームページとなるよう随時見直しを行っている。

平成 27 (2015) 年度以降、全ての学科ページを順次リニューアルを行い、また、平成 31 (2019) 年度には入試情報サイトを立ち上げ、各種選抜制度の紹介とそれらの結果を始め受験生に必要な情報をまとめた。

更に、令和 2 (2020) 年 4 月にはコロナ禍でホームページからの情報発信が急務となり、最新の情報をすばやく掲載するため、TOP ページのデザインを一新した。

主な情報の掲載内容とアドレス等については、以下のとおりである。

①大学の教育研究上の目的に関すること

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/basic_policy.html

(ホーム>大学紹介>広島国際大学の概要>教育に関する基本方針)

② 教育研究上の基本組織に関すること

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/purpose.html>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について)

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>大学基礎データ)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/research/>

(ホーム>研究者要覧)

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/admission_p.html

(ホーム>大学紹介>広島国際大学の概要>アドミッションポリシー)

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>大学基礎データ)

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/employment/data.html>

(ホーム>就職・キャリア支援>就職データ)

⑤学部・学科等に関わること

(保健医療学部)

http://www.hirokoku-u.ac.jp/medical_care/

(総合リハビリテーション学部)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/rehabilitation/>

(看護学部)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/nursing/>

(薬学部)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/pharm/>

(健康科学部)

http://www.hirokoku-u.ac.jp/health_science/

(健康スポーツ学部)

http://www.hirokoku-u.ac.jp/health_sports/

(医療・福祉科学研究科)

https://www.hirokoku-u.ac.jp/graduate_school/medical_welfare/index.html

1

(看護学研究科)

https://www.hirokoku-u.ac.jp/graduate_school/nursing/index.html

(心理科学研究科)

https://www.hirokoku-u.ac.jp/graduate_school/psychology/index.html

(薬学研究科)

https://www.hirokoku-u.ac.jp/graduate_school/pharm/index.html

(助産学専攻科)

https://www.hirokoku-u.ac.jp/graduate_school/midwifery/index.html

⑥授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<https://asm-ediea.com/hirokoku-u/open/ja/syllabuses>

(ホーム>在学生の方>学業>シラバスの利用>電子シラバスのページ)

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/study.html>

(ホーム>在学生の方>学業>時間割・履修情報)

⑦ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/gakusoku.pdf>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について>広島国際大学学則条文)

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/dai>

[gakuinngakusoku.pdf](#)

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について>広島国際大学大学院学則)

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/rule.html>

(ホーム>在学生の方へ>学業>規定・教育課程・シラバス)

- ⑧ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/campus/exploration/index.html>

(ホーム>大学紹介>施設紹介・キャンパス周辺案内>施設紹介)

- ⑨ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/espenses/payment.html>

(ホーム>在学生の方>学費>学費納入金額)

- ⑩ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/index.html>

(ホーム>在学生の方>学業)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/employment/index.html>

(ホーム>就職・キャリア支援)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/clinic/index.html>

(ホーム>在学生の方>心と体)

- ⑪ その他(学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果)

<https://www.hirokoku->

[u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/gakusoku.pdf](https://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/gakusoku.pdf) (ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について>

広島国際大学学則条文)

<https://www.hirokoku->

[u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/daigakuinngakusoku.pdf](https://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/daigakuinngakusoku.pdf)

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について>

広島国際大学大学院学則)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/rule/index.html>

(ホーム>大学紹介>規定>規定・教育課程・シラバス)

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/document.html>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>文部科学省への設置認可・届出書類)

<https://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/valuation/index.html>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>自己点検・評価>自己点検・評価報告書)

なお、これとは別に本法人のホームページを設けて、法人の事業の概要、財務の概要等についても公開している。また、ソーシャルメディア(Instagram、YouTube、Twitter、LINE、Tik Tok)を活用し、大学の様々な情報をタイムリーに発信している。

17. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

本学では、学部・大学院の設置計画を履行していくとともに、設置する学部・学科、研究科・専攻が掲げる教育・研究上の目的を達成できるように、教員一人ひとりが切磋琢磨しながら、教育内容や教育技法の改善について取り組んでいる。

(1) FD委員会

教育水準の向上と効率的な大学運営を実現していくためには、教員が一体となった組織的な取り組みが必要である。

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」を中心に、学生による授業評価の実施及びその結果を教員へフィードバックする等のファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動（教員の資質の維持向上）を実施してきたが、平成 15 年度に FD 活動をより推進するため、「教育力向上のための推進委員会」を設置した。平成 16 年度には同委員会を「広島国際大学 FD 委員会」（以下「FD 委員会」という）として再編成し、現在は同委員会を中心にして組織的な活動を進めている。

FD 委員会では、次に掲げる取り組みや今後の実施提案を行っている。

- ①FD 講演会の企画・実施
- ②FD 研修会の企画・実施
- ③全教員間の相互理解を促進するための FDnewsletter 及び FD 活動報告の発行
- ④学生による「受講生授業アンケート」の実施、結果の分析とフィードバック
- ⑤授業改善のための方策の検討

(2) 教員対象の研修会実施

教育力向上のために、学外講師を招いて講演を聴講する「FD 講演会」、学内教員による授業における工夫・取組みを発表し意見交換を行う「FD 研修会」、教員相互に授業参観できる「授業公開」を実施してきた。

各々の開催日程等については、つぎのとおりである。

①FD 講演会

- ・令和 4 年 2 月 演題「トランジションを見据えたアクティブ・ラーニング型授業への転換－何がポイントか－」
講師：溝上 慎一 氏（桐蔭横浜大学）
- ・令和 2 年 2 月 演題「Population Health Management に基づいた医療保険提供体制の構築に向けて」
講師：加澤 佳奈 氏（広島大学）
- ・令和元年 7 月 演題「改正著作権法と ICT 活用について」
講師：隅谷 孝洋 氏（広島大学）

- ・平成 29 年 9 月 演題「地域連携活動を学生教育にどうつなげるか」
講師：竹田 徳則 氏（星城大学）
- ・平成 29 年 7 月 演題「ICT 活用と著作権」
講師：隅谷 孝洋 氏（広島大学）
- ・平成 29 年 2 月 演題「活動性を高める授業づくり」
講師：安永 悟 氏（久留米大学）
- ・平成 28 年 3 月 演題「高大接続改革にどう対応するか？」
ー 新しい時代の大学入試と FD」
講師：内村 浩 氏（京都工芸繊維大学）
- ・平成 28 年 3 月 演題「深い学びに誘うアクティブ・ラーニングの手法」
講師：立川 明 氏（高知大学）
- ・平成 27 年 9 月 演題「パフォーマンス評価導入の実際」
講師：沖 裕貴 氏（立命館大学）
- ・平成 27 年 3 月 演題「大学教育における反転授業の利活用法」
講師：森澤 正之 氏（山梨大学）、
古澤 修一 氏（広島大学）
- ・平成 26 年 9 月 演題「授業改善のためのインストラクショナルデザイン
ー私的試行錯誤を下敷きにー」
講師：矢田部 順二 氏（広島修道大学）
- ・平成 26 年 2 月 演題「DP、CP とアセスメント・ポリシーの明示化について」
講師：沖 裕貴 氏（立命館大学）
- ・平成 24 年 9 月 演題「e ラーニングと著作権処理の実際」
講師：隅谷 孝洋 氏、原田 久美 氏（広島大学）
- ・平成 23 年 10 月 演題「教育著作権」
講師：尾崎 史郎 氏（放送大学）
- ・平成 22 年 9 月 演題「e ラーニング教材の開発と教育への有効性」
講師：穂屋下 茂 氏（佐賀大学）
- ・平成 22 年 2 月 演題「大学教育の多様化時代における教育と運営の課題」
講師：濱名 篤 氏（関西国際大学）
- ・平成 20 年 11 月 演題「カリキュラム改革と教員組織の見直し」
講師：村山 正博 氏（聖マリアンナ医科大学）
- ・平成 19 年 11 月 演題「大学の教育力の向上と授業公開」
講師：谷本 美彦 氏（宮崎大学）
- ・平成 19 年 1 月 演題「わかりやすい授業」
講師：宇佐美 寛 氏（千葉大学）

②FD 研修会

- ・令和 4 年 9 月 演題「到達目標の書き方」

- ・令和4年 9月 演題「コース・ポートフォリオ作成研修会」
- ・令和4年 9月 演題「相互理解を深めるコミュニケーション「積極的傾聴法」
- ・令和4年 9月 演題「アサーション研修会」
- ・令和4年 8月 演題「学生は授業の何を見ているか
ー授業アンケートの自由記述から見えてくるものー
- ・令和4年 3月 演題「Course Power 利用研修会」
- ・令和4年 3月 演題「マイクロティーチング研修会」
- ・令和4年 3月 演題「相互理解を深めるコミュニケーション「積極的傾聴法」
- ・令和4年 3月 演題「アサーション研修会」
- ・令和4年 3月 演題「コース・ポートフォリオ発表会」
- ・令和3年 9月 演題「コース・ポートフォリオ作成研修会」
- ・令和3年 9月 演題「アクティブ・ラーニング再発見！
ー実践例を通して、その真価に迫るー
- ・令和3年 9月 演題「ループリック活用研修会」
- ・令和3年 9月 演題「到達目標の書き方」
- ・令和3年 3月 演題「Teams 利用研修会」
- ・令和3年 3月 演題「コース・ポートフォリオ発表会」
- ・令和3年 3月 演題「マイクロティーチング研修会」
- ・令和2年12月 演題「だからこの道を選んだ！
本学にけるオンデマンド授業の先駆的实践者たち」
- ・令和2年 9月 演題「コース・ポートフォリオ作成研修会」
- ・令和2年 9月 演題「だからこの道を選んだ！
本学にけるオンデマンド授業の先駆的实践者たち」
- ・令和2年 9月 演題「ループリック活用研修会」
- ・令和2年 9月 演題「到達目標の書き方」
- ・令和2年 7月 演題「Zoom 利用研修会 上級編」
- ・令和2年 7月 演題「Zoom 利用研修会 中級編」
- ・令和2年 7月 演題「Zoom 利用研修会 初級編」
- ・令和2年 6月 演題「Zoom 利用研修会 中級編」
- ・令和2年 6月 演題「Zoom 利用研修会 初級編」
- ・令和2年 5月 演題「Zoom 利用初級研修会」
- ・令和2年 3月 演題「相互理解を深めるコミュニケーション「積極的傾聴法」
- ・令和2年 3月 演題「ループリック活用研修会」
- ・令和2年 2月 演題「私の授業を紹介します！
ー授業公開活動を通じてー」
- ・令和元年 9月 演題「ループリック活用研修会」
- ・令和元年 9月 演題「相互理解を深めるコミュニケーション「積極的傾聴法」
- ・令和元年 7月 演題「私の授業を紹介します！

ー授業公開活動を通じてー

- ・平成 31 年 3 月 演題「ループリック活用研修会」
- ・平成 31 年 2 月 演題「ループリック活用研修会」
- ・平成 31 年 2 月 演題「授業評価結果の変化
ー何が学生から評価されたのか？」
- ・平成 30 年 12 月 演題「シラバス作成方法にかかる研修会」
- ・平成 30 年 8 月 演題「授業評価結果の変化
ー何が学生から評価されたのか？」
- ・平成 30 年 3 月 演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
- ・平成 30 年 2 月 演題「ループリック活用研修会」
- ・平成 29 年 8 月 演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
- ・平成 29 年 2 月 演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
- ・平成 28 年 10 月 演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
- ・平成 28 年 3 月 演題「失敗しない AL の手法：TBL（チーム基盤型学習）」
- ・平成 28 年 2 月 演題「アクティブラーニングのためのファシリテーション
技能」
- ・平成 28 年 2 月 演題「学科における大人数専門教育科目において工夫されている点」「大人数共通教育科目において工夫されている点」
- ・平成 27 年 10 月 演題「学科における大人数専門教育科目において工夫されている点」「大人数共通教育科目において工夫されている点」
- ・平成 27 年 9 月 演題「ループリック作成ワークショップ」
- ・平成 26 年 10 月 演題「魅力ある大人数講義にするために」
- ・平成 26 年 3 月 「クリッカー（ARS）の使用手法や Course Power（LMS）の教材開発」等の ICT 関連教育研修会
- ・平成 25 年 2 月 題目「授業改善への取り組み」
- ・平成 24 年 11 月 題目「初等中等教育と大学教育の接続」
- ・平成 24 年 7 月 題目「大学教育の質保証のための FD と SD の協働」
- ・平成 24 年 3 月 題目「『自校史教育冊子』の活用」
- ・平成 24 年 2 月 題目「大学機関のスタンダードー進路指導の実際」
- ・平成 23 年 1 月 題目「初年次教育」
- ・平成 22 年 9 月 題目「Moodle のクイズ機能を用いる教材作成研修」
- ・平成 21 年 6 月 題目「少人数教育～講義の工夫～」
- ・平成 21 年 1 月 題目「e-learning の活用と授業」
- ・平成 20 年 7 月 題目「国家資格取得にむけた教育の実際と工夫」
- ・平成 20 年 1 月 題目「わかりやすい授業のための工夫」
- ・平成 19 年 7 月 題目「わかりやすい授業のための工夫」

③授業公開

平成 19 年度から前期・後期の一定期間において授業公開を実施している。全教

職員が、学内で専任教員が担当する全ての授業（一部の非公開科目を除く）を聴講することができる。授業聴講教員全員に聴講コメントの提出を求め、「授業公開」実施教員へフィードバックすることで更なる向上、改善に繋げている。平成 29 年度後期から 2 週間の「授業参観ウィーク」を設定して、ほとんどの科目を聴講可能としている。

（３）学生による授業評価の実施

本大学では、開学当初から全ての学部において、学生による授業評価（受講生授業アンケート）を毎年、全科目を対象として実施している。本アンケートは、Web 形式で回答させ、加えて自由記述欄を設けている。集計結果は各教員にフィードバックすることで、学生の学修の活性化や教授法の改善に努めるとともに、教員の資質を向上させ、積極的な創意工夫の上に個性を発揮することのできる教育展開を目指すものである。

また、受講生授業アンケートの結果を教員にフィードバックする際に、教員に対して「今後の授業で工夫したい点」「受講生に希望すること」等をレスポンスシートへの記載をお願いし、その内容を学生に対し再度フィードバックすることで、受講生授業アンケートが教員の教育力向上に、より効果的なものとなるよう実施している。

（４）新たな教育環境の整備

令和 3 年度より、学修支援や教育改善活動をより迅速に行える体制とするため、平成 25 年度に設置した「総合教育センター」を発展的解消し、「基盤教育センター」、「専門職連携教育センター」、「情報メディアラーニングセンター」を設置の上、教育改善活動を行っている。

基盤教育センターは、全学共通教育である、「スタンダード科目」、「オプション科目」の教育内容の充実をはじめ、入学前教育、初年次教育等、本大学の基盤教育全般及び修学支援について推進、改善を図ることを目的とし、「基盤教育検討部門」、「学力推進部門」、「医学教育推進部門」の 3 部門を設置し活動している。

専門職連携教育センターは、専門職連携教育の円滑な運営、推進、改善を図ることを目的とし、令和 2(2020)年度からの「スタンダード科目」全学必修化に伴う、「専門職連携基礎演習Ⅰ」、「専門職連携基礎演習Ⅱ」、「専門職連携総合演習Ⅰ」、「専門職連携総合演習Ⅱ」の円滑な授業運営に耐え得る組織体制で活動している。

情報メディアラーニングセンターは、ICT 活用教育の支援及び教育方法の改善など全学的な ICT 活用教育の向上に寄与することを目的とし、令和 3(2021)年度入学生からの情報端末必携化に対応できるハード・ソフト両面の整備計画をさらに推し進めることを可能とする組織体制で活動している。

設備においては、平成 29 年度から「講義自動収録配信システム」を活用していたが、ZOOM や Teams などのオンラインシステムが普及する中で、令和 3 年度からは Web カメ

ラを教室に設置する仕組みに変更することで、講義収録型の授業のみではなく、同時双方向型（リアルタイム）の遠隔授業の実施環境を整備している。また、令和 2 年度から、情報演習室 PC への Web カメラ設置、研究室 PC 用貸し出し Web カメラを導入し、同時双方向型（リアルタイム）遠隔授業を行う環境を整備している。

令和 3(2021)年度入学生から、ICT を活用したアクティブ・ラーニング、グループワークや体験学習、事前・事後学修、オンライン授業の実施、レポート・課題作成、講義の履修登録、成績閲覧及び、学生生活に必要な情報取得において、学生個人の情報端末（ノートパソコン等）が必要なことから、情報端末を必携化としている。

（５）教員評価制度の導入

本学が求める教員像を明確化し、個々の教員の資質向上に向けて教員の活動状況を定期的に点検・評価する「教員評価制度」を導入している。これは、教員の活動を 3 つの評価（『個人活動評価』、『学生評価』、『組織評価』）に分類し、学科長、学部長など、被評価者の所属上長による一次評価、二次評価などを経て、その結果を総合的に評価するものである。これにより、評価結果のフィードバックから各教員は自己の活動の改善に努め、教員評価委員会は改善の必要がある教員に対し、改善すべき点を明らかにし、適切な指導・助言を行っている。このシステムによって教員の教育力の向上を図っている。

（６）職員対象研修会の実施

職員の担うべき職務や業務領域は「質」「量」とともに拡大しており、経営・教育・学生・研究支援、地域連携その他多彩な領域において、職員の力量の発揮が求められている。本学園の期待する人材像のもと、適正な人事評価と効果的な研修の実施により、職員のモチベーションを高め、さらなる資質向上を図るため、SD を本学園の事業計画として取り入れ、本学園人事課を中心に計画的な取組みを行っている。

①学外における研修会、講演会及びフォーラム等への参加

各事務担当部署において予算化し、各業務を遂行している担当職員が毎年研修会に参加し、職員の資質向上を図っている。

②学内における研修会

・新採用の専任事務職員

採用前研修を実施し、採用後においては、実務スキル向上を図るエントリー系列研修等を引き続き実施している。

・管理職者

毎年夏期に集合研修を実施し、ワークショップにより意識改革を図るほか、人事考課についても実質化するよう徹底している。

・一般職

改革を推し進める人材育成を目的として、毎年夏期に集合研修を実施している。

・新任課長の昇任者等

資格の役割に応じた階層別研修を実施している。令和4年度は、通年にわたる学内集合研修のほか様々な研修会、フォーラムに派遣することにより、新たな等級に応じた意識と行動を徹底するための取組みをおこなっている。

上記に加えて、事務職員によるSDに関する検討会を設置し、事務職員全体の意識及び業務スキル向上並びに業務の見直しを行う体制を構築しており、研修会も実施している。

また、事務職員のスキルアップ支援として以下の制度を設けている。

- ①理事長表彰（業務改革）：教職員が多くの関係者とともに取り組んだ業務改革を表彰する制度。
- ②部門スキル開発スタートアップ支援制度：関係部署で共有すべき専門知識とスキルの不足を解消するため、他部署等を含めた研修等の実施を支援する制度。
- ③特定研究奨励制度：職場の仲間で業務改革に取り組むための一部を奨励金として支給する制度。
- ④資格取得支援制度：業務に必要な資格取得を奨励する制度。

（７）人事評価制度の導入

学園内での研修実施と人事評価制度を連動させることにより、期待人材像に沿った職員の育成に寄与できる効果的な研修を行うとともに、資格昇任、キャリアなどを見据え、長期的スパンでの研修体系の確立と計画的実施への移行を進めている。

更に、職員個々のスキルアップを図るため、今後も研修会や研修支援制度を拡充し、時代の要請に応じた組織改編を行うことにより、教育研究支援体制の一層の強化を図る。

設置の趣旨等を記載した書類〔別紙資料〕目次

【別紙資料 1】	医療福祉学専攻（修士課程）教育課程及び履修モデル	P3
【別紙資料 2】	医療経営学専攻（修士課程）教育課程及び履修モデル	P4
【別紙資料 3】	心理学専攻（博士前期課程）教育課程及び履修モデル	P5
【別紙資料 4】	心理学専攻（博士後期課程）教育課程及び履修モデル	P7
【別紙資料 5】	医療福祉学専攻（修士課程）入学から修了までのスケジュール	P8
【別紙資料 6】	医療経営学専攻（修士課程）入学から修了までのスケジュール	P9
【別紙資料 7】	心理学専攻（博士前期課程）入学から修了までのスケジュール	P10
【別紙資料 8】	心理学専攻（博士後期課程）入学から修了までのスケジュール	P11
【別紙資料 9】	広島国際大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規定	P12
【別紙資料 10】	人を対象とする生命科学・医系研究倫理委員会審査の流れ	P22
【別紙資料 11】	広島国際大学動物実験に関する規定	P23
【別紙資料 12】	医療福祉学専攻（修士課程）の教育体系図 （学部教育との関連図）	P28
【別紙資料 13】	医療経営学専攻（修士課程）の教育体系図 （学部教育との関連図）	P29
【別紙資料 14】	心理学専攻（博士前期課程、博士後期課程）の教育体系図 （学部教育との関連図）	P30
【別紙資料 15】	心理学専攻（博士前期課程）臨床心理学コース実習施設一覧	P31
【別紙資料 16】	心理学専攻（博士前期課程）臨床心理学コース実習施設の 使用承諾書	P33

【別紙資料 1 7】	心理学専攻（博士前期課程）臨床心理学コース実習計画	P67
【別紙資料 1 8】	心理学専攻（博士前期課程）臨床心理学コース時間割 モデルケース	P82
【別紙資料 1 9】	広島国際大学就業規則	P83
【別紙資料 2 0】	任用規定	P96
【別紙資料 2 1】	特任教員規定	P104
【別紙資料 2 2】	学内特別研究助成制度の概要	P110
【別紙資料 2 3】	医療福祉学専攻（修士課程）_演習・実習授業と施設との概要	P117
【別紙資料 2 4】	医療経営学専攻（修士課程）演習・実習授業と施設との概要	P119
【別紙資料 2 5】	心理学専攻（博士前期課程）演習・実習授業と施設との概要	P120
【別紙資料 2 6】	心理学専攻（博士後期課程）演習・実習授業と施設との概要	P126
【別紙資料 2 7】	医療福祉学専攻（修士課程）の研究室の室内の見取り図	P129
【別紙資料 2 8】	医療経営学専攻（修士課程）の研究室の室内の見取り図	P130
【別紙資料 2 9】	心理学専攻（博士前期課程）の研究室の室内の見取り図	P131
【別紙資料 3 0】	心理学専攻（博士後期課程）の研究室の室内の見取り図	P133
【別紙資料 3 1】	広島国際大学大学・大学院運営会議規定（案）	P134
【別紙資料 3 2】	広島国際大学健康科学研究科委員会規定（案）	P136
【別紙資料 3 3】	広島国際大学学位規定（案）	P139
【別紙資料 3 4】	広島国際大学教員選考基準	P148

医療福祉学専攻(修士課程)教育課程及び履修モデル

【教育課程】

科目区分	授業科目の名称	単位数		レジデンシャル・ソーシャルワーカー志向モデル		フィールド・ソーシャルワーカー志向モデル		教育者・研究者志向モデル	
		必修	選択	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次
社会福祉研究（基礎）科目群	社会福祉学特論Ⅰ	2		◎		◎		◎	
	ソーシャルワーク特論Ⅰ	2		◎		◎		◎	
	社会福祉研究方法特論	2		◎		◎		◎	
	社会福祉調査特論	2		◎		◎		◎	
	社会福祉学演習Ⅰ	1		◎		◎		◎	
	社会福祉学演習Ⅱ	1		◎		◎		◎	
	社会福祉学演習Ⅲ		1	◎		◎		◎	
	社会福祉学演習Ⅳ		1	◎		◎		◎	
社会福祉研究（方法）科目群	社会福祉学特論Ⅱ		2	○				○	
	ソーシャルワーク特論Ⅱ		2	○					
社会福祉関連科目群	健康社会学		2						○
	ウェルネスツーリズム		2				○		○
社会福祉実践研究科目群	児童・家庭福祉特論		2	○		○		○	
	障害福祉特論		2	○		○		○	
	高齢福祉特論		2	○	5科目中 1科目 選択	○	5科目中 1科目 選択	○	
	医療福祉特論		2	○		○		○	
	精神保健福祉特論		2	○		○		○	9科目中 2科目 選択
	地域福祉特論		2			○		○	
	社会福祉運営管理特論		2	○				○	
	権利擁護特論		2	○		○		○	
	司法福祉特論		2			○		○	
特別研究		8		◎		◎		◎	
				30		30		30	

【修了要件及び履修方法】

○修了要件

当該課程に2年以上在学して、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格しなければならない。

○履修方法

- ①「社会福祉研究（基礎）科目群」の授業科目（必修科目）12単位を修得すること。
- ②「社会福祉研究（方法）科目群」「社会福祉関連科目群」「社会福祉実践研究科目群」から選択科目10単位以上を修得すること。
- ③ 授業科目の選択については、主たる研究領域により、あらかじめ指導教授の指導を受けること。
- ④ ①②および「特別研究」8単位を含め、計30単位以上を修得する。

医療経営学専攻(修士課程)教育課程及び履修モデル

【教育課程】

科目 区分	授業科目の名称	単位数		病院管理志向モデル		医療経営コンサルティング志向モデル		国際活動志向モデル		医療情報システムエンジニア志向モデル	
		必修	選択	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次	1年次	2年次
領 域 基 礎	医学・医療特論		2	◎		◎		◎		◎	
	医療倫理特論		2	◎		◎		◎		◎	
専 門 領 域	医療経営特論		2	○				○			
	医療制度・関係法特論		2	○							
	医療経済学特論		2	○		○		○		○	
	医療経営分析特論		2	○		○		○		○	
	病院経営分析演習		2		7科目中 5科目	○			5科目中 3科目 選択		
	医療経営戦略特論		2	○		○	7科目中 4科目 選択	○		○	4科目中 2科目 選択
	病院財務会計特論		2	○		○					
	病院組織管理特論		2	○		○		○			
	地域医療システム特論		2			○				○	
	医療情報管理学特論		2	○		○		○		○	
	医療情報システム学特論		2			○		○		○	
	医療情報システム学演習		2							○	
	医療ICT特論		2							○	7科目中 5科目 選択
	マーケットリサーチ演習		2					○		○	
	医療安全特論		2	○						○	
	医療施設デザイン特論		2			○		○		○	
	施設経営・管理実習	4		◎		◎		◎		◎	
	特別研究	8		◎		◎		◎		◎	
				30		30		30		30	

【修了要件及び履修方法】

○修了要件

当該課程に2年以上在学して、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格すること。

○履修方法

必修科目12単位を含め、選択科目18単位以上、計30単位以上を修得すること。

心理学専攻(博士前期課程)教育課程及び履修モデル

◎：必修科目、○：選択科目、A～E：選択科目（群別：臨床心理学コースの履修方法を参照）

【教育課程】

科目区分	授業科目の名称	単位数		臨床心理学コース			心理学コース		
		必修	選択	1年次	2年次	1～2年次	1年次	2年次	1～2年次
臨床心理学コース 基幹科目	臨床心理学特論Ⅰ	2		◎					
	臨床心理学特論Ⅱ	2		◎					
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2		◎					
	臨床心理査定演習Ⅱ	2		◎					
	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2		◎					
	臨床心理面接特論Ⅱ	2		◎					
	臨床心理学特別研究Ⅰ	2		◎					
	臨床心理学特別研究Ⅱ	2			◎				
臨床心理学コース 展開科目	臨床心理学研究法特論		2	A					
	心理療法特論		2			E			
	投映法特論		2			E			
	人間学的心理療法特論		2	A～E各群から それぞれ2単位 選択		C			
	認知行動療法特論		2			E			
	人間関係学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）		2			C			
	家族臨床心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）		2			C			
	学校臨床心理学特論		2			E			
臨床心理学コース 実習科目	臨床心理基礎実習	2		◎					
	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習）	1		◎					
	臨床心理実習Ⅱ	2			◎				
	臨床心理査定実習Ⅰ（心理実践実習）	1		◎					
	臨床心理査定実習Ⅱ（心理実践実習）	1			◎				
	臨床心理事例研究実習（心理実践実習）	2			◎				
	臨床心理地域援助実習Ⅰ（心理実践実習）	2		◎					
	臨床心理地域援助実習Ⅱ（心理実践実習）	2		◎					
	臨床心理地域援助実習Ⅲ（心理実践実習）	2			◎				
臨床心理学コース・ 共通科目	心理統計法特論		2	A			○		
	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）		2			D			○
	障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）		2			D			○
	犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）		2			C			○
	産業心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）		2						○
	健康心理学特論（心の健康教育に関する理論と実践）		2						○
	発達心理学特論		2			B			○
	教育心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）		2			B			○
	人格心理学特論		2			B			○

科目 区分	授業科目の名称	単位数		臨床心理学コース			心理学コース		
		必修	選択	1年次	2年次	1～2年次	1年次	2年次	1～2年次
心理 学 コ ー ス 基 幹 科 目	心理学研究法特論A	2					◎		
	心理学研究法特論B	2					◎		
	心理学特別演習Ⅰ	1					◎		
	心理学特別演習Ⅱ	1					◎		
	心理学特別演習Ⅲ	1						◎	
	心理学特別演習Ⅳ	1						◎	
	心理学特別研究	8					◎		
心理 学 コ ー ス 展 開 科 目	認知心理学特論		2						○
	比較行動学特論		2						○
	コミュニケーション学特論		2						○
	感性情報学特論		2						○
	社会心理学特論		2						○
	神経生理学特論		2						○
	心理学特殊講義		2						○
				41			30		

15科目中
6科目
選択

【修了要件及び履修方法】

＜臨床心理学コース＞

○修了要件

当該課程に2年以上在学して、所定の授業科目について41単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格すること。

○履修方法

- ① 必修科目については、「臨床心理学コース基幹科目」から16単位、「臨床心理学コース実習科目」から15単位を修得すること。
② 選択科目については、「臨床心理学コース展開科目」および「臨床心理学コース・心理学コース共通科目」における下表のA～E各群から、それぞれ2単位以上、計10単位以上を履修すること。

A群	臨床心理学研究法特論、心理統計法特論
B群	発達心理学特論、教育心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）、人格心理学特論
C群	人間関係学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）、家族臨床心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）、犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）
D群	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）、障害者（児）心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）
E群	心理療法特論、投映法特論、人間学的心理療法特論、認知行動療法特論、学校臨床心理学特論

③ ①②を合わせて、計41単位以上を修得すること。

【履修上の特記事項】

「臨床心理学コース基幹科目」、「臨床心理学コース実習科目」、および「臨床心理学コース展開科目」の内、E群の科目については、臨床心理学コースの学生のみが履修できるものとする。

＜心理学コース＞

○修了要件

当該課程に2年以上在学して、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格すること。

○履修方法

「心理学コース基幹科目」から必修科目16単位、「心理学コース展開科目」および「臨床心理学コース・心理学コース共通科目」から「心理統計法特論」を含め、選択科目14単位以上、計30単位以上を修得すること。

心理学専攻(博士後期課程)教育課程及び履修モデル

◎：必修科目、○：選択科目

【教育課程】

科目 区分	授業科目の名称	単位数		臨床心理学領域			応用心理学領域			基礎心理学領域		
		必修	選択	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次
	特別研究	12		◎			◎			◎		
	心理学演習Ⅰ		4				○					
	心理学演習Ⅱ		4							○		
	心理学演習Ⅲ		4							○		
	心理学演習Ⅳ		4	○	2科目中 1科目選択			2科目中 1科目選択				
	心理学演習Ⅴ		4	○								
	心理学演習Ⅵ		4				○					
				16			16			16		

【修了要件及び履修方法】

○修了要件

当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目について16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け博士論文の審査および最終試験に合格すること。

○履修方法

必修科目12単位を含め、選択科目4単位以上、計16単位以上を修得すること。

医療福祉学専攻（修士課程）入学から修了までのスケジュール

学年	時期	内容	事務手続き及び教育指導
1年次	4月	ガイダンス	履修指導
	5月	研究計画書提出	指導教員（主指導1、副指導1）決定
	6月		研究倫理教育
	7月		
	8月	「修士論文発表会Ⅰ」	修士論文構想発表
	9月		
	10月		
	11月		
	12月	「修士論文発表会Ⅱ」	修士論文進捗状況の発表
	1月		
	2月		
	3月		
2年次	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月	「修士論文発表会Ⅲ」	修士論文進捗状況の発表
	9月		
	10月	修士論文テーマ提出	
	11月		
	12月	「修士論文発表会Ⅳ」 修士論文提出	「修士論文公聴会」
	1月		審査委員（主査1、副査2）決定
	2月		審査、研究科委員会審議
	3月	学位記授与	

医療経営学専攻（修士課程）入学から修了までのスケジュール

学年	時期	内容	事務手続き及び教育指導
1年次	4月	ガイダンス	履修指導
	5月	研究計画書提出	指導教員（主指導1、副指導1）決定
	6月		研究倫理教育
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		
2年次	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月	「修士論文中間発表会」	修士論文進捗状況の発表
	9月		
	10月	修士論文テーマ提出	
	11月		
	12月	「修士論文最終発表」 修士論文提出	「修士論文公聴会」
	1月		審査委員（主査1、副査2）決定
	2月		審査、研究科委員会審議
	3月	学位記授与	

心理学専攻（博士前期課程）入学から修了までのスケジュール

学年	時期	内容	事務手続き及び教育指導
1年次	4月	ガイダンス	履修指導
	5月	研究計画書提出	指導教員（主指導1、副指導1）決定
	6月		研究倫理教育
	7月		
	8月		
	9月	経過報告会	
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月	経過報告会	
	3月		
2年次	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月	経過報告会	
	10月	修士論文テーマ提出	
	11月		審査委員（主査1、副査2）決定
	12月	修士論文提出	審査
	1月		審査
	2月	最終報告会	研究科委員会審議
	3月	学位記授与	

心理学専攻（博士後期課程）入学から修了までのスケジュール

学年	時期	内容	事務手続き及び教育指導
1年次	4月	ガイダンス	履修指導
	5月	研究計画書提出	指導教員（主指導1、副指導1以上）決定
	6月		研究倫理教育
	7月		
	8月		
	9月	経過報告会	
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月	経過報告会	
	3月		研究科委員会報告
2年次	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月	経過報告会	
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月	経過報告会・研究概要提出	
	3月		研究科委員会報告
3年次	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月	経過報告会	
	10月	博士論文テーマ提出	審査委員候補（主査1、副査2）決定
	11月		審査委員決定
	12月	博士論文提出	審査
	1月		審査
	2月	公聴会	研究科委員会審議
	3月	学位記授与	

○広島国際大学 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規定

(目的)

第1条 この規定は、学校法人常翔学園学術研究倫理憲章の基本精神のもと、広島国際大学(以下「本学」という)の教授、准教授、講師、助教、助手その他教育系職員が行う人を対象とした薬学、医学、歯学、看護学、リハビリテーション学、予防医学、健康科学等に関する研究について、医学研究の倫理に関するヘルシンキ宣言(修正事項を含む)および科学技術会議生命倫理委員会における「ヒトゲノム研究に関する基本原則」(平成12年6月14日科学技術会議生命倫理委員会決定)の趣旨を尊重し、倫理的配慮を図ることを目的としてきた。今般、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針とヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の両方に該当する研究が多く行われ、また、両指針に定められている手続に共通点が多いことから、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針にヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針を統合した、新たな倫理指針で定められた趣旨を尊重した倫理的配慮を図ることを目的とする。

2 生命科学・医学系研究については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年3月23日文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示)」(以下「生命・医学系倫理指針」という)に従うものとする。

(定義)

第2条 この規定において「人を対象とする生命科学・医学系研究」(以下「生命・医学系研究」という)とは、人を対象として、傷病の成因(健康に関する様々な事象の頻度および分布ならびにそれらに影響を与える要因を含む。)および病態の理解ならびに傷病の予防方法の改善または有効性の検証ならびに医療における診断方法および治療方法の改善または有効性の検証を通じて、国民の健康の保持増進または患者の傷病からの回復もしくは生活の質の向上に資する知識を得ること、人由来の試料・情報を用いて、ヒトゲノムおよび遺伝子の構造または機能並びに遺伝子の変異または発現に関する知識を得ることを目的として実施される生命科学・医学系研究のことをいう。

2 生命・医学系倫理指針に定める研究機関の長は、理事長とし、その権限を学長に委任する。

3 侵襲とは、研究目的で、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等によって、研究対象者の身体または精神に傷害または負担が生じることをいい、「侵襲」

のうち、研究対象者の身体または精神に生じる傷害または負担が小さいものを「軽微な侵襲」という。

- 4 介入とは、研究目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因(健康の保持増進につながる行動および医療における傷病の予防、診断または治療のための投薬、検査等を含む。)の有無または程度を制御する行為(通常の診療を超える医療行為であって、研究目的で実施するものを含む。)という。
- 5 人体から取得された試料とは、血液、体液、組織、細胞、排泄物およびこれらから抽出したDNA等、人の体の一部であって研究に用いられるもの(死者に係るものを含む。)をいう。
- 6 研究に用いられる情報とは、研究対象者の診断および治療を通じて得られた傷病名、投薬内容、検査または測定の結果等、人の健康に関する情報その他の情報であって研究に用いられるもの(死者に係るものを含む。)をいう。
- 7 試料・情報とは、人体から取得された試料および研究に用いられる情報をいう。
- 8 既存試料・情報とは、試料・情報のうち、研究計画書が作成されるまでに既に存在する試料・情報および研究計画書の作成以降に取得された試料・情報であって、取得の時点においては当該研究計画書の研究に用いられることを目的としていなかったものをいう。
- 9 遺伝情報とは、試料・情報を用いて実施される研究の過程を通じて得られ、または既に試料・情報に付随している子孫に受け継がれ得る情報で、個人の遺伝的特徴および体質を示すものをいう。
- 10 前9項のほか、この規定で使用する用語の定義は、生命・医学系倫理指針によるものとする。

(共同研究機関)

第3条 研究計画に基づいて共同して研究が実施される研究機関(当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し、他の研究機関に提供を行う研究機関を含む。)をいう。

(研究協力機関)

第4条 研究計画書に基づいて研究が実施される研究機関以外であって、当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し(侵襲(軽微な侵襲を除く。))を伴う試料の取得は除く。)、研究機関に提供のみを行う機関をいう。

(試料・情報の収集・提供を行う機関)

第5条 研究機関のうち、試料・情報を研究対象者から取得し、または他の機関から提供を

受けて保管し、反復継続して他の研究機関に提供を行う業務(以下「収集・提供」という。)
を実施するものをいう。

(多機関共同研究)

第6条 一の研究計画書に基づき複数の研究機関において実施される研究をいう。

(遺伝カウンセリング)

第7条 遺伝医学に関する知識およびカウンセリングの技法を用いて、研究対象者等または研究対象者の血縁者に対して、対話と情報提供を繰り返しながら、遺伝性疾患をめぐる生じ得る医学的または心理的諸問題の解消または緩和を目指し、研究対象者等または研究対象者の血縁者が今後の生活に向けて自らの意思で選択し、行動できるよう支援し、または援助することをいう。

(研究者等の責務)

第8条 研究責任者およびその他の研究の実施(試料・情報の収集・提供を行う機関における業務の実施を含む。)に携わる者を「研究者等」という。ただし、研究機関に所属する者以外であって、以下のいずれかに該当する者は除く。

- ① 新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者
 - ② 既存試料・情報の提供のみを行う者
 - ③ 委託を受けて研究に関する業務の一部についてのみ従事する者
- 2 研究者等は、研究対象者の生命、健康、人権、プライバシーおよび尊厳を守り、関係法令、指針ならびに本規定を遵守しなければならない。
 - 3 研究者等は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理ならびに、当該研究の実施に必要な知識および技術に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究期間中も適宜継続して、教育・研修を受けなければならない。研究の実施するに当たっては、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。
 - 4 研究の実施に伴って取得された個人情報等であって当該研究者等の所属する研究機関が保有しているもの(委託して保管する場合を含む。以下「保有する個人情報等」という。)について、漏えい、滅失またはき損の防止その他の安全管理のため、適切に取り扱わなければならない。
 - 5 研究者等は、地域住民等一定の特徴を有する集団を対象に、当該地域住民等の固有の特質を明らかにする可能性がある研究を実施する場合には、研究対象者等および当該地域住民等を対象に、研究の内容および意義について説明し、研究に対する理解を得るよう努めなければならない。

(研究責任者の責務)

第9条 研究の実施に携わるとともに、所属する研究機関において当該研究に係る業務を統括する者を「研究責任者」という。

- 2 研究責任者は、研究対象者に対する説明の内容、同意の確認方法、生命・医学系研究に伴う補償の有無、個人情報の保護、その他インフォームド・コンセント等の手続に必要な事項を生命・医学系研究計画書に記載しなければならない。
- 3 研究責任者は、生命・医学系研究計画書に従って研究が適正に実施され、その結果の信頼性が確保されるよう、当該研究の実施に携わる研究者をはじめとする関係者を指導・管理しなければならない。
- 4 研究責任者は、学長と協力し、当該研究に携わる研究者等に対して研究に関する倫理、ならびに研究の実施に必要な知識および技術に関する教育・研修を行わなければならない。
- 5 研究責任者は、生命・医学系研究を実施(生命・医学系研究を継続する場合を含む。以下同じ)するにあたり、学長の許可を受けなければならない。
- 6 研究責任者は、研究の実施に際して、保有する個人情報等が適切に取り扱われるよう、学長と協力しつつ、当該情報を取り扱う他の研究者等に対して、必要な指導・管理を行わなければならない。
- 7 多機関共同研究に係る場合、必要に応じて、研究責任者を研究代表者と読み替えることとする。
- 8 研究代表者は、原則として、多機関共同研究に係る研究計画書について、一の倫理審査委員会による一括した審査を求めなければならない。
- 9 研究代表者は、多機関共同研究を実施しようとする場合には、各共同研究機関の研究責任者の役割および責任を明確にした上で一の研究計画書を作成または変更しなければならない。

(研究機関の長の責務)

第10条 学長は、研究者等が生命・医学系研究を実施するにあたって、研究対象者の個人の尊厳と人権を尊重するとともに、個人情報を保護しなければならないことを周知徹底するなど、生命・医学系研究が、倫理的、法的または社会的問題を引き起こすことのないよう必要な措置を講じるものとする。

- 2 学長は、研究に関する倫理、ならびに研究の実施に必要な知識および技術に関する教育・研修を研究者等が受けることを確保するための措置を講じなければならない。また、

自らもこれらの教育・研修を受けなければならない。

- 3 学長は、保有する個人情報等の漏えい、滅失またはき損の防止その他保有する個人情報等の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(委員会の設置)

第11条 本学に、生命・医学系研究に関し必要な事項の審査を行うため、広島国際大学人を対象とする生命科学・医学系研究倫理委員会(以下「委員会」という)を置く。

- 2 委員会は、研究責任者の求めに応じ、生命・医学系研究の実施計画の倫理的観点および科学的観点から妥当性等について審査を行い、意見を述べる。

(委員会の構成)

第12条 委員会は、つぎの各号に掲げる委員をもって構成する。

イ 生命科学(医学・医療・ヒトゲノム・遺伝子解析)の専門家等自然科学の有識者 若干名

ロ 倫理学・法律学の専門家等を含む人文・社会科学の有識者 若干名

ハ 本学と利害関係を有しない立場にある者 若干名

ニ 研究対象者の観点も含め、一般の立場から意見を述べることができる者 若干名

ホ その他必要に応じて学長が指名した者 若干名

- 2 委員会は、学外の者を含み、5名以上かつ男女両性で構成する。

(委員の委嘱および任期)

第13条 委員会の委員は、学長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の役割)

第14条 委員は、学長から研究の実施の適否等について意見を求められたときは、生命・医学系倫理指針に基づき、倫理的観点および科学的観点から、研究機関および研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行い、文書または電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)により意見を述べなければならない。

- 2 委員およびその事務に従事する者は、審査および関連する業務に先立ち、倫理的観点および科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。

(委員長・副委員長およびその職務)

第15条 委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から学長が任命し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、学長の指揮に従い、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときもしくは欠けたとき、または委員長から命じられたとき、委員長の職務を行う。

(定足数および議決)

第16条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員全員の合意をもって決することを原則とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、出席委員の3分の2以上の議決をもってこれを決することができる。

(委員以外の出席)

第17条 委員長は、必要に応じて研究責任者、研究者等および有識者に出席を求め、説明および意見を求めることができる。

(小委員会)

第18条 委員長は、小委員会を設けることができる。

2 委員長は、小委員会の委員長および委員を指名する。ただし、必要に応じて委員以外のものを加えることができる。

3 小委員会では、委員会から付託された事項について審議する。

(委員の守秘義務)

第19条 委員会の委員および小委員会の委員は、その任期中または任期終了後を問わず、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏えいしてはならない。

(生命・医学系研究の申請等)

第20条 本学において、生命・医学系研究を実施しようとするとき、または既に承認された生命・医学系研究の計画を変更しようとするときは、研究責任者は、別に定める生命・医学系研究倫理審査申請書および生命・医学系研究計画書に関連資料を添えて、学部長を通じて委員長に申請しなければならない。

2 学長は、研究責任者から研究の実施の許可を求められたときは、委員会の意見を尊重しつつ、研究の実施の許可または不許可その他必要な措置について決定しなければならない。

(生命・医学系研究の審査)

第21条 委員会は、第11条第2項の求めに応じて、当該生命・医学系研究の実施の可否そ

の他必要な事項を審査する。

- 2 前項の審査にあたって、審査対象となる研究計画に係る委員は、当該研究計画の審査に関与することはできない。
- 3 委員会は、次に掲げる事項について、当該生命・医学系研究倫理審査申請書および生命・医学系研究計画書、利益相反自己申告書の写し等を添えて広島国際大学利益相反マネジメント委員会へ審査を要請しなければならない。
 - ① 当該研究に係る利益相反について
 - ② インフォームド・コンセント等の記載内容に係る利益相反について
 - ③ その他利益相反マネジメントに関する事項について
- 4 委員長は委員会の審査結果を学長に報告する。
- 5 委員会は、次に掲げるいずれかに該当し、かつ治験を伴わない場合の審査について、委員会が指名する委員による審査(以下「迅速審査」という。)を行い、意見を述べることができる。迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告しなければならない。
 - ① 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
 - ② 生命・医学系研究計画書の軽微な変更に関する審査
 - ③ 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
 - ④ 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
- 6 前項②に該当する事項のうち、研究対象者へのリスクを伴わない軽微な変更については、別に定める人を対象とする生命科学・医学系研究計画書変更届により、委員会が認めた場合に限り報告事項として取り扱う。

(生命・医学系研究実施の可否)

第22条 学長は、委員会の意見を尊重し、生命・医学系研究の実施の可否その他の必要な事項を決定する。この場合において、委員会が当該研究を実施することが適当でない旨の意見を述べた生命・医学系研究については、その実施を許可しない。

- 2 学長は、前項の決定を別に定める生命・医学系研究倫理審査結果通知書により学部長および研究責任者に通知する。

(再審査)

第23条 研究責任者は、第17条第2項の決定内容に異議があるときは、異議申立書により

学部長を通じて学長に再審査の申出を1回に限り行うことができる。

- 2 学長は、前項の申出があった場合は、委員会に諮問し、委員会は再度当該医学系研究の実施の可否その他必要な事項を審査し、委員長は再審査の結果を学長に報告する。
- 3 学長は委員会の意見を尊重し、異議申立に対する指針書により学部長を経て、研究責任者に対し通知する。

(勧告および中止)

第24条 学長は、許可された臨床研究に係る重大な倫理上の問題または重篤な有害事象があると判断したときは、必要に応じて研究責任者に当該研究の是正を勧告、または中止等の適切な対応を取らなければならない。

(生命・医学系研究の終了、中止)

第25条 研究責任者は、生命・医学系研究を終了または中止した場合には、その旨を学長に報告しなければならない。

(個人情報の保護および開示)

第26条 学長および研究者等は、個人情報の取扱いに関して、生命・医学系倫理指針のほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)および地方公共団体において制定される条例等ならびに本学園の個人情報の保護に関する諸規定を遵守しなければならない。

- 2 本人等から、保有する個人情報のうちその本人を識別することができるものについて、その利用目的の通知を求められた場合には、その求めをした本人等(以下「請求者」という。)に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。

(インフォームド・コンセントを受ける手続き等)

第27条 研究者等は、生命・医学系研究の実施にあたって、被験者または代諾者等に対し、十分な理解が得られるよう、必要な事項を記載した文書または電磁的方法により説明を行い、自由意思による同意を得るものとする。

- 2 研究者等が研究を実施しようとするとき、または既存試料・情報の提供を行う者が既存試料・情報を提供しようとするときは、学長の許可を受けた生命・医学系研究計画書に定めるところにより、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。ただし、法令の規定による既存試料・情報の提供については、この限りでない。

- 3 研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者は、次に掲げる全ての事項に配慮した

うえて、2における文書によるインフォームド・コンセントに代えて、電磁的方法によりインフォームド・コンセントを受けることができる。

- ① 研究対象者等に対し、本人確認を適切に行うこと。
- ② 研究対象者等が説明内容に関する質問をする機会を与え、かつ、当該質問に十分に答えること。
- ③ インフォームド・コンセントを受けた後も説明事項を含めた同意事項を容易に閲覧できるようにし、特に研究対象者等が求める場合には文書を交付すること。

(インフォームド・アセントを得る手続き等)

第28条 研究者等または既存資料・情報の提供を行う者が、代諾者からインフォームド・コンセントを受けた場合であって、研究対象者が研究を実施されることについて自らの意向を表すことができると判断されるときには、インフォームド・アセントを得るよう努めなければならない。ただし、研究対象者が中学校等の課程を修了しているまたは16歳以上の未成年者であり、かつ、研究を実施されることに関する十分な判断能力を有すると判断されるときに、当該研究対象者からインフォームド・コンセントを受けるときは、この限りでない。

- 2 研究者等および既存資料・情報の提供を行う者は、上記規定によるインフォームド・アセントの手続において、研究対象者が、研究が実施または継続されることの全部または一部に対する拒否の意向を表した場合には、その意向を尊重するよう努めなければならない。ただし、当該研究を実施または継続することにより研究対象者に直接の健康上の利益が期待され、かつ、代諾者がそれに同意するときは、この限りでない。

(有害事象等への対応)

第29条 研究責任者は、生命・医学系研究に関する重篤な有害事象および不都合等の発生を知ったときは、直ちに委員長に意見を聴いたうえ、学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告があったとき、その旨を委員会および関係者等に通知し、必要な措置を講じなければならない。

(利益相反の管理)

第30条 研究者等は、研究を実施するときは、学校法人常翔学園利益相反ポリシーおよび学校法人常翔学園臨床研究に係る利益相反ポリシーを遵守するほか、個人の収益等、当該研究に係る利益相反に関する状況について、その状況を研究責任者に報告し、透明性を確保するよう適切に対応しなければならない。

- 2 研究責任者は、医薬品または医療機器の有効性または安全性に関する研究等、商業活動

に関連し得る研究を実施する場合には、当該研究に係る利益相反に関する状況を把握し、生命・医学系研究計画書、利益相反自己申告書に記載し、提出しなければならない。

- 3 研究者等は、前項による生命・医学系研究計画書、利益相反自己申告書に記載された利益相反に関する状況について、インフォームド・コンセント、インフォームド・アセントを受ける手続きにおいて研究対象者等に説明しなければならない。

(審議経過および結果の公開)

第31条 委員会の審査項目とその審査結果等は、公開する。ただし、被験者の人権および個人情報、研究の独創性および知的財産権を保護するために非公開とすることが必要な場合は、この限りでない。

(委員会の庶務)

第32条 委員会の庶務は、研究支援・社会連携センターで取り扱う。

(審査資料および研究成果等の保存年限)

第33条 審査に関係する書類および研究成果等の保存年限は、法令等に特別に定めがある場合を除き、文書取扱規定に基づくものとする。

- 2 保存年限は、当該生命・医学系研究が終了した日に属する年度終了の翌日から起算する。
- 3 保存年限を経過した書類でさらに保存が必要と委員会が認める書類は、保存年限を延長することができる。
- 4 侵襲(軽微な侵襲を除く)を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、少なくとも、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日または当該研究の結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、適切に保管しなければならない。

(雑則)

第34条 この規定に定めるもののほか、この規定の施行にあたって必要な事項は、学長が別に定める。

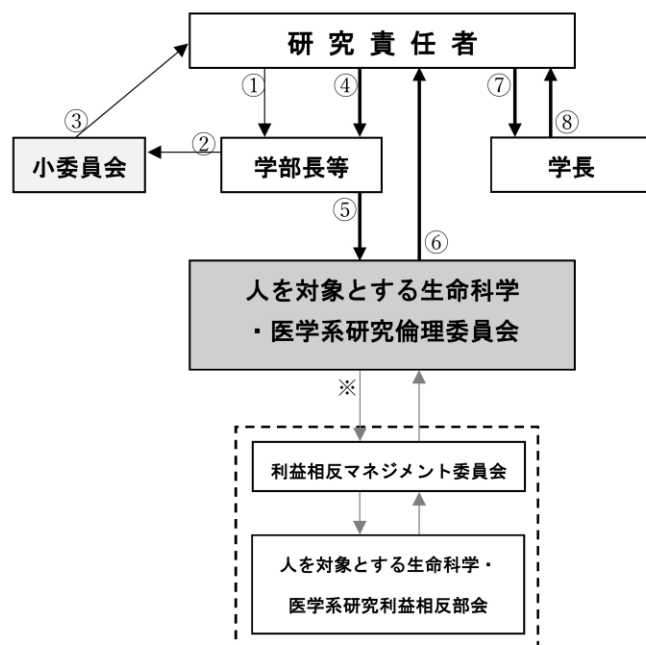
(規定の改廃)

第35条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2015年6月16日から施行し、2015年4月1日から適用する。
- 2 この改正規定は、2022年1月28日から施行し、2021年6月30日から適用する。

人を対象とする生命科学・医学系研究倫理委員会 審査の流れ



*担当事務①～④学部事務室 ⑤～⑧研・社C

①提出 ②審査 ③意見 ④提出
⑤依頼 ⑥意見 ⑦許可願 ⑧許可

- ① 研究責任者は、申請書類一式を学部長等に提出する。
 - ② 学部長等（小委員会委員長）は、各学部に設置された小委員会において事前審査をする。
 - ③ 小委員会は、研究責任者に意見を述べる。
 - ④ 研究責任者は、小委員会の意見をもとに、申請書類一式を整えて学部長等に提出する。
 - ⑤ 学部長等は、人を対象とする生命科学・医学系研究倫理委員会（以下、本委員会）に審査を依頼する。
- ※本委員会は、利益相反マネジメント委員会に対し、人を対象とする生命科学・医学系研究に係る利益相反自己申告書について審査を要請する。
- ⑥ 本委員会は、申請書類を審査し、研究責任者に意見を述べる。
（学部長・学長に審査結果を報告する。）
 - ⑦ 研究責任者は、本委員会で承認された研究課題について、学長に研究実施許可願を提出する。
 - ⑧ 学長は、倫理審査委員会の意見を尊重しつつ、研究実施の許可又は不許可を決定し通知する。

○広島国際大学動物実験に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、学校法人常翔学園学術研究倫理憲章の基本精神のもと、「動物の愛護及び管理に関する法律」(平成11年12月22日法律第221号)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年4月28日環境省告示第88号)および「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月1日文部科学省告示第71号)ならびに「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(平成18年6月1日日本学術会議)に基づき、広島国際大学(以下「本大学」という)における動物実験の実施方法について定めるとともに、科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点および実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、本大学において行われる哺乳類を用いたすべての動物実験に適用する。なお哺乳類以外の動物実験についてもこの規定の趣旨に沿って適用する。

(定義)

第3条 この規定において、「動物実験」とは、教育・研究の利用に供するため、実験動物に何らかの拘束または処置を施すことをいう。

2 この規定において、「動物飼育施設(以下「飼育施設」という)」とは、実験動物を実験に供する目的で飼育保管する施設をいう。

3 この規定において、「実験室」とは、実験動物に実験的処置を加えることや、生理的機能等を解析する部屋をいう。

4 この規定において、「動物飼育施設管理者(以下「管理者」という)」とは、実験動物および施設を管理する者をいう。

5 この規定において、「動物実験実施者(以下「実施者」という)」とは、動物実験等を実施する者をいう。

6 この規定において、「動物実験責任者(以下「責任者」という)」とは、実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。

7 この規定において、「実験動物」とは、動物実験等に供されるすべての動物をいう。

8 この規定において、「動物実験計画」とは、動物実験を行うために事前に立案する計

画をいう。

- 9 この規定において、「指針等」とは、日本学術会議が策定した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」をいう。

(学長の責務)

第3条の2 学長は、本大学で実施されるすべての動物実験等の実施に関して最終的な責任を負うものとする。

- 2 学長は、実験動物を適正に飼養・保管し、動物実験等を適正かつ安全に遂行するために必要と考えられる施設等を整備し管理者を任命するとともに、実験動物に関する知識および経験を有する者を実験動物管理者に任命する。

- 3 学長は、次条第1項の広島国際大学動物実験委員会、管理者および実験動物管理者の協力を得て、動物実験計画の承認、実施結果の把握、教育訓練、自己点検・評価、情報公開およびその他動物実験等の適正な実施のために必要な措置を行う。

(動物実験委員会)

第4条 この規定の適切な運用を図り、動物実験の立案・実施等に関して指導、助言を行うために、広島国際大学動物実験委員会(以下「実験委員会」という)を置く。

- 2 実験委員会については、広島国際大学動物実験委員会規定に定める。

(飼育および実験施設)

第5条 実験動物の飼育、管理および動物実験を適正かつ円滑に実施するために、広国大呉キャンパス6号館に飼育および実験施設を設置する。

- 2 前項の施設以外に新たに飼育施設を設置しようとするときは、管理者は、「飼育施設設置承認申請書」により、学長の承認を得なければならない。学長は、当該申請書を実験委員会に調査させ、その助言により承認または非承認を決定する。

- 3 前項の飼育施設は、以下の要件を満たすものとする。

イ 実験動物の安定した飼育に適切な温度、湿度、換気、照度等が維持できること

ロ 動物種や飼育匹数に応じた飼育設備を有すること

ハ 床や内壁等が清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒を行う衛生設備を有すること

ニ 実験動物が逸走しない構造および強度を有すること

ホ 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること

ヘ 管理者が置かれていること

4 第1項の施設以外に実験室を設置しようとするとき、管理者は、「動物実験室設置承認申請書」により、学長の承認を得なければならない。決定については、第2項に準じる。

5 前項の実験室は、以下の要件を満たすものとする。

イ 実験動物が逸走しない構造および強度を有すること

ロ 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること

ハ 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること

ニ 実験動物を12時間以上保管する実験では、飼育施設としての要件を満たさなければならない

(実験計画の立案および承認)

第6条 責任者はつぎの事項に留意して実験計画を立案しなければならない。実験計画の作成の詳細については、別に定める。

イ 既に十分な知見が得られている事実の再確認のための動物実験を避けるため、文献等による事前調査を実施する。

ロ 所定の目的を達成する手段として、動物実験以外の実験系による代替法の優先的利用について十分考慮する。

ハ 目的の成果を得るため、適正な実験動物の種の選択、品質の選定および匹数の決定ならびに適正な実験条件等を考慮する。

ニ 実験動物に無用な苦痛およびストレスを与えないように、実験方法および実験環境等について倫理面への配慮に努める。

2 責任者は立案した動物実験計画書を学長へ提出し、実験内容と法およびこの規定との適合性について、実験委員会の審査を経て、承認を得なければならない。

(動物の検収および検疫)

第7条 実施者は、飼育施設への実験動物の導入に際し、動物の発注条件および状態(異常・死亡)を確認しなければならない。

2 実施者は、飼育施設への実験動物の導入に際し、検疫を実施するとともに、異常のある場合は、管理者へ連絡し、その指示に従わなくてはならない。ただし、実験動物が信頼性の高い生産者由来の場合、生産者添付の遺伝学的・微生物学的品質を示す検査書をもって、検疫の一部に代えることができる。

(実験操作)

第7条の2 実施者は、科学上の利用に必要な限度において実験動物に与える苦痛の軽減に努めなければならない。実験操作の詳細については、別に定める。

(実験動物の飼育および管理)

第8条 管理者は、実験動物の飼育保管についての標準操作手順を定め、実施者および飼育施設の維持・管理に従事する者に周知しなければならない。

2 実施者は、実験動物の導入時から実験終了時までの全過程において、標準操作手順に従い動物の状態を子細に観察し、状況に応じた適切な処置を施さなければならない。

3 実施者は、飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることがないように、標準操作手順に従い飼育施設内の維持および管理に努めるとともに、このための空調環境(温度、湿度、給・換気、臭気、粉塵、光等)、居住性(ケージ、床敷、給餌、給水等)、雑音、振動等の物理的環境因子および微生物汚染等に留意しなければならない。

(飼育施設への立ち入り)

第9条 飼育施設への立ち入りは、原則として実施者、管理者および飼育施設の維持・管理に従事する者に制限する。

(実験終了後の処置)

第10条 責任者は、動物実験の終了後、動物実験の実施結果について、学長に報告しなければならない。

2 実験終了または中断時には、実施者は実験動物を処理し、速やかに苦痛から解放するように努めなければならない。

3 実施者は、動物の死体等による環境汚染の防止に努めなければならない。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある実験)

第11条 実施者は、物理的あるいは化学的に危険な物質を扱う動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果の信頼性が損なわれたりすることのないよう十分配慮しなければならない。

2 実施者は、飼育施設および実験室外への環境汚染防止について、施設・設備の状況を踏まえつつ、特段の注意を払わなければならない。

3 遺伝子組換え動物を用いる動物実験については、広島国際大学遺伝子組換え実験等安全管理規定を適用する。

4 放射性物質および放射線を用いる動物実験については、広島国際大学放射線障害予防規定を適用する。

(緊急時の措置)

第12条 管理者および実施者は、地震、火災その他の災害のため動物が逸走し、生態系に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、その旨を学長に報告しなければならない。

(外部委託)

第13条 動物実験等を外部の機関に委託等する場合、責任者は委託先においても、文部科学省が定めた「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」または他省庁の定める「動物実験に関する基本指針」に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

(教育訓練)

第14条 実施者と飼育施設の維持・管理に従事する者は、動物実験の実施ならびに実験動物飼養および管理を適切に実施するために必要な基礎知識の習得を目的とした教育訓練を受講後、飼育施設への立ち入りを許可される。

(自己点検・評価)

第15条 責任者は実験終了後、実施した動物実験の法令、指針、規定への適合性に関する自己点検表を作成し学長に提出しなければならない。学長は自己点検表の評価を実験委員会に諮問し、必要に応じて学外者による検証を受けるよう努める。

(細則)

第16条 この規定に定めるもののほか、動物実験に必要な事項、手順書等は、管理者が別に定める。

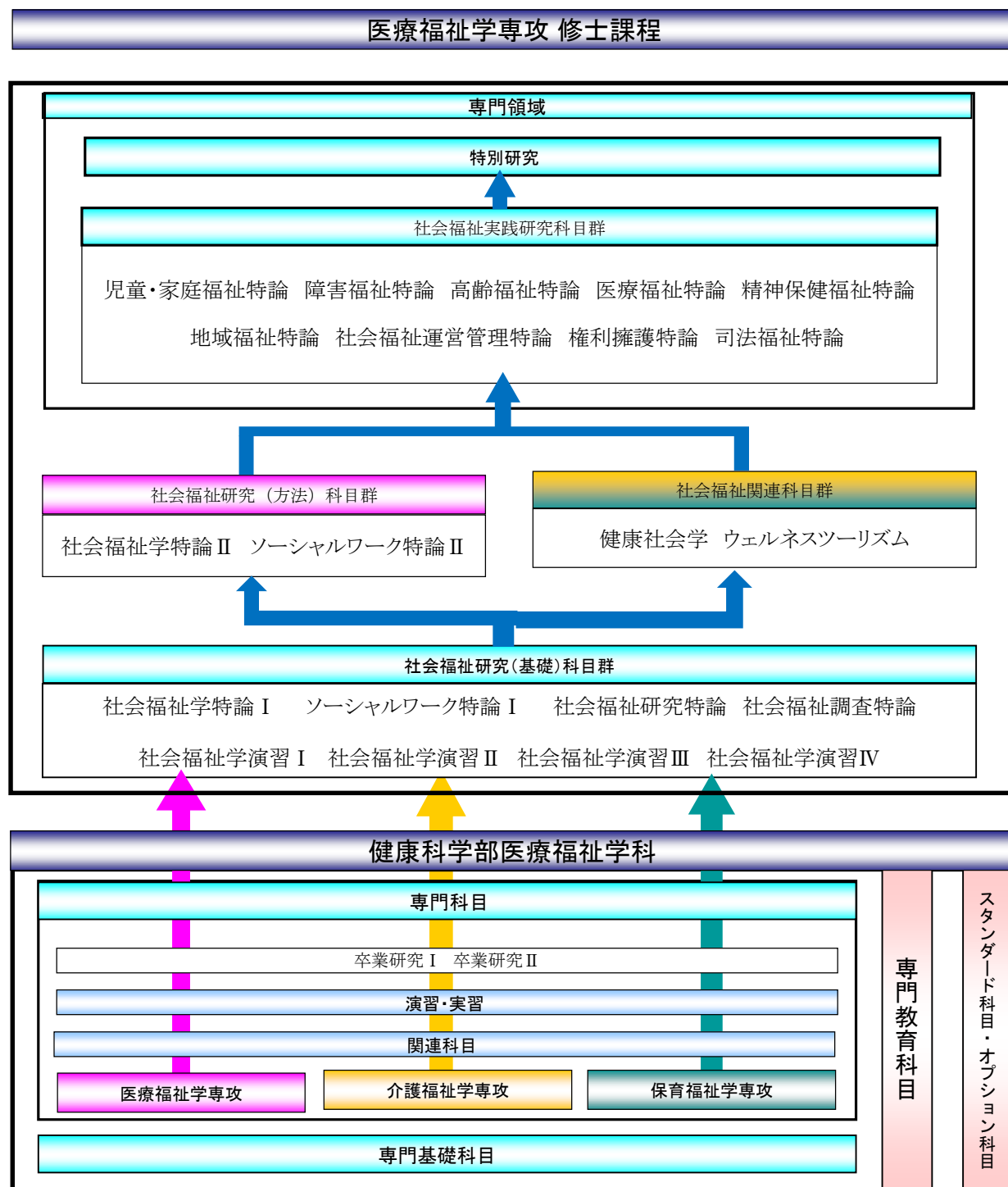
(規定の改廃)

第17条 この規定の改廃は、学長、学部長および管理者の意見を聴いて、理事長が行う。

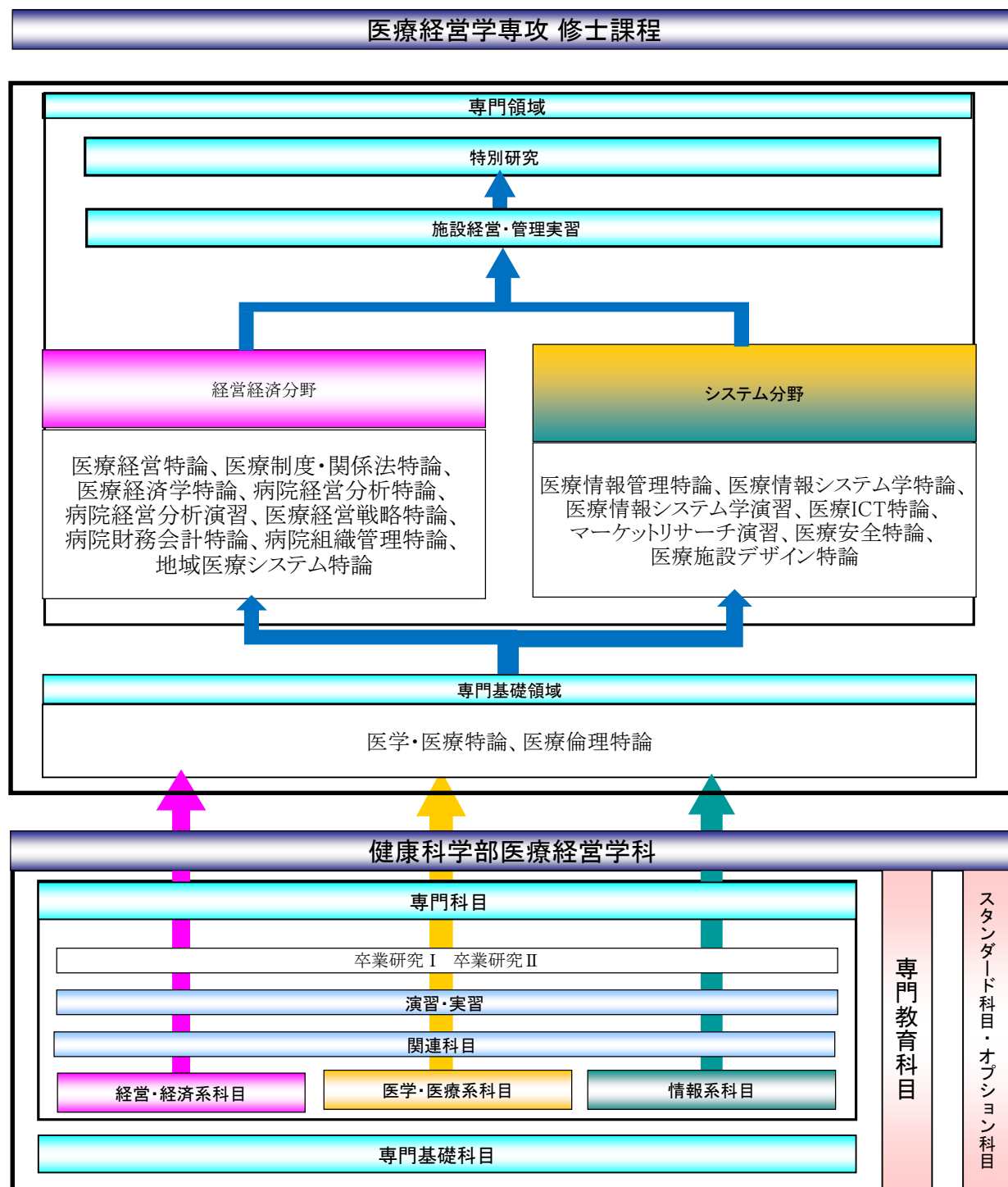
付 則

- 1 この規定は、2005年4月26日から施行する。
- 2 この改正規定は、2014年12月12日から施行し、2014年4月1日から適用する。

医療福祉学専攻（修士課程）の教育体系図(学部教育との関連図)



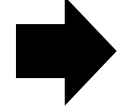
医療経営学専攻（修士課程）の教育体系図(学部教育との関連図)



心理学専攻(博士前期課程、博士後期課程)の教育体系図(学部教育との関連図)

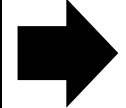
1. 健康科学部心理学科

進学対象者	基礎となる学部(健康科学部心理学科)との関連
心理学領域の学部を卒業した者のうち、カウンセラー志望の学生	学部で公認心理師対応科目を全て履修済み。臨床心理学コースの基礎となるゼミは、臨床心理学3、精神医学1の4研究室がある。



2. 心理学専攻(博士前期課程)

対象コース	科目群	1年次科目	1年または2年次科目	2年次科目	修了要件と履修モデル
臨床心理学コース	基幹科目(必修)	臨床心理学特論Ⅰ			必修31単位以外に選択科目:展開科目または共通科目の5科目(10単位)。ただしA-E各群から1科目(2単位)ずつ含める。群内の選択は指導教員と相談する。
		臨床心理学特論Ⅱ			
		臨床心理査定演習Ⅰ			
		臨床心理査定演習Ⅱ			
		臨床心理面接特論Ⅰ			
		臨床心理面接特論Ⅱ			
		臨床心理学特別研究Ⅰ		臨床心理学特別研究Ⅱ	
	展開科目(選択)	A	臨床心理学研究法特論		
			E	心理療法特論	
			E	投映法特論	
			C	人間学的心理療法特論	
			E	認知行動療法特論	
			C	人間関係学特論	
			C	家族臨床心理学特論	
			E	学校臨床心理学特論	
	実習科目(必修)	臨床心理基礎実習			
		臨床心理実習Ⅰ		臨床心理実習Ⅱ	
		臨床心理査定実習Ⅰ		臨床心理査定実習Ⅱ	
				臨床心理事例研究実習	
		臨床心理地域援助実習Ⅰ		臨床心理地域援助実習Ⅲ	
		臨床心理地域援助実習Ⅱ			
臨床心理学コース 心理学コース	共通科目(選択)	A	心理統計法特論		
			D	精神医学特論	
			D	障害者(児)心理学特論	
			C	犯罪心理学特論	
				産業心理学特論	
				健康心理学特論	
			B	発達心理学特論	
			B	教育心理学特論	
			B	人格心理学特論	
心理学コース	基幹科目(必修)	心理学研究法特論A			必修16単位以外に選択科目:展開科目または共通科目から7科目(14単位)。ただし心理統計法特論を含める。すなわち、専門に最も近い1科目以外に展開科目または共通科目から5科目履修する必要がある。専門との関連、将来の進路に合わせて指導教員と相談する。
		心理学研究法特論B			
		心理学特別演習Ⅰ		心理学特別演習Ⅲ	
		心理学特別演習Ⅱ		心理学特別演習Ⅳ	
		心理学特別研究		心理学特別研究	
	展開科目(選択)		認知心理学特論		
			比較行動学特論		
			コミュニケーション学特論		
			感性情報学特論		
			社会心理学特論		
			神経生理学特論		
			心理学特殊講義		



3. 心理学専攻(博士課程後期)

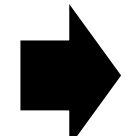
領域	科目種類	1年次科目	2年次科目	3年次科目	修了要件
臨床心理学	選択	心理学演習Ⅳ(臨床心理学)			必修12単位以外に選択1科目(4単位)。
	選択	心理学演習Ⅴ(臨床心理学)			
	必修	特別研究	特別研究	特別研究	

領域	科目種類	1年次科目	2年次科目	3年次科目	修了要件
応用心理学	選択	心理学演習Ⅰ(神経生理学)			必修12単位以外に選択1科目(4単位)。
	選択	心理学演習Ⅵ(感性情報学)			
	必修	特別研究	特別研究	特別研究	



領域	科目種類	1年次科目	2年次科目	3年次科目	修了要件
基礎心理学	選択	心理学演習Ⅱ(比較行動学)			必修12単位以外に選択1科目(4単位)。
	選択	心理学演習Ⅲ(社会心理学)			
	必修	特別研究	特別研究	特別研究	

進学対象者	基礎となる学部(健康科学部心理学科)との関連
心理学及び関連領域の学部を卒業した者のうち、教育研究者志望の学生	心理学コースの基礎となるゼミは、認知心理学1、比較行動学1、コミュニケーション学1、感性情報学2、社会心理学2、神経生理学1、健康心理学1、発達心理学1の10研究室がある。



心理学専攻(博士前期課程)臨床心理学コース実習施設一覧

【臨床心理地域援助実習Ⅰ(心理実践実習)】 定員:18人

No	領域	施設名	所在地	受入人数
1	保健医療	医療法人正雄会 呉みどりヶ丘病院	広島県呉市阿賀北1-15-45	2人
2		医療法人せのがわ 瀬野川病院	広島県広島市安芸区中野東4-11-13	2人
3		医療法人社団和恒会 ふたば病院	広島県呉市広白石4丁目7-22	3人
4		特定医療法人大慈会 三原病院	広島県三原市中之町6丁目31-1	3人
5		社会医療法人正光会 松ヶ丘病院	島根県益田市高津4丁目24-10	4人
6		地方独立行政法人 広島市立病院機構 広島市立北部医療センター安佐市民病院	広島県広島市安佐北区亀山南1丁目2-1	2人
7		医療法人緑風会 ほうゆう病院	広島県呉市阿賀北1丁目14-15	2人
8		医療法人比治山病院	広島県広島市南区上東雲町3-1	3人
受け入れ可能人数				21人

【臨床心理地域援助実習Ⅱ(心理実践実習)】 定員:18人

No	領域	施設名	所在地	受入人数
1	福祉	広島市こども療育センター心療部 児童心理治療施設 愛育園	広島県広島市東区光町2-15-55	1人
2		広島県立広島学園	広島県東広島市八本松町原10844	2人
3		広島市児童相談所	広島県広島市東区光町二丁目15-55	1人
4		社会福祉法人広島県同胞援護財団 どうえん大手町児童デイサービス	広島県広島市大手町3丁目8-27	6人
5	司法	広島少年院	広島県東広島市八本松町原11174-31	20人
6		広島少年院 貴船原少女苑	広島県東広島市八本松町原6088	20人
7		日本司法支援センター広島地方事務所 (法テラス広島法律事務所)	広島県広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1階	15人
8		広島少年鑑別所	広島県広島市中区吉島西3丁目15-8	20人
9		広島県警察本部生活安全部少年対策課 少年サポートセンターひろしま	広島県広島市中区国泰寺町1丁目4番15号 広島市役所北庁舎別館1階	5人
受け入れ可能人数				90人

【臨床心理地域援助実習Ⅲ(心理実践実習)】 定員:18人

No	領域	施設名	所在地	受入人数
1	教育	呉市立仁方中学校	広島県呉市仁方棧橋通16-8	2人
2		呉市立広中央中学校	広島県呉市広吉松2丁目15-1	1人
3		呉市立横路中学校	広島県呉市広横路4丁目9-15	2人
4		呉市立阿賀中学校	広島県呉市阿賀中央5丁目14番16号	1人
5		呉市立和庄中学校	広島県呉市和庄登町3番18号	2人
6		呉市立片山中学校	広島県呉市東片山町13番5号	2人
7		呉市立天応中学校	広島県呉市天応大浜2丁目1番64号	1人
8		呉市立川尻中学校	広島県呉市川尻町西1丁目23-47	2人
9		呉市立白岳中学校	広島県呉市広駅前2丁目11-1	1人
10		呉市立吉浦中学校	広島県呉市狩留家町8-6	1人
11		呉市立安浦中学校	広島県呉市安浦町中央4丁目2番1号	1人
12		呉市適応指導教室 中央教室	広島県呉市中央4丁目1-6	2人
13		呉市適応指導教室 延崎教室	広島県呉市中央4丁目1-6	2人
14		呉市適応指導教室 安浦教室	広島県呉市中央4丁目1-6	2人
15	産業	三菱重工(株)神戸造船所三菱神戸病院	兵庫県神戸市兵庫区和田宮通6丁目1番34号	5人
16		一般財団法人広島県集団検診協会	広島県広島市中区大手町1-5-17	5人
17		株式会社FIKA広島紙屋町	広島県広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクスビル5階	5人
受け入れ可能人数				37人

心理学専攻（博士前期課程）臨床心理学コース実習施設の
使用承諾書

省 略（P 3 3 ～ P 6 6）

健康科学研究科心理学専攻（臨床心理学コース）実習計画

■臨床心理地域援助実習Ⅰ（心理実践実習）

月	1年次	2年次
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月	臨床心理地域援助実習Ⅰ （心理実践実習） 実習施設：医療機関	
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
備考	「臨床心理地域援助実習Ⅰ （心理実践実習）」（必修） ●実習施設：医療機関 ●実施期間：10月～2月 ・事前学習：15時間 ・施設実習：60時間 ・事後学習：15時間 ●実習者数：18名 ●単位数：2単位	

区 分	内 容 等
科 目 名	臨床心理地域援助実習Ⅰ（心理実践実習） 【目的】 保健医療分野における臨床心理学の実践的な役割について学ぶ。臨床心理士及び公認心理師が所属する医療機関において、援助の対象となる人の生活基盤を重視しながら、心理検査の実施と活用、心理面接の実際、その他医療現場での心理職の業務を中心に実習する。精神科病院、総合病院、精神科以外のメンタルケアを必要とする医療現場（小児科、緩和ケア、整形外科）等で、医師、看護師、理学・作業療法士、言語聴覚士、保育士等の医療チームの中での役割も体験的に学修する。
開講年次	1 年次
実施時期	10 月～2 月
実習期間 及び 単 位	1. 実習期間 ・ 事前学習 ／ 15 時間 ・ 学外施設実習 ／ 60 時間 ・ 事後学習 ／ 15 時間 2. 単位 2 単位／学外 60 時間+学内 30 時間（合計 90 時間）
実習目標	保健医療分野における、学外の心理関連施設において、臨床心理士及び公認心理師として専門的業務に携わる際に必要とされる知識、技能、態度、倫理を体験的に修得するための実習を行う。 実習においては、以下の（ア）～（オ）について学修を行う。 （ア）心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得 （１）コミュニケーション （２）心理検査 （３）心理面接 （４）地域支援 等 （イ）心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 （ウ）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ （エ）多職種連携及び地域連携 （オ）臨床心理士・公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解 そして、実習における到達目標は以下の通りである。 （１）各分野において、心の専門家として人々や地域社会に貢献するとはどのようなことか、また、心理職の役割や専門性、連携を理解し、説明できる。 （２）実習施設の利用者の特徴を理解し、利用者との心理的、物理的距離、心理職の役割と専門性、倫理、心理検査や面接などについて、理解し説明できる。 （３）多職種との協働体制を可能にする前提条件や臨床心理学の効用と限界について理解し説明できる。 （４）実習施設に係る法律や制度の中で心理職がどのような役割を果たしているかを理解するとともに、当該分野における心理職の姿勢・態度は他の分野とどこが共通し、どこが異なるのか説明できる。

実習先の確保の状況	本実習は、健康科学研究科心理学専攻臨床心理学コース（定員 18 名）の 1 年次に開講する必修科目であり、臨床心理学コースに在籍する全員が受講する。そのため、公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設において、保健医療分野 21 名分を確保している。また、日本臨床心理資格認定協会が定める「臨床心理士受験資格に関する大学院指定運用内規」に定める臨床心理関連施設の基準を満たしている。
実習先との契約内容	学外実習施設と大学は、実習期間、実習方法、実習中の事故の取り扱い、実習指導体制などについて協議の上、「実習委託契約書」を締結する。 また、実習開始にあたっては、個人情報保護や倫理遵守等について、大学において適切に指導するとともに実習施設に対する、学生自身の署名・捺印による「誓約書」を提出する。 また、実習中の事故等については、実習施設との連携を図りながら対応することが周知されている。合わせて、学生にも、実習中に事故等が生じた場合には、速やかに報告することを周知し、経緯や結果を含めた「報告書」の提出を求め、必要に応じて、報告書にもとづき指導を実施する。
実習水準の確保の方策	学外実習を円滑に進め、実習水準を維持することを目指し、臨床心理学コースの専任教員を構成員とする学外実習担当者会を設ける。 担当教員は、学外実習のスケジュール調整を行うとともに、学生に対する実習前、実習後の指導を行う。更に、定期的に実習担当者意見交換会を実施し、実習内容や指導方法また実習全体の進め方等について意見を交換するとともに、実習計画を調整し改善していく仕組みを構築する。 また、学外実習施設で委嘱する実習指導者は、いずれも経験豊かな臨床心理士や公認心理師である。また、公認心理師に関する実習指導者調書を作成しており、それぞれの分野の心理実践における 5 年以上の実務経験を有していることが担保されているとともに、実習指導者 1 名につき実習生 5 名以内での実習を実現している。 実習中は、実習生と教員、実習指導者間で、緊密に連絡を取り、事故等緊急時には、事務担当部署と協力して組織的に対応する。
実習先との連携体制	「実習水準の確保の方策」で述べたとおり、学外実習を円滑に進め、実習水準を維持することを目指し、臨床心理学コースの専任教員で構成する学外実習担当者会を設ける。専任教員は、実習施設への訪問、連絡調整を行うとともに、到達目標に基づく学生の実習内容の確認や評価等について実習指導者と意見交換を行う。また、実習中は、実習生と教員、実習指導者間で、緊密に連絡を取り、事故等緊急時には、事務担当部署と協力して組織的に対応する。そして、実習期間内には担当教員が実習施設に赴き、現場での指導を実施する。

実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）	実習における事前指導は、臨床心理学コースを担当する専任教員によって構成される学外実習担当者会を中心に実施される。また、実習中の態度や個人情報保護等について、実地での指導を行う。更に、「臨床心理基礎実習」においても、実習生が遵守すべき倫理、臨床的意義について事前指導を行う。 学生の健康管理については、本大学で全学生対象に年1回実施している定期健康診断を受診させ、学生の健康状況を把握し、必要により個別の健康相談等を行っていく。 更に、学生全員が公益財団法人日本国際教育支援協会による「学生教育研究災害傷害保険」に加入し、実習を含む教育研究活動中・学校管理下の傷害事故に対応する。さらに、同保険に付帯する「学生教育研究賠償責任保険」にも併せて加入し、実習を含む教育研究活動中の賠償事故に対応する。また、感染症対策については、大学及び学外実習施設の基準に従い、必要な予防措置を行うとともに、緊急時には必要な対策を取るものとする。
事前・事後における指導計画	<事前指導内容> 学外施設での実習に臨むにあたり必要な基本的姿勢、職業人としての注意事項、基礎知識、倫理、他人に対する配慮や敬虔な態度等について学ぶ。また、実習施設や要支援者の概要、臨床心理士・公認心理師の業務内容、チームアプローチを用いた援助、地域における様々な社会的問題について、専任教員による個別指導、グループ学習を行うとともに、事前学習発表会を実施する。また、必修科目「臨床心理基礎実習」において、要支援者への対応方法や多職種連携について、ロールプレイ、課題学習、討議等によって行う。 <事後指導内容> 要支援者との関わり、臨床心理士・公認心理師の業務内容、チームアプローチを用いた援助、地域における様々な社会的問題について、専任教員による個別指導、グループ学習、実習事後報告会において学修を行う。
教員及び助手の配置並びに巡回指導計画	専任教員（教授・准教授・講師・助教）を実習施設への巡回指導担当として配置し、巡回指導担当者が学生の実習時における進捗確認及び緊急対応など、臨床実習施設と大学との間を緊密にする役割を果たしている。 巡回指導については、実習施設と事前相談によって決定し、学生の実習期間中に実習5回につき1回以上の訪問指導を行う。

実習施設における指導者の配置計画	実習指導者は、公認心理師法施行規則第三条第四項の規定に基づき、以下のいずれかの基準を満たすものを配置する。 ① 公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者 ② 法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、必要な科目を開設する大学等が適当と認める者 また、実習は、日本臨床心理資格認定協会が定める基準に従い、臨床心理士が在籍する実習施設において実施する。
成績評価体制及び単位認定方法	評価方法は実習指導者による個別評価及びレポート、また、出欠状況を含む実習態度、事前・事後指導や実習事後報告会の内容に基づいて総合的に評価する。 (1) 各分野において、心の専門家として人々や地域社会に貢献するとはどのようなことか、また、心理職の役割や専門性、連携を理解し、説明できる。 (2) 実習施設の利用者の特徴を理解し、利用者との心理的、物理的距離、心理職の役割と専門性、倫理、心理検査や面接などについて、理解し説明できる。 (3) 他職種との協働体制を可能にする前提条件や臨床心理学の効用と限界について理解し説明できる。 (4) 実習施設に関する法律や制度の中で心理臨床家がどのような役割を果たしているかを理解するとともに、当該分野における心理臨床家の姿勢・態度は他の分野とどこが共通し、どこが異なるのか説明できる。

■実習スケジュール

年次	1 年次		
月	10 月～2 月		
実習内容	事前学習 (15 時間)	学外施設実習(保健医療分野) (計 60 時間) 保健医療分野に関する施設のうち、 医療機関での実習として、計 60 時間の 実習を行う	事後学習 (15 時間)

■臨床心理地域援助実習Ⅱ（心理実践実習）

月	1年次	2年次
4月		臨床心理地域援助実習Ⅱ （心理実践実習） 実習施設：福祉分野及び 司法・犯罪分野関連施設
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
備考		「臨床心理地域援助実習Ⅱ （心理実践実習）」（必修） ●実習施設：福祉分野及び 司法・犯罪分野関連機関 ●実施期間 4月～9月 ・事前学習：15時間 ・施設実習：60時間 ・事後学習：15時間 ●実習者数：18名 ●単位数：2単位

区 分	内 容 等
科 目 名	臨床心理地域援助実習Ⅱ（心理実践実習）
	【目的】 福祉分野及び司法・犯罪分野における臨床心理学の実践的な役割について学ぶ。臨床心理士及び公認心理師が所属する、福祉分野及び司法・犯罪分野関連施設において、援助の対象となる人の生活基盤を重視しながら、心理検査の実施と活用、心理面接の実際、その他現場での心理職の業務を中心に実習する。また、多職種による支援チームの中での役割も体験的に学修する。
開講年次	2年次
実施時期	4月～9月
実習期間 及び 単 位	1. 実習期間 ・事前学習 ／ 15 時間 ・学外施設実習 ／ 60 時間 ・事後学習 ／ 15 時間 2. 単位 2 単位／学外 60 時間+学内 30 時間（合計 90 時間）
実習目標	福祉分野及び司法・犯罪分野における、学外の心理関連施設において、臨床心理士及び公認心理師として専門的業務に携わる際に必要とされる知識、技能、態度、倫理を体験的に習得するための実習を行う。 実習においては、以下の（ア）～（オ）について学修を行う。 （ア）心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得 （1）コミュニケーション （2）心理検査 （3）心理面接 （4）地域支援 等 （イ）心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 （ウ）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ （エ）多職種連携及び地域連携 （オ）臨床心理士・公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解 そして、実習における到達目標は以下の通りである。 （1）各分野において、心の専門家として人々や地域社会に貢献するとはどのようなことか、また、心理職の役割や専門性、連携を理解し、説明できる。 （2）実習施設の利用者の特徴を理解し、利用者との心理的、物理的距離、心理職の役割と専門性、倫理、心理検査や面接などについて、理解し説明できる。 （3）多職種との協働体制を可能にする前提条件や臨床心理学の効用と限界について理解し説明できる。 （4）実習施設に係る法律や制度の中で心理職がどのような役割を果たしているかを理解するとともに、当該分野における心理職の姿勢・態度は他の分野とどこが共通し、どこが異なるのか説明できる。

実習先の確保の状況	本実習は、健康科学研究科心理学専攻臨床心理学コース（定員 18 名）の 1 年次に開講する必修科目であり、臨床心理学コースに在籍する全員が受講する。そのため、公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設において、福祉分野及び司法・犯罪分野 90 名分を確保している。また、日本臨床心理資格認定協会が定める「臨床心理士受験資格に関する大学院指定運用内規」に定める臨床心理関連施設の基準を満たしている。
実習先との契約内容	学外実習施設と大学は、実習期間、実習方法、実習中の事故の取り扱い、実習指導体制などについて協議の上、「実習委託契約書」を締結する。 また、実習開始にあたっては、個人情報保護や倫理遵守等について、大学において適切に指導するとともに実習施設に対する、学生自身の署名・捺印による「誓約書」を提出する。 また、実習中の事故等については、実習施設との連携を図りながら対応することが周知されている。合わせて、学生にも、実習中に事故等が生じた場合には、速やかに報告することを周知し、経緯や結果を含めた「報告書」の提出を求め、必要に応じて、報告書にもとづき指導を実施する。
実習水準の確保の方策	学外実習を円滑に進め、実習水準を維持することを目指し、臨床心理学コースの専任教員を構成員とする額概日習担当者会を設ける。 担当教員は、学外実習のスケジュール調整を行うとともに、学生に対する実習前、実習後の指導を行う。更に、定期的に実習担当者意見交換会を実施し、実習内容や指導方法また実習全体の進め方等について意見を交換するとともに、実習計画を調整し改善していく仕組みを構築する。 また、学外実習施設で委嘱する実習指導者は、いずれも経験豊かな臨床心理士や公認心理師である。また、公認心理師に関する実習指導者調書を作成しており、それぞれの分野の心理実践における 5 年以上の実務経験を有していることが担保されているとともに、実習指導者 1 名につき実習生 5 名以内での実習を実現している。 実習中は、実習生と教員、実習指導者間で、緊密に連絡を取り、事故等緊急時には、事務担当部署と協力して組織的に対応する。 以上のことから実習水準は適切に確保されている。
実習先との連携体制	「実習水準の確保の方策」で述べたとおり、学外実習を円滑に進め、実習水準を維持することを目指し、臨床心理学コースの専任教員で構成する学外実習担当者会を設ける。専任教員は、実習施設への訪問、連絡調整を行うとともに、到達目標に基づく学生の実習内容の確認や評価等について実習指導者と意見交換を行う。 また、実習中は、実習生と教員、実習指導者間で、緊密に連絡を取り、事故等緊急時には、事務担当部署と協力して組織的に対応する。そして、実習期間内には担当教員が実習施設に赴き、現場での指導を実施する。

実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）	実習における事前指導は、臨床心理学コースを担当する専任教員によって構成される学外実習担当者会を中心に実施される。また、実習中の態度や個人情報保護等について、実地での指導を行う。更に、「臨床心理基礎実習」においても、実習生が遵守すべき倫理、臨床的意義について事前指導を行う。 学生の健康管理については、本大学で全学生対象に年1回実施している定期健康診断を受診させ、学生の健康状況を把握し、必要により個別の健康相談等を行っていく。 更に、学生全員が公益財団法人日本国際教育支援協会による「学生教育研究災害傷害保険」に加入し、実習を含む教育研究活動中・学校管理下の傷害事故に対応する。さらに、同保険に付帯する「学生教育研究賠償責任保険」にも併せて加入し、実習を含む教育研究活動中の賠償事故に対応する。また、感染症対策については、大学及び学外実習施設の基準に従い、必要な予防措置を行うとともに、緊急時には必要な対策を取るものとする。
事前・事後における指導計画	<事前指導内容> 学外施設での実習に臨むにあたり必要な基本的姿勢、職業人としての注意事項、基礎知識、倫理、他人に対する配慮や敬虔な態度等について学ぶ。また、実習施設や要支援者の概要、臨床心理士・公認心理師の業務内容、チームアプローチを用いた援助、地域における様々な社会的問題について、専任教員による個別指導、グループ学習を行うとともに、事前学習発表会を実施する。また、必修科目「臨床心理基礎実習」において、要支援者への対応方法や多職種連携について、ロールプレイ、課題学習、討議等によって行う。 <事後指導内容> 要支援者との関わり、臨床心理士・公認心理師の業務内容、チームアプローチを用いた援助、地域における様々な社会的問題について、専任教員による個別指導、グループ学習、実習事後報告会において学修を行う。
教員及び助手の配置並びに巡回指導計画	専任教員（教授・准教授・講師・助教）を実習施設への巡回指導担当として配置し、巡回指導担当者が学生の実習時における進捗確認及び緊急対応など、臨床実習施設と大学との間を緊密にする役割を果たしている。 巡回指導については、実習施設と事前相談によって決定し、学生の実習期間中に実習5回につき1回以上の訪問指導を行う。

実習施設における指導者の配置計画	実習指導者は、公認心理師法施行規則第三条第四項の規定に基づき、以下のいずれかの基準を満たすものを配置する。 ① 公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者 ② 法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、必要な科目を開設する大学等が適当と認める者 また、実習は、日本臨床心理資格認定協会が定める基準に従い、臨床心理士が在籍する実習施設において実施する。
成績評価体制及び単位認定方法	評価方法は実習指導者による個別評価及びレポート、また、出欠状況を含む実習態度、事前・事後指導や実習事後報告会の内容に基づいて総合的に評価する。 (1) 各分野において、心の専門家として人々や地域社会に貢献するとはどのようなことか、また、心理職の役割や専門性、連携を理解し、説明できる。 (2) 実習施設の利用者の特徴を理解し、利用者との心理的、物理的距離、心理職の役割と専門性、倫理、心理検査や面接などについて、理解し説明できる。 (3) 他職種との協働体制を可能にする前提条件や臨床心理学の効用と限界について理解し説明できる。 (4) 実習施設に関する法律や制度の中で心理臨床家がどのような役割を果たしているかを理解するとともに、当該分野における心理臨床家の姿勢・態度は他の分野とどこが共通し、どこが異なるのか説明できる。

■実習スケジュール

年次	2 年次		
月	4 月～9 月		
実習内容	事前学習 (15 時間)	学外施設実習(福祉分野・司法・犯罪分野) (計 60 時間) 福祉分野及び司法・犯罪分野に関する施設において、計 60 時間の 実習を行う	事後学習 (15 時間)

■臨床心理地域援助実習Ⅲ（心理実践実習）

月	1年次	2年次
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		臨床心理地域援助実習Ⅲ （心理実践実習） 実習施設：教育分野及び 産業・労働分野関連機関
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
備考		「臨床心理地域援助実習Ⅲ （心理実践実習）」（必修） ●実習施設：教育分野及び 産業・労働分野関連機関 ●実施期間 10月～2月 ・事前学習：15時間 ・施設実習：60時間 ・事後学習：15時間 ●実習者数：18名 ●単位数：2単位

区 分	内 容 等
科 目 名	臨床心理地域援助実習Ⅲ（心理実践実習）
	【目的】 教育分野及び産業・労働分野における臨床心理学の実践的な役割について学ぶ。臨床心理士及び公認心理師が所属する、教育分野及び産業・労働分野関連施設において、援助の対象となる人の生活基盤を重視しながら、心理検査の実施と活用、心理面接の実際、その他現場での心理職の業務を中心に実習する。また、多職種による支援チームの中での役割も体験的に学修する。
開講年次	2 年次
実施時期	10 月～2 月
実習期間 及び 単 位	1． 実習期間 ・ 事前学習 ／ 15 時間 ・ 学外施設実習 ／ 60 時間 ・ 事後学習 ／ 15 時間 2． 単位 2 単位／学外 60 時間+学内 30 時間（合計 90 時間）
実習目標	教育分野及び産業・労働分野における、学外の心理関連施設において、臨床心理士及び公認心理師として専門的業務に携わる際に必要とされる知識、技能、態度、倫理を体験的に習得するための実習を行う。 実習においては、以下の（ア）～（オ）について学修を行う。 （ア）心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得 （１）コミュニケーション （２）心理検査 （３）心理面接 （４）地域支援 等 （イ）心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 （ウ）心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ （エ）多職種連携及び地域連携 （オ）臨床心理士・公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解 そして、実習における到達目標は以下の通りである。 （１）各分野において、心の専門家として人々や地域社会に貢献するとはどのようなことか、また、心理職の役割や専門性、連携を理解し、説明できる。 （２）実習施設の利用者の特徴を理解し、利用者との心理的、物理的距離、心理職の役割と専門性、倫理、心理検査や面接などについて、理解し説明できる。 （３）多職種との協働体制を可能にする前提条件や臨床心理学の効用と限界について理解し説明できる。 （４）実習施設に関係する法律や制度の中で心理職がどのような役割を果たしているかを理解するとともに、当該分野における心理職の姿勢・態度は他の分野とどこが共通し、どこが異なるのか説明できる。

実習先の確保の状況	本実習は、健康科学研究科心理学専攻臨床心理学コース（定員 18 名）の 1 年次に開講する必修科目であり、臨床心理学コースに在籍する全員が受講する。そのため、公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設において、教育分野及び産業・労働分野 37 名分を確保している。また、日本臨床心理資格認定協会が定める「臨床心理士受験資格に関する大学院指定運用内規」に定める臨床心理関連施設の基準を満たしている。
実習先との契約内容	学外実習施設と大学は、実習期間、実習方法、実習中の事故の取り扱い、実習指導体制などについて協議の上、「実習委託契約書」を締結する。 また、実習開始にあたっては、個人情報保護や倫理遵守等について、大学において適切に指導するとともに実習施設に対する、学生自身の署名・捺印による「誓約書」を提出する。 また、実習中の事故等については、実習施設との連携を図りながら対応することが周知されている。合わせて、学生にも、実習中に事故等が生じた場合には、速やかに報告することを周知し、経緯や結果を含めた「報告書」の提出を求め、必要に応じて、報告書にもとづき指導を実施する。
実習水準の確保の方策	学外実習を円滑に進め、実習水準を維持することを目指し、臨床心理学コースの専任教員を構成員とする学外実習担当者会を設ける。 担当教員は、学外実習のスケジュール調整を行うとともに、学生に対する実習前、実習後の指導を行う。更に、定期的に実習担当者意見交換会を実施し、実習内容や指導方法また実習全体の進め方等について意見を交換するとともに、実習計画を調整し改善していく仕組みを構築する。 また、学外実習施設で委嘱する実習指導者は、いずれも経験豊かな臨床心理士や公認心理師である。また、公認心理師に関する実習指導者調書を作成しており、それぞれの分野の心理実践における 5 年以上の実務経験を有していることが担保されているとともに、実習指導者 1 名につき実習生 5 名以内での実習を実現している。 実習中は、実習生と教員、実習指導者間で、緊密に連絡を取り、事故等緊急時にいては、事務担当部署と協力して組織的に対応する。 以上のことから実習水準は適切に確保されている。
実習先との連携体制	「実習水準の確保の方策」で述べたとおり、学外実習を円滑に進め、実習水準を維持することを目指し、臨床心理学コースの専任教員で構成する学外実習担当者会を設ける。専任教員は、実習施設への訪問、連絡調整を行うとともに、到達目標に基づく学生の実習内容の確認や評価等について実習指導者と意見交換を行う。 また、実習中は、実習生と教員、実習指導者間で、緊密に連絡を取り、事故等緊急時にいては、事務担当部署と協力して組織的に対応する。そして、実習期間内には担当教員が実習施設に赴き、現場での指導を実施する。

実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）	実習における事前指導は、臨床心理学コースを担当する専任教員によって構成される学外実習担当者会を中心に実施される。また、実習中の態度や個人情報保護等について、実地での指導を行う。更に、「臨床心理基礎実習」においても、実習生が遵守すべき倫理、臨床的意義について事前指導を行う。 学生の健康管理については、本大学で全学生対象に年1回実施している定期健康診断を受診させ、学生の健康状況を把握し、必要により個別の健康相談等を行っていく。 更に、学生全員が公益財団法人日本国際教育支援協会による「学生教育研究災害傷害保険」に加入し、実習を含む教育研究活動中・学校管理下の傷害事故に対応する。さらに、同保険に付帯する「学生教育研究賠償責任保険」にも併せて加入し、実習を含む教育研究活動中の賠償事故に対応する。また、感染症対策については、大学及び学外実習施設の基準に従い、必要な予防措置を行うとともに、緊急時には必要な対策を取るものとする。
事前・事後における指導計画	<事前指導内容> 学外施設での実習に臨むにあたり必要な基本的姿勢、職業人としての注意事項、基礎知識、倫理、他人に対する配慮や敬虔な態度等について学ぶ。また、実習施設や要支援者の概要、臨床心理士・公認心理師の業務内容、チームアプローチを用いた援助、地域における様々な社会的問題について、専任教員による個別指導、グループ学習を行うとともに、事前学習発表会を実施する。また、必修科目「臨床心理基礎実習」において、要支援者への対応方法や多職種連携について、ロールプレイ、課題学習、討議等によって行う。 <事後指導内容> 要支援者との関わり、臨床心理士・公認心理師の業務内容、チームアプローチを用いた援助、地域における様々な社会的問題について、専任教員による個別指導、グループ学習、実習事後報告会において学修を行う。
教員及び助手の配置並びに巡回指導計画	専任教員（教授・准教授・講師・助教）を実習施設への巡回指導担当として配置し、巡回指導担当者が学生の実習時における進捗確認及び緊急対応など、臨床実習施設と大学との間を緊密にする役割を果たしている。 巡回指導については、実習施設と事前相談によって決定し、学生の実習期間中に実習5回につき1回以上の訪問指導を行う。

実習施設における指導者の配置計画	実習指導者は、公認心理師法施行規則第三条第四項の規定に基づき、以下のいずれかの基準を満たすものを配置する。 ① 公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者 ② 法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、必要な科目を開設する大学等が適当と認める者 また、実習は、日本臨床心理資格認定協会が定める基準に従い、臨床心理士が在籍する実習施設において実施する。
成績評価体制及び単位認定方法	評価方法は実習指導者による個別評価及びレポート、また、出欠状況を含む実習態度、事前・事後指導や実習事後報告会の内容に基づいて総合的に評価する。 (1) 各分野において、心の専門家として人々や地域社会に貢献するとはどのようなことか、また、心理職の役割や専門性、連携を理解し、説明できる。 (2) 実習施設の利用者の特徴を理解し、利用者との心理的、物理的距離、心理職の役割と専門性、倫理、心理検査や面接などについて、理解し説明できる。 (3) 他職種との協働体制を可能にする前提条件や臨床心理学の効用と限界について理解し説明できる。 (4) 実習施設に関する法律や制度の中で心理臨床家がどのような役割を果たしているかを理解するとともに、当該分野における心理臨床家の姿勢・態度は他の分野とどこが共通し、どこが異なるのか説明できる。

■実習スケジュール

年次	2年次		
月	10月～2月		
実習内容	事前学習 (15時間)	学外施設実習(教育分野・産業・労働分野) (計60時間) 教育分野及び産業・労働分野に関する施設において、計60時間の 実習を行う。	事後学習 (15時間)

心理学専攻（博士前期課程）臨床心理学コース時間割モデルケース

1 年前期

	月	火	水	木	金
1限			発達心理学特論	臨床心理基礎実習※	臨床心理学特論Ⅰ※
2限	臨床心理学特論Ⅱ※	心理療法特論	犯罪心理学特論	人間関係学特論	発達心理学特論
3限	臨床心理査定演習Ⅰ※	人格心理学特論			
4限	教育心理学特論		臨床心理査定実習Ⅰ※		
5限					

1 年後期

	月	火	水	木	金
1限		精神医学特論	学校臨床心理学特論	臨床心理基礎実習※	
2限	臨床心理査定演習Ⅱ※	臨床心理学研究法特論	障害者（児）心理学特論	家族臨床心理学特論	認知行動療法特論
3限	臨床心理面接特論Ⅱ※				
4限			臨床心理査定実習Ⅰ※		
5限					
集中	臨床心理地域援助実習Ⅰ※				

2 年前期

	月	火	水	木	金
1限					
2限	人間学の心理療法特論	産業心理学特論		健康心理学特論	投影法特論
3限					
4限			臨床心理査定実習Ⅱ※		
5限			臨床心理事例研究実習※		
集中	臨床心理地域援助実習Ⅱ※				

2 年後期

	月	火	水	木	金
1限					
2限					
3限					
4限			臨床心理査定実習Ⅱ※		
5限			臨床心理事例研究実習※		
集中	臨床心理地域援助実習Ⅲ※				

※必修科目

○広島国際大学就業規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学校法人常翔学園(以下「学園」という)が設置する広島国際大学(以下「広国大」という)に勤務する専任の職員の服務規律および待遇に関する事項については、この就業規則(以下「規則」という)に定めるところによる。

2 広国大に勤務する特任の職員、嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員に関する就業規則は、別に定める。

(定義)

第2条 この規則において専任の職員(以下「職員」という)とは、教育職員、事務職員、医療職員、技能職員および用務員をいう。

(適用除外)

第3条 職員のうちつぎに掲げる者については、この規則に定める勤務時間、休憩時間および休日に関する規定を適用しない。

イ 学長

ロ 監視または断続的勤務に従事する者として労働基準監督署の許可を受けた者

(遵守義務)

第4条 職員は、この規則のほか広国大の諸規定を遵守し、理事会の決定および理事長、学長その他上長の職務上の指示および命令に従い、学園の秩序を維持するとともに、互いに協力してその職責を遂行し教育および研究の目的達成に努めなければならない。

第2章 任免

(試用期間)

第5条 新たに職員として採用された者には、6カ月の試用期間を置く。ただし、理事長が特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の試用期間は、勤続期間に算入する。

3 試用期間中において、職員として適格性を欠くと認められたとき、理事長は理事会の議を経て雇用契約を解約することができる。

4 前項の解約が、採用後14日を超えて引き続き雇用されている者に対して行われるときは、30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給する。

(休職)

第6条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は休職を命じることができる。

イ つぎの期間、第24条に定める病気休暇を取得したとき

勤続3年以下の者 3カ月

勤続3年を超える者 6カ月

勤続5年を超える者 10カ月

勤続10年を超える者 12カ月

ロ 公職に就き業務の遂行に支障があると認められたとき

ハ 刑事事件に関し起訴されたとき

ニ やむを得ない事情により休職を願い出て許可されたとき

ホ やむを得ない業務上の都合があるとき

ヘ 業務遂行に支障があると認められたとき

2 病気休暇を取得した者が出勤し、同一または類似の原因により再び病気休暇を取得した場合において、その出勤期間が1年未満のときは、前後の病気休暇取得期間を通算する。

3 第1項ホ号およびヘ号の適用については、理事会の議を経るものとする。

(休職期間)

第7条 休職の期間は、つぎのとおりとする。

イ 前条第1項イ号の場合 1年以内(結核性疾患の場合は2年以内)。ただし、理事会は、傷病の回復状況その他の情状を考慮し、1年を限度として期間を延長することができる。

ロ 前条第1項ロ号の場合 休職理由が継続する期間

ハ 前条第1項ハ号の場合 休職理由が継続する期間

ニ 前条第1項ニ号の場合 休職を許可された期間

ホ 前条第1項ホ号の場合 1年以内

ヘ 前条第1項ヘ号の場合 1年以内

(休職期間中の身分等)

第8条 休職期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事することはできない。

2 休職期間中の給与は、広島国際大学給与規定に定める。

3 休職期間は、広島国際大学退職金規定その他特に定めるもののほか、勤続期間に算入しない。

(復職)

第9条 休職の理由が消滅したとき、理事長は、速やかに復職を命じる。ただし、第6条第

1項ハ号に該当する場合は、復職を命じないことがある。

(退職)

第10条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当然に退職するものとする。

イ 定年に達した年の年度末(3月31日)

ロ 死亡したとき

ハ 退職を願い出て受理されたとき

ニ 休職期間が満了しても復職を命じられない場合で、期間満了後30日を経過したとき。

ただし、第6条第1項ホ号による休職の場合を除く。

(退職願)

第11条 職員は、退職しようとするとき、退職希望日の14日前までに理事長に退職願を提出しなければならない。

(定年)

第12条 教育系職員の定年年齢は、満65歳とする。

2 事務系職員の定年年齢は、満64歳とする。

3 前項にかかわらず、事務系職員のうち別に定める基準に該当する者については、この規則に定める専任の職員以外の職員として、1年間、再雇用することができる。

(解雇)

第13条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、理事長は、理事会の議を経て30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給して解雇することができる。

イ 勤務成績が悪く、職員としての適格性を欠くと認められたとき

ロ 心身の故障のため、業務に堪えないと認められたとき

ハ やむを得ない業務上の都合があるとき

(離職者の義務)

第14条 職員が退職するときまたは解雇されるときは、つぎに掲げることを守らなければならない。

イ 上長の指示に従い、速やかに業務上の書類とともに後任者に文書により事務引継ぎを行うこと

ロ 職員証明書、私立学校教職員共済加入者証その他求められた書類を速やかに返却すること

ハ 貸出図書その他学園の貸与物品または貸付金その他学園に対する債務を速やかに完済すること

- 2 退職し、または解雇された者は、職務上知り得た事項について秘密を守らなければならない。

(配置転換等)

第15条 理事長は、業務の都合により職種または勤務場所の変更を命じることができる。

第3章 勤務

(勤務時間)

第16条 事務職員および医療職員の所定勤務時間は、1日について7時間、1週間について38時間30分とする。

- 2 技能職員および用務員の所定勤務時間は、1週あたりの勤務時間が40時間を超えない範囲で毎年度当初に理事長が定める。
- 3 前2項にかかわらず、所定勤務時間は、毎月1日を基準日とする1カ月単位の変形労働時間制とし、1カ月ごとの勤務時間および各日の始業、終業時刻を事前に決定し通知する。
- 4 事務職員の管理職(部長、室長、センター長および課長)には前3項を適用しない。
- 5 教育職員の勤務時間は、別に定める専任教員の授業担当時間に関する規定による授業担当責任時間を含め、9時から17時とする。
- 6 前項にかかわらず、教育職員は、学長の承認を得て、授業担当など業務の都合により4週間を平均した1週当たりの実働時間が38時間30分を超えない範囲で勤務時間を変更することができる。
- 7 教育職員は、毎年度勤務割表を学長に提出し、承認を得なければならない。
- 8 学長は、業務の都合により第5項に定める時間帯の始業および終業の時刻を変更することができる。

(勤務間インターバル)

第16条の2 管理職を除く事務系職員については、1日の勤務終了後、つぎの勤務の開始までに少なくとも、11時間の継続した休息时间(以下、「インターバル時間」という)を設けるものとする。

- 2 前項のインターバル時間の満了時刻が、つぎの勤務の所定始業時刻におよぶ場合は、当該勤務日の始業時刻を、30分単位でインターバル時間の満了時刻以降まで繰り下げるものとし、終了時刻も同様に繰り下げる。
- 3 前2項にかかわらず、天災、事件、事故その他不測の事態におけるやむを得ない場合において、総務部長が特に許可したときは、この限りでない。

(校外研修日)

第17条 教育職員が勤務の日に学外で研修しようとするとき、または第33条により承認を得た学外での兼職に従事しようとするときは、あらかじめ学長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、出勤簿または出退勤簿への記録をもって事後に承認を求めることができる。

2 理事長は、授業に支障のない時期において事務職員、医療職員、技能職員および用務員（以下「事務系職員」という）に出勤を要しない校外研修日を与えることができ、その適用については、事務系職員の校外研修日に関する内規に定める。

3 校外研修日は、勤務したものとみなす。

（休憩時間）

第18条 事務系職員の休憩時間は、11時30分から12時30分までとする。

2 教育職員の休憩時間は、授業間隔時および昼食時を合計した1時間とする。

3 理事長は、業務の都合により第1項に定める時間帯の開始および終了時刻を変更することができる。

（休日）

第19条 職員の休日は、つぎのとおりとする。

イ 日曜日(法定休日)

ロ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ハ 12月29日から翌年1月3日まで

ニ 学園創立記念日(10月30日)

2 事務系職員については、2週のうち1回の土曜日を休日とする。

（休日振替）

第20条 上長は、業務の都合により、前条の休日をあらかじめ定めた他の日に振り替えることができる。

2 前項の振替を行うにあたっては、振替休日を指定し、前日までに当該職員に通知するものとする。

（時間外勤務および休日勤務）

第21条 上長は、業務の都合により勤務時間を超え、または休日に勤務を命じることができる。

2 前項の時間外勤務および休日勤務において、労働者の過半数を代表する者と協定を締結し労働基準監督署に届け出たときは、1日の実働時間が8時間を超える時間外勤務、または労働基準法第35条に定める休日の勤務を命じることができる。

(災害対策等による勤務)

第22条 災害その他避けることのできない理由によって臨時の必要があるとき、理事長、学長は、職員の勤務時間を延長し、または休日に勤務させることがある。

(年次有給休暇)

第23条 採用初年度の職員には、採用された月によって、当該年度内につきのとおり年次有給休暇(以下「年休」という)を与える。1月以降に採用された職員には、その年度内に年休を与えない。

4月～9月採用 10日

10月～12月採用 5日

2 採用2年度目以降の職員には、前年度における勤務月数により当該年度内につきのとおり年休を与える。

11カ月以上 20日

11カ月未満 19日

10カ月未満 18日

9カ月未満 17日

8カ月未満 16日

7カ月未満 15日

6カ月未満 14日

5カ月未満 13日

4カ月未満 12日

3 前項の勤務月数の算出において、第25条第1項、第27条、第28条および第44条に該当する場合は、出勤したものとみなす。

4 当該年度中受けることができなかった年休は、1年に限り20日を限度として次年度に繰り越すことができる。

5 年休の単位は1日または半日とし、半日年休は、当該出勤日の前半または後半に必要勤務時間の半分の時間について勤務する。

6 労使協定に基づき、前項の年休の日数のうち、1年について5日の範囲内で、次により時間単位の年次有給休暇(以下「時間単位年休」という)を付与する。

イ 時間単位年休付与の対象者は、事務系職員とする。

ロ 時間単位年休を取得する場合の、1日の年休に相当する時間数は、年間の所定労働時間の1日あたりの平均時間(1時間未満を切り上げ)とする。

- a 所定勤務時間が7時間を超え8時間以下の者は8時間
 - b 所定勤務時間が6時間を超え7時間以下の者は7時間
 - c 前号の所定勤務時間より少ない者は、前号の時間を繰り下げて読み替える。
- ハ 時間単位年休を取得できる単位時間は、1時間、2時間、3時間とし、当該出勤日の前半または後半に時間分まで取得でき、残りの時間について勤務する。
- ニ 前号の時間単位年休は、半日年休と組み合わせて取得することができる。ただし、当該出勤日の所定勤務時間の全てを時間単位年休として取得することはできない。
- ホ 時間単位年休に対して支払われる賃金は、通常の賃金を基に計算する。
- ヘ 上記以外の事項については、前項の年休と同様とする。
- 7 年休を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により上長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。
- 8 職員が請求した時季に年休を与えることが業務の正常な運営を妨げるときは、上長は、他の時季に変更させることができる。

(病気休暇)

第24条 職員が業務上によらない傷病のため連続して7日以上療養を必要とし、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第6条に定める期間の範囲内で、必要最小限度の期間について病気休暇を与える。

- 2 病気休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式に病気であることを証明する医師の診断書を添えて理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に請求することができる。
- 3 病気休暇から復職する際には、医師の診断書を添えて職場復帰願を提出するものとする。
- 4 病気休暇期間中の給与は、広島国際大学給与規定に定める。

(復職支援)

第24条の2 前条の病気休暇による療養期間が1カ月を超えたとき、必要に応じて理事長は円滑な職場復帰を支援するための措置(以下「復職支援」という)を講じることができる。

- 2 復職支援に関する手続その他必要な事項については、復職支援に関する取扱要項に定める。

(産前産後休暇)

第24条の3 職員が出産するとき、法令に従いつぎのとおり産前産後休暇を与える。

イ 女性職員が6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定のとき 出産の日までの申し出た期間

ロ 女性職員が出産したとき 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く)

2 産前産後休暇の期間は、勤続期間に算入し、給与は広島国際大学給与規定に定める。
(特別休暇)

第25条 職員には、つぎに掲げる特別休暇を与える。

イ 慶弔休暇

a 職員の父母、子または配偶者が死亡したとき 5日間のうち必要な日数

b 職員の祖父母、兄弟姉妹または配偶者の父母が死亡したとき 3日間のうち必要な日数

c 職員が結婚するとき 挙式の日を含む連続する5日間のうち必要な日数

ロ 生理休暇

女性職員で生理日の就業が著しく困難なとき 必要日数

ハ 削除

ニ 通院休暇

女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査を受けるとき 1回につき1日以内で必要と認める時間

妊娠23週まで 4週に1回

妊娠24週から35週まで 2週に1回

妊娠36週から出産まで 1週に1回

ただし、医師等の特別の指示があった場合は、この限りでない。

ホ 看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、病気または負傷したその子の世話をするとき、以下の範囲で申し出た日数

a 小学校就学前の子が1人であれば年5日

b 小学校就学前の子が2人以上であれば年10日

ヘ 介護休暇

要介護状態にある家族の介護をする職員が、その家族の世話をするとき、以下の範囲で申し出た日数

- a 要介護状態の家族が1人であれば年5日
- b 要介護状態の家族が2人以上であれば年10日

ト 災害休暇

地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき 理事長が必要と認める期間

チ 公用休暇

- a 選挙権その他の公民としての権利を行使するとき 理事長が必要と認める期間
- b 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭するとき 理事長が必要と認める期間

リ 永年勤続休暇

第37条イ号に基づく表彰を受けたとき

15年勤続表彰 3日以内

30年勤続表彰 5日以内

2 特別休暇を受けようとするときは、つぎのとおりとする。

イ あらかじめ所定の様式により理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。

ロ 前項の特別休暇のうち、慶弔休暇、生理休暇、災害休暇および公用休暇については、半日単位で取得できるものとし、半日休暇の場合は、当該出勤日の前半または後半に必要な勤務時間の半分の時間について勤務する。

ハ 前項の特別休暇のうち、看護休暇、介護休暇については、半日単位または時間単位で取得できるものとし、半日休暇の場合は、当該出勤日の前半または後半に必要な勤務時間の半分の時間について勤務し、時間単位休暇の場合は、取得できる単位時間は、1時間、2時間、3時間で、当該出勤日の始業の時刻から連続する、または終業の時刻まで連続する休暇取得を可能とし、残りの必要勤務時間について勤務する。

3 前項により特別休暇の請求があった場合、理事長は、必要により証明書類の提出を求めることができる。

(特別休暇期間中の給与等)

第26条 特別休暇の期間は、勤続期間に算入する。

2 特別休暇の期間は、広島国際大学給与規定により特に定められた場合を除き、給与を支給する。

(育児休業)

第27条 職員の育児休業、育児短時間勤務、育児のための所定外勤務の免除ならびに時間外勤務および深夜業の制限等については、育児休業規定に定める。

(介護休業)

第28条 職員の介護休業、介護短時間勤務、介護のための所定外勤務の免除ならびに時間外勤務および深夜業の制限等については、介護休業規定に定める。

(妊娠中および出産後の就業)

第29条 妊娠中の職員から申出があったときは、他の軽易な業務に転換させる。

2 妊娠中の職員から申出があったときは、時間外勤務および休日勤務をさせない。

3 妊娠中および出産後1年以内の女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査に基づく指導事項を守るため、申出があったときは、第16条第3項または第5項に定める勤務時間帯の始業および終業の時刻を変更するなどの措置を講じるものとする。

第4章 服務規律

(出出勤)

第30条 職員は、出出勤の際、遅滞なく所定の方法により出出勤の事実を記録しなければならない。

(欠勤)

第31条 職員が欠勤しようとするときは、あらかじめ理事長に欠勤届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ提出できなかったときは、遅滞なく提出しなければならない。

(身上の届出)

第32条 職員は、履歴事項、住所、家族の異動等身上に関する異動があったときは、速やかに学長に届けなければならない。

(兼職)

第33条 職員は、学園以外の職務に従事しようとするときは、兼職に関する取扱要項の定めるところにより、あらかじめ理事長または理事長の委任を受けた学長の承認を得なければならない。

2 教育職員が、非常勤講師として学園以外の職務に従事するときは、学園が設置する各学校での授業担当時間数の3分の1を超えてはならない。

(禁止事項)

第34条 職員は、つぎに掲げる行為をしてはならない。

- イ 職務上の地位を利用して金品を受領し、または自己の利益を図ること
- ロ 職務上の権限を越えて、または権限を濫用して、専断的な行為をすること
- ハ 職務上知り得た秘密を漏らし、または学園の不利益となるおそれのある事項を他に告げること
- ニ その他、学園の行動規範に反する行為をすること

第5章 給与、退職金

(給与)

第35条 給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(退職金)

第36条 退職金については、広島国際大学退職金規定に定める。

第6章 表彰、懲戒

(表彰)

第37条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、表彰することができる。

- イ 永年にわたって誠実に勤務し、その勤務成績が優秀で他の模範となるとき
- ロ 業務で功績のあったとき
- ハ 国家または社会的に功績があり、学園の名誉となるべき行為のあったとき
- ニ 学園の災害を未然に防止し、または非常の際功労のあったとき
- ホ その他前各号に準じる表彰に値する行為のあったとき

2 前項の施行につき必要な事項は、表彰内規に定める。

(懲戒の理由)

第38条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、懲戒処分をすることができる。

- イ 正当な理由なく無届け欠勤が14日以上に及んだとき
- ロ 出勤が常でなく勤務成績が著しく悪いとき
- ハ 重要な履歴を偽ったとき
- ニ 第33条に定める承認を受けずに学園以外における職務に従事したとき
- ホ 素行不良で、職員としての体面を汚し、または刑事上の罪に該当するような行為をしたとき
- ヘ しばしば懲戒処分を受けたにもかかわらず、改めないとき
- ト 学園の経営、教育方針に反した行為により、学園の名誉を傷つけ、または学園に迷惑を及ぼしたとき

チ 人権侵害の防止に関する規定第2条に定める人権侵害行為により、職場の秩序を乱し
学園の職員または学生の、人権を侵害したとき

リ 第4条に定める遵守義務および第34条に定める禁止事項に違反したとき
(懲戒の種類)

第39条 懲戒は、譴責、減給、出勤停止、降格、停職、諭旨退職および懲戒解雇とし、その方法は、つぎのとおりとする。

イ 譴責は、始末書を取り将来を戒める。

ロ 減給は、始末書を取り、給与の一部を一定期間減額する。この場合、1回の違反行為に対して、平均賃金の1日分の半額を超えず、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えないものとする。

ハ 出勤停止は、始末書を取り、1カ月以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。出勤停止期間中の給与は、支給しない。

ニ 降格は、始末書を取り、任用規定に定める降任、役職の解任のいずれかを行う。ただし、懲戒事由により、両方を併せて行うことがある。

ホ 停職は、始末書を取り、1年以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。停職期間中は、職員としての身分を保有するが、給与は支給しない。

ヘ 諭旨退職は、本人を説諭の上退職届を提出させる。これに応じない場合は、30日前に予告するか、30日分以上の平均賃金を支払って解雇する。

ト 懲戒解雇は、予告期間を設けずに即時解雇し、退職金を支給しないこととし、労働基準監督署の認定を得た場合は、予告手当も支給しない。

2 職員が学園に損害を与えたときは、懲戒されることによって損害の賠償を免れることはできない。

(懲戒の手続)

第40条 職員が第38条に定める懲戒の理由に該当すると認められるとき、理事長は、その都度、懲戒委員会を設ける。

2 理事長は、前項による懲戒委員会の答申を踏まえ、理事会の議を経て、懲戒処分を決定する。

3 懲戒委員会については、懲戒委員会規定に定める。

第7章 安全衛生

(保安)

第41条 職員は、防火・防災・防犯に努め、学生生徒・職員の人身および学園の財産の保

護および安全保持に努めなければならない。

(健康診断)

第42条 職員は、毎年定期に広国大が実施する健康診断を受けなければならない。

(就業の禁止)

第43条 職員が法定伝染病、精神障害または勤務することにより病状が悪化するおそれのある疾病にかかったとき、理事長は、医師の意見を聴き就業を禁止することができる。

2 職員は、家族または同居人が法定伝染病にかかったとき、またはその疑いがあるときは、直ちにその旨を理事長に届け出てその指示を受けなければならない。

第8章 災害補償

(業務上の傷病)

第44条 業務上もしくは通勤により負傷し、または疾病にかかり、療養のために勤務することができない場合で、労働者災害補償保険法(以下「労災法」という)による認定を受けたときは、公傷病休暇とする。

2 第25条第2項および同条第3項の規定は、公傷病休暇の場合について準用する。

3 公傷病休暇の原因となる傷病が治癒したときは、速やかに復職しなければならない。

(法律に基づく補償)

第45条 公傷病休暇期間中は、労働基準法および労災法の定めによる補償を行う。

(公傷病休暇中の給与等)

第46条 公傷病休暇の期間は、勤続期間に算入する。

2 公傷病休暇期間中の給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(労災認定に準じた取扱い)

第47条 傷病が労災法による業務上傷病としての認定が得られなかった場合であっても、業務上の傷病と認めることが妥当と理事会が判断した場合は、前3条に準じた取扱いをすることができる。

第9章 その他

(規則の改廃)

第48条 この規則の改廃は、労働組合の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。

付 則

1 この規則は、1998年4月1日から施行する。

2 この改正規則は、2023年4月1日から施行する。

3 この規則に解釈上または運用上の疑義が生じた場合、理事会がこれを説明する。

○任用規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、学園に勤務する職員の任用に関する基準と手続を定め、もって任用の公正を図ることを目的とする。

(任用の原則)

第2条 任用にあたっては、採用試験、勤務の成績、職務能力もしくは技能、健康状態その他の実証または認定された事実に基づいて、公正に取り扱わなければならない。

(定義)

第3条 この規定において任用とは、採用、格付、昇任、降任、転任および転換をいう。

2 採用とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいう。

イ 職員でない者を新たに職員に任命すること

ロ 定年に達し退職した者を改めて職員に任命すること

ハ 第7条第1項各号の職員を同条第1項の他の号の職員に任命すること

3 格付とは、採用した専任の職員について職種別の職階または資格を決定することをいう。

4 昇任とは、専任の職員について第8条第2項に定める職種を変更しないで、現に任用している職階または資格から上位の職階または資格に進めることをいい、降任とは現に任用している職階または資格から下位の職階または資格に変更することをいう。

5 転任とは、専任の職員の職種等を変更して格付することをいう。

6 転換とは、労働契約法第18条ならびに同法の特例に関する法律に基づき、有期雇用の職員を期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という)の職員として任用することをいう。

(任用の計画)

第4条 学校長は、あらかじめ教育系職員の任用計画を立案し、理事長の承認を得なければならない。

2 事務系職員の任用計画は、総務部長がこれを立案し、理事長の承認を得なければならない。

3 臨時要員の任用計画は、学園本部においては総務部長が、各設置学校においては事務局長(中学校および高等学校においては事務長)が、原則として承認された臨時要員人件費

予算の範囲内で計画しなければならない。

(任用の決定)

第5条 職員の任用は、理事会の定めるところにより理事長が決定する。

(任用の発令)

第6条 理事長は、任用を決定したとき、告示、本人への辞令交付または雇用条件の通知を行う。

2 前項にかかわらず、非常勤講師に委嘱する授業担当科目および時間数は学校長が通知する。

第2章 職員の区分

(職員の区分)

第7条 職員の区分は、つぎのとおりとする。

イ 専任の職員

ロ 特任の職員

ハ 嘱託の職員

ニ 客員の職員

ホ 非常勤の職員

ヘ 臨時要員

2 前項ロ号からヘ号の職員のうち、無期労働契約に転換した者については、無期雇用の職員として任用する。

3 学園以外に本務を有する者は、専任の職員に採用することができない。

(専任の職員)

第8条 専任の職員は、兼職を許可されまたは特に認められたもののほかは、その勤務時間および職務能力を教育・研究および学校運営の目的達成のために尽くさなければならない。

2 専任の職員は、教育系職員および事務系職員に分け、それぞれの職種はつぎのとおりとする。

イ 教育系職員の職種

教育職員、研究職員、技術職員

ロ 事務系職員の職種

事務職員、医療職員、技能職員(運転手、工作員)、用務員(校員)

3 教育系職員には、つぎのとおり職階または資格を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院教授、大学院准教授、大学院講師

大学教授、大学准教授、大学講師

中学校教諭、高等学校教諭

ロ 研究職員の資格 特別研究員、研究員1級、研究員2級

ハ 技術職員の資格 技師1級、技師2級、技師3級

- 4 事務系職員のうち事務職員および医療職員を、つぎのとおり区分し、資格を設定して任用の際に格付ける。

イ 事務職員

区分		資格
管理職		参事、副参事
一般職	総合職系列	主幹、主事、主事補
	専任職系列	専任職1級、専任職2級、 専任職3級、専任職4級
	エントリー系列	書記

ロ 医療職員

看護師1級、看護師2級、看護師3級

- 5 前項の系列および任用の基準等については、事務職員任用基準および医療職員任用基準に定める。

(特任の職員)

第9条 特任の職員は、専任の教育系職員に代わってそれに準ずる職務遂行が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員または技術職員として採用する。

- 2 特任の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院特任教授、大学院特任准教授、大学院特任講師、大学院特任助教、大学院特任助手

大学特任教授、大学特任准教授、大学特任講師、大学特任助教、大学特任助手

中学校特任教諭、高等学校特任教諭

ロ 技術職員の職階

特任技師

- 3 特任の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、特任教員規定およ

び特任教諭規定に定める。

(嘱託の職員)

第10条 嘱託の職員は、専任の事務系職員に代わってそれに準じる職務遂行が期待できる
とき、事務系職員として雇用期間を付して採用する。

2 嘱託の事務系職員の職種は、つぎのとおりとする。

嘱託職員(事務職員、看護師、大阪工業大学ピアサポーター、高等学校実習助手、工作
員、運転手、校員、校員補)

3 前2項のほか、校医、弁護士、弁理士等特定の専門領域について業務を委嘱する者を業
務嘱託として採用することができる。

4 嘱託の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、嘱託職員就業規則
および広島国際大学嘱託職員就業規則に定める。

(客員の職員)

第11条 客員の職員は、教育の充実または学術研究・共同研究の推進あるいは大学運営に
対して貢献が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員または技術職員として採用す
る。

2 客員の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院客員教授、大学院客員准教授、大学院客員講師

大学客員教授、大学客員准教授、大学客員講師

ロ 技術職員の職階

客員技師

3 客員の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、客員教員規定に定
める。

(非常勤の職員)

第12条 非常勤の職員は、教育職員とし、学園が設置する各学校の非常勤講師として採用
する。

2 非常勤講師は、つぎの各号のいずれかに該当するときに採用する。

イ 授業計画上、他の教育職員をもって充てることが困難なとき

ロ 専攻分野等から、専任の職員が得がたいとき

ハ 専任の教員に欠員が生じて授業計画に支障を来すとき

3 非常勤講師の採用の基準、手続等については、非常勤講師任用規定または広島国際大学

非常勤講師任用規定に定める。

- 4 第1項の非常勤講師のほか、必要に応じて、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)、ポスト・ドクター(PD)、テクニカル・サポーター(TS)およびチューデント・アシスタント(SA)を採用することができる。
- 5 前項の職員の採用の基準、手続等については、それぞれ別に定める要項によるものとする。

(臨時要員)

第13条 臨時要員は、つぎの各号のいずれかに該当するときに日数を限って採用するものとする。

- イ 緊急かつ臨時の業務を処理する必要があるとき
- ロ 業務の繁忙期にあたり、専任および嘱託の職員のみで処理することが困難であるとき
- ハ 特殊な業務で、専任および嘱託の職員では処理できないとき
- ニ 臨時に欠員が生じ、または業務を担当する者が欠けたとき

- 2 臨時要員の採用手続等については、臨時要員に関する内規および広島国際大学臨時要員に関する内規に定める。

(無期雇用の職員)

第13条の2 無期雇用の職員の職種、職階、採用の基準および手続等は、雇用期間の定めを除いて転換前と同じとする。

(雇用期間)

第14条 特任の職員の雇用期間については、特任教員規定および中学校・高等学校特任教諭規定に定める。

- 2 嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員の雇用期間は1年以内とする。ただし、年度の途中で採用された者については、当該年度末までとし、年度を超えることはできない。
- 3 前項の者を翌年度更新の手続を行って再度採用することを妨げない。
- 4 学園の学生を嘱託の職員として採用する場合は、年度を超えた雇用期間を設けることができることとし、これについては、嘱託職員就業規則、広島国際大学嘱託職員就業規則および高等学校実習助手内規に定める。

第3章 採用

(採用の基準)

第15条 職員として採用される者は、職種および職階または資格ごとに求められる基準を充足するとともに、私立の教育事業である学園にふさわしい識見を備えている者でなければならない。

2 職種および職階または資格の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(募集の方法)

第16条 職員の募集は、原則として公募とし、各学校のホームページ、一般新聞、学会誌等に掲載するなど適切な方法により学内外に告示するものとする。

2 前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときは、公募によらないことがある。

イ 大学・大学院の設置および学部・学科・研究科・専攻・課程の新增設に関する教員組織を構成するとき

ロ 専攻分野、特定の業務等の関係で人材が極めて得にくいとき

ハ その他やむを得ないと理事長が認めたとき

(選考の方法)

第17条 選考は、資格審査を行ったうえで総合的に行う。

2 選考に必要な書類は、つぎのとおりとする。

イ 履歴書

ロ 教育・研究業績書(教育系職員に限る)

ハ 教育に対する抱負レポート(教育系職員に限る)

ニ 職務経歴書

ホ 健康診断書(適性または職務遂行能力を判断するうえで合理的かつ客観的にその必要がみとめられる場合のみ)

ヘ 最終学校の卒業(見込)証明書および学業成績証明書

ト 教員免許状等職務に必要な資格取得を証明するもの

3 前項にかかわらず、採用職種等によっては書類を追加または省略することがある。

(資格審査)

第18条 資格審査とは、本人の経歴等から判断される能力が、当該職種、職階または資格に適合するかを審査することをいう。

2 教育系職員の採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、学校長が行う。

3 事務系職員採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。

4 資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。

- イ 書類審査
- ロ 面接試験
- ハ 筆記試験
- ニ 適性検査
- ホ 実技試験、模擬授業

第19条 削除

(採用の決定)

第20条 職員の採用は、資格審査を経た候補者のうちから、つぎの各号に基づいて総合的に決定する。

- イ この規定その他所定の手続に従って選考されたか
- ロ 法令および学園規定に定める基準に合致しているか
- ハ 本人の能力、適性、健康状態等が学園の勤務に耐えられるか
- ニ 人格・識見等が教育事業の職員にふさわしいか
- ホ 学園の目的、建学の精神、運営方針から見て適任か

第4章 昇任・降任・転任・転換

(昇任)

第21条 専任の職員で、現に任用している職階または資格より上位の職階または資格に求められる基準に達した者については、これを昇任させることができる。

2 資格および職階の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(昇任の選考)

第22条 選考は、昇任候補者について資格審査を行ったうえ、総合的に行う。

- 2 教育系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、学校長が行う。
- 3 事務系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。
- 4 資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。

- イ 教育・研究・大学運営に係る業績評価(教育系職員)
- ロ 人事評価
- ハ 筆記試験
- ニ 面接試験
- ホ 実技試験
- ヘ その他職務遂行能力を客観的に判断できる資料

5 必要により健康診断を行うことがある。

(昇任の決定)

第23条 昇任は、資格審査を経た候補者のうちから第20条の定めを準用して総合的に決定する。

(特別昇任)

第24条 専任の職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、または心身障害者となるに至ったとき、理事長は学校長等の申請に基づき前3条によらないで昇任させることがある。

2 現に任用されている職階または資格から上位の職階または資格に任用されるに必要な経過年数は不足するが、当該職階または資格に要求される基準を十分に充足し、かつ勤務成績が優秀な者について、理事長は、学校長等の申請に基づき特別に昇任させることがある。

(降任)

第25条 専任の職員が現に任用されている職階または資格の基準を真に充足していないと判断されるとき、理事長は、学校長等の申請に基づき降任させることがある。

(転任)

第26条 業務の都合により、理事長は、学校長等の意見を聴いて職員の職種変更を命じることがある。

(転換)

第27条 有期雇用の職員の労働契約が更新され、労働契約法第18条ならびに同法の特例に関する法律に定める通算年数を超えたとき、当該職員から申込みがあった場合は、無期労働契約に転換するものとする。

第5章 雑則

(規定の改廃)

第28条 この規定の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

付 則

1 この規定は、昭和50年4月1日から施行する。

2 この改正規定は、2023年4月1日から施行し、同日以降に任用する職員の任用手続き時から適用する。

○特任教員規定

(趣旨)

第1条 この規定は、任用規定第9条に定める特任の職員(以下「特任教員」という)の資格、雇用期間、給与等について定める。

2 前項にかかわらず、中学校特任教諭および高等学校特任教諭については、中学校・高等学校特任教諭規定に定める。

(定義)

第2条 特任教員は、雇用期間を定めて任用する者であつて、本学園が設置する大学において、専任教員と同様に専ら教育・研究・大学運営に従事する者、または特に任じられた職務を行う者をいう。

(資格)

第3条 特任の教育職員は各大学・大学院の教員選考基準(規定)に定める大学教員の資格を、特任の技術職員は技術職員任用基準に定める資格を有し、かつ、心身共に健全な者でなければならない。

2 採用年度の前年度の末日において満65歳以上となる者を特任教員に採用することはできない。ただし、学長の申請に基づき理事長が特に認めたときは、この限りでない。

3 前項ただし書きの場合であっても、採用年度の前年度の末日において満70歳以上となる者を採用することはできない。

(雇用期間)

第4条 特任教員の雇用期間は、5年とする。ただし、年度の途中で採用する場合は、採用初年度を含めて5年度を超えて雇用することはできない。

2 教育遂行上の必要性があり、学長の申請に基づき理事長が認めた場合は、5年以内で別途雇用期間を設定する。

3 前2項にかかわらず、雇用期間は、労働基準法第14条に定める1回の労働契約期間の上限を超えることはできない。また、満70歳に達する年度末を越えて雇用期間を設定することはできない。

4 各設置大学の教育研究上特に必要と認められる場合は、通算10年(特任技師は5年)を限度に2回まで雇用契約(以下「契約」という)を更新することができる。

5 前項の更新は、つぎの基準により判断する。

- イ 勤務成績および勤務態度
- ロ 勤務に耐えうる心身の状態
- ハ 職務を遂行する能力
- ニ 教育研究上の業績
- ホ 大学運営上の貢献度
- ヘ 担当科目のカリキュラム編成上の必要性
- ト 従事している職務の量的・人的必要性
- チ 学園の経営状況

6 第4項にかかわらず、つぎの各号のすべてに該当し、かつ理事長が特に認めた場合は、10年(特任技師は5年)および2回を超えて契約を更新することがある。

- イ 過去10年(特任技師は5年)の勤務成績が極めて優秀であること
- ロ 教育研究上特に必要であり、かつ余人をもって替えがたいと認められること
- ハ 心身ともに健康であること

(雇用期間の定めのない特任教員への転換)

第4条の2 前条に定める雇用期間が通算して10年(特任技師は5年)を超えた場合、現に契約している雇用期間が満了する日までに、当該満了する日の翌日を始期とする期間の定めのない契約の締結を申し出ることができる。

2 前項にかかわらず、契約と契約の間に労働契約法第18条第2項に定める空白期間が同項の定める期間以上にあるとき、空白期間以前の契約は、通算の雇用期間に算入しない。

3 第1項の申出は、所定の様式によるものとし、現に契約している雇用期間が満了する3カ月前までに理事長に提出しなければならない。

4 所定の要件を備えた前項の申出があったとき、当該特任教員を雇用期間の定めのない特任教員(以下「無期雇用特任教員」という)として採用する。

(無期雇用特任教員の労働条件)

第4条の3 無期雇用特任教員の労働条件は、雇用期間の定めを除いて従前のおりとする。

2 前項にかかわらず、無期雇用特任教員が担当する授業科目、担当時間数および担当曜日時限(以下「授業科目」という)については、前年度と同じ授業科目等が保証されるものではなく、当該年度のカリキュラム編成や学生数等に基づき、毎年度学長が決定する。

3 無期雇用特任教員として採用するとき、授業科目等以外の労働条件は、労働契約法第7条の定めるところによる。

4 期間の定めのない契約期間中の労働条件の変更は、労働契約法第10条の定めるところ

による。

(無期雇用特任教員の解雇)

第4条の4 無期雇用特任教員が、第4条の6第2項各号のいずれかに該当する場合は、理事長は、30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給して解雇することができる。

(無期雇用特任教員の定年等)

第4条の5 無期雇用特任教員の定年年齢は満65歳とし、定年年齢に達した年度末に退職するものとする。

2 前項にかかわらず、無期雇用特任教員に採用された年度の4月1日時点で満65歳以上となる者の定年年齢は満70歳とし、定年年齢に達した年度末に退職するものとする。

(雇用契約の解約)

第4条の6 特任教員が、雇用期間の満了前に退職しようとする場合は、病気等やむを得ない事情があるときを除き、原則として2カ月前までに書面により申し出なければならない。

2 特任教員が、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、雇用期間中であっても雇用契約を解約することがある。

イ 採用時に提出した書類の記載に偽りがあるとき

ロ 心身の故障により、職務に耐え得ないと認められるとき

ハ 勤務成績が悪く、教員としての適格性を欠くと認められたとき

ニ 学校法人常翔学園就業規則に定める懲戒の理由に該当する行為があったとき

ホ 学園の経営上やむを得ない理由があるとき

(就業規則等規定の適用・準用)

第5条 特任教員には、学校法人常翔学園就業規則のうち、第5条、第11条から第13条、第33条および第34条(広島国際大学に採用された者にあつては、広島国際大学就業規則のうち、第5条、第11条から第13条、第35条および第36条)を除き、これを準用する。

2 前項にかかわらず、学校法人常翔学園就業規則第16条から第27条および第31条(広島国際大学就業規則にあつては、第16条から第29条および第33条)までに定める勤務については、任じられる職務に応じて個別に設定し労働契約において定める。

3 特任教員には、特に定めのあるものを除いて、学園の規定を適用または準用する。

(支給する給与)

第6条 特任教員には、本俸(ライフプラン拠出金を含む。以下同じ)、役職手当、通勤手当および学内出講料を支給する。

(本俸)

第7条 本俸は年俸(ライフプラン拠出金を含む。以下同じ)とし、別表第1特任教員年俸表および別表第2または別表第3の年俸適用基準により支給する。ただし、学校長の申請にもとづき理事長が特に認めたときは、別途年俸額を定めることができる。

2 年俸のうち、年間330,000円(月額27,500円)をライフプラン拠出金とする。

3 特任教員はライフプラン拠出金を学園が指定する確定拠出年金の掛金として拠出することができる。

4 その他のライフプラン拠出金に関することは、ライフプラン拠出金規定に定める。

(役職手当)

第8条 役職手当は、学園の役職を命じられた者に、役職手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学役職手当支給規定)により支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、学園に勤務するために交通機関等を利用し経費を要する者に、通勤手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学通勤手当支給規定)により支給する。

(学内出講料)

第10条 特任の教育職員には、別表第4学内出講料支給基準に基づき学内出講料を支給する。

(授業担当責任時間)

第11条 特任教員のうち別表第1特任教員年俸表1号俸適用者(技術職員を除く)には、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用して授業担当責任時間を設定する。

2 前項にかかわらず、学校長は、教育研究の遂行上これを準用せず、別途、職務を命じることができる。

(規定の改廃)

第12条 この規定の改廃は、各学校長の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

1 この規定は、2010年4月1日から施行する。

2 昭和40年1月16日制定の特任教授規定および昭和40年3月31日制定の特任教授給与内規、1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授規定および1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授給与内規は、廃止する。

3 この改正規定は、2023年4月1日から施行し、2023年度に採用する者については、採用手続時から適用する。

- 4 2013年3月31日以前に締結または更新した契約については、当該雇用期間を第4条の2第1項に定める雇用期間の通算に含まない。

別表第1

特任教員年俸表

職階		1号俸	2号俸	3号俸
教育職員	特任教授	9,000,000円	5,500,000円	3,000,000円
	特任准教授	7,000,000円	4,500,000円	2,500,000円
	特任講師	6,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助教	5,500,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助手	4,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
技術職員	特任技師	5,000,000円	3,500,000円	2,500,000円

備考 ライフプラン拠出金年間330,000円(月額27,500円)を含む。

別表第2

特任の教育職員の年俸適用基準

号俸	適用基準
1号俸	専任と同様の職務貢献が期待できる者
2号俸	専任の3分の2以上の職務貢献が期待できる者
3号俸	専任の3分の1以上の職務貢献が期待できる者

注：大学院在学中の者を特任助手に採用する場合の年俸は3号俸を適用する。

別表第3

特任の技術職員の年俸適用基準

職員	適用基準
技術職員	技術職員任用基準に定める技師1級相当者を1号俸、技師2級相当者を2号俸、技師3級相当者を3号俸とする。

別表第4

学内出講料支給基準

対象者	支給基準
1号俸適用者	授業を担当すべき時間については、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用し、学内出講料支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定)により学内出講料を支給する。

2号俸3号俸適用者	週当たりの授業時間数が6時間を超える者に対して、学内出講料支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定)を準用して学内出講料を支給する。
-----------	---

学内特別研究助成制度の概要

広島国際大学 研究支援・社会連携センター

2022年度広島国際大学「特別研究助成制度 (若手研究者助成タイプ)」募集要領

若手研究者の研究力向上・大学の質向上の観点から、文部科学省・日本学術振興会の実施する科学研究費助成制度への採択を若手研究者の登竜門と捉え、当該研究者の科学研究費助成制度への申請を目的とした助成制度です。

助成する研究課題は、申請書の一次審査（研究開発推進委員会）ならびに決定審査（学長及び研究支援・社会連携センター長）によって決定されますので、下記要領のとおり既定様式の申請書を期限厳守で提出願います。

記

1. 提出書類 2022年度 広島国際大学「特別研究助成制度(若手研究者助成タイプ)」申請書・・・1部【両面印刷】
 ※必ずプリントアウトのうえ、提出ください。
 ※様式を改変して作成された場合や記入ルールに反しての記載は審査に付されませんので留意ください。罫線のずれ等は調整ください。
 なお、使用する端末により様式のずれが発生する場合がありますので、必ず事前にPDFデータにて様式を確認ください。

2. 助成の対象 本学に在籍する教育系常勤職員のうち、助手・助教・講師職又は2022年4月1日現在で博士の学位を取得後8年未満の者及び2022年4月1日現在で39歳以下の博士の学位を未取得者が行う研究課題が対象です。
 なお、2022年4月1日までに博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者が行う研究課題も含みます。
 ※当該年度において任期満了予定の者は申請可能であるが、常勤ではない客員教員、嘱託教員、非常勤教員ならびに研究員及び本募集公示日以降に正式採用された教育系職員は助成の対象外です。
 ※当該年度において文部科学省・日本学術振興会の科学研究費に研究代表者として採択された者（継続者を含む）、2020年度以降若手研究者助成タイプへ2回交付された者は、申請対象外です。
 ※当該年度および次年度退職（自己都合・定年）を予定されている場合は、申請を認めることができない。
 ※自己都合により年度途中で退職となる場合は、交付金額の一部又は全額を返金いただく場合があります。

3. 助成金額 1 件当たり上限 20 万円

※なお、当該年度において任期満了予定の者は本制度予算総額の残額より助成額を確定することとし、1 件当たり上限 10 万円までです。

4. 申請書の提出期限 2022 年 5 月 6 日（金） 17：00 迄【厳守】

5. 申請書の提出先 研究支援・社会連携センター

6. 審査結果の発表 2022 年 6 月 13 日（月） ※採択者へ通知します。

※助成金は 2022 年 6 月末頃より執行可能とし、執行に当たっては「予算執行規定」、「物品購入規定」などの学園規定を適用します。

7. 審査等について

(1) 審査の基本方針・申請・採択後条件等

① 採択年度内に公募される文部科学省または日本学術振興会科学研究費助成制度へ申請していただきます。

※常勤教員において、当該年度および次年度に自己退職をする者、または、任期満了までに途中退職する者が、交付金を受給した場合、交付金額の一部又は全額の返金いただく場合があります。

※当該年度において文部科学省・日本学術振興会の科学研究費に研究代表者として採択された者（継続者を含む）、2020 年度以降若手研究者助成タイプへ過去 2 回交付された者は、申請対象外です。

② 研究組織の編成は認めません。本制度における申請は必ず単独にて申請してください。

③ 広島国際大学特別研究助成制度（研究課題醸成タイプ）との重複申請は認めるが、本タイプと両方採択された場合は、本タイプは辞退してください。

④ 採択された研究課題は、学内の研究報告会やイノベーション・ジャパン（JST 主催）などの産学官連携イベントへの参加を要請する場合は、応じていただきます。

(2) 審査の方法

I. 一次審査

提出された申請書を下記の【基本評定要素】、【特別評定要素】について研究開発推進委員会委員により審査します。

【基本評定要素】

(1) 研究目的が具体的かつ明確であるか（申請書の「研究目的」欄）

(2) 研究計画が適切であるか（申請書の「研究計画・方法」、「研究経費（費目）」欄）

【特別評定要素】

(1) 独創性ほか、特段の理由があり是非とも採択すべきもの

II. 決定審査

一次審査の評点ならびに応募状況等を勘案して、学長および研究支援・社会連携センター長により研究課題の採択ならびに研究費配分額を決定します。

8. 補足事項

(1) 助成する研究期間は 1 年以内とし、同一人に対して同一の課題で引き続き 2 年以上の助成は行いません。

(2) 研究代表者は、研究期間終了後、速やかに研究報告書を提出頂きます。

(3) 研究協力者の同意や社会的コンセンサスを必要とする研究課題またはアンケート調査等を行う研究課題については、人権および利益の保護の取り扱いに十分配慮した研究計画を立案し、必要により学内外の倫理委員会へ付するものとします。

9. その他の留意事項について

(1) 採択後、常勤教員においては当該年度および次年度に自己退職をする者、または、任期満了までに途中退職する者が、交付金を受給した場合、交付金額の一部又は全額の返金いただく場合があります。

(2) 当該年度において、採択後、病気等でやむを得ず研究の続行が困難な場合は、当該本人等による研究廃止承認申請書を提出することにより学長がその理由等を鑑み、交付金額の金額返金の有無を判断とします。
※病気等の場合、添付資料として、医師の診断書を提出ください。

(3) 採択された場合でも申請額が満額助成されない場合があります。申請に際しては、この点にご留意のうえ、申請くださいますようお願いいたします。満額助成されない場合、決定した助成額に基づく使用内訳を再度提出頂く予定です。
※但し、満額助成された場合は交付申請書に記載の内容に基づき予算編成を行いますので、申請書作成の際、計画的な申請額の編成に努めてください。

(4) 提出いただく申請内容の経費を基に予算計上を行う都合から、採択後、決定した助成額に基づく経費使用計画の作成を再度依頼いたします。(但し、本計画は予算編成上使用する資料であり、各案件の執行そのものを決裁するものではありません。執行可否は稟議時に判断されることとなります。) 決定助成額に基づく経費使用計画を提出した後は、変更前に遅滞なく「流用申請明細書」を所属学部事務室へ提出することにより、交付する経費総額の50%未満の範囲内で、研究支援・社会連携センター長の承認を得ることなく費目の変更することができます。

この額を超えて変更しようとする場合や未計上費目へ費目間流用しようとする場合には、『広島国際大学「特別研究助成金」執行計画変更申請書』により申請を行い、研究支援・社会連携センター長の承認を得なければなりません。但し、特別研究助成金使用ルール内【使用の制限】e)にある交付申請時に申請内容に含まれていない機器備品・人件費については、新規計上は認められません。(人件費については、再編成後の予算変動も認められません。)また、年度途中の執行計画変更申請書による新規計上も認められません。

(5) 下記の目的のために行う申請は助成の対象となりません

- a) 既製の研究機器の購入のみを目的とする申請
- b) 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする申請
- c) 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする申請(商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。)

【例：営利目的での申請】

- d) 業務として行う受託(委託)研究

【例：現在契約中の委託研究における資金充当を目的とした申請】

- (6) 研究の遂行に必要であっても、下記費目の経費は助成の対象となりません。
- a) 建物等の施設に関する経費
 - b) 机、いす、複写機等、通常大学が備えるべき物品を購入する経費
 - c) 助成事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - d) 臨時要員（アルバイト）雇用以外の雇用関係（共同研究員の雇用等）が発生する経費
 - e) 交付申請時に申請内容に含まれていない機器備品・人件費
- (7) 機器備品費を計上される場合は、助成事業終了後の維持費等も考慮のうえ、購入を検討ください。また、申請書「研究経費」欄へ必ず品名・型番を、記載した上、別紙『広島国際大学「特別研究助成」申請機器 構成等計画書』様式を作成し、カタログ等を添付してください。なお、特殊な備品の購入等は、本学登録業者が取扱えない場合があります、規定上購入できない恐れがありますので、事前に相談ください。

2022. 4. 15 公示

2022 年度 広島国際大学「特別研究助成制度」(研究課題醸成タイプ) 募集要領

一定の研究評価実績があり、且つ、社会へのブレークスルーとなるべく、本質的な課題を打ち破る革新的な解決策となる研究活動において、科学研究費助成事業採択への継続的な挑戦に対し支援を行うことで、広島国際大学における活発な研究活動の醸成を図ることを目的とした支援制度です。

助成する研究課題は、令和4年度に文部科学省・日本学術振興会科学研究費助成制度において、研究(申請)代表者であり、且つ、不採択ではあったものの、審査判定結果が「A」であった研究課題において無審査で学長によって交付額が決定されますので、下記要領のとおり期限厳守で提出願います。

記

1. 提出書類
 - ①令和4年度科学研究費助成制度研究計画調書
※本制度用に改めて作成する必要はありません。科学研究費助成制度へ申請提出されたものをそのまま提出いただきます。
 - ②当該年度科学研究費助成事業審査結果
2. 助成の対象
令和4年度に文部科学省・日本学術振興会科学研究費助成制度において、挑戦的研究(萌芽)の研究(申請)代表者であり、且つ、不採択ではあったものの、審査判定結果が「A」であった研究課題となります。
※原則、過去の科学研究費助成事業採択実績は加味しません。
※本助成制度の採択翌年度も継続して本学への常勤在職する必要があります。
※2022年度および2023年度退職を予定されている場合や2022年度末までに任期満了となる場合は、申請を認めることができませんので予めご了承ください。
3. 助成金額
1件500千円を上限とします。
(1課題あたり上限500千円)
4. 申請書の提出期限
2022年8月8日(月)～2022年9月5日(月)13時【厳守】
5. 申請書の提出先
研究支援・社会連携センター
E-mail: HIU.Kenkyu@joshu.ac.jp
※申請書類をPDFにし、メールにてご提出ください。
紙媒体での受付はいたしません。
6. 審査結果の発表
2022年9月20日(火)
※採択者へ通知します。
※助成金執行可能日は9月末頃を予定しております。
執行に当たっては「予算執行規定」、「物品購入規定」などの学園規定を適用します。
7. 審査等について
 - (1) 審査の方法

審 査：無審査制

決 定：交付の決定は学長により決定します。

(2) 採択後条件等

- ①採択年度内に公募される文部科学省または日本学術振興会科学研究費助成制度へ、当該制度採択研究課題（但し、「課題名」は必ずしも同一である必要はない）にて必ず申請し、且つ、本助成制度の採択翌年度も本学へ常勤在職する必要があります。
※任期付き契約の場合、本助成制度の採択年度末に契約期間が満了となる場合は、申請の対象外となります。
※常勤在職しない場合は、原則、交付額全額を返金いただきます。
- ②採択された研究課題は、学内の研究成果報告会への出展や発表、イノベーション・ジャパン（JST 主催）などの産学官連携イベントへの出展要請や学内電子掲示板を活用した研究シーズの発信に係るデータ作成など依頼する場合があります。

8. 補足事項

- (1) 助成する研究期間は1年以内とし、同一人に対して同一課題で引き続き2年以上の助成は行わないものとします。
- (2) 研究代表者は、研究期間終了後、速やかに研究報告書を提出いただきます。
- (3) 研究協力者の同意や社会的コンセンサスを必要とする研究課題またはアンケート調査等を行う研究課題については、人権および利益の保護の取り扱いに十分配慮した研究計画を立案し、必要により学内外の倫理委員会へ付す必要があります。

9. その他の留意事項について

- (1) 採択された場合でも提出した研究計画調書に記載の申請額を満額助成するものではありません。次年度科研費申請に向けた研究の持続性を保持するための支援制度であることを予めご了解ください。
- (2) 採択後、決定した助成額に基づく経費使用計画の作成を再度依頼いたします。（但し、本計画は予算編成上使用する資料であり、各案件の執行そのものを決裁するものではありません。執行可否は稟議時に判断されることとなります。）決定助成額に基づく経費使用計画を提出した後は、変更前に遅滞なく「流用申請明細書」を所属学部事務室へ提出し、所属学部事務室確認後、研究支援・社会連携センターへ回送することにより、交付する経費総額の50%未満の範囲内で、研究支援・社会連携センター長の承認を得ることなく費目の変更をすることができます。
この額を超えて変更しようとする場合や未計上費目へ費目間流用しようとする場合には、『広島国際大学「特別研究助成金」執行計画変更申請書』により申請を行い、研究支援・社会連携センター長の承認を得なければなりません。但し、特別研究助成金使用ルール内【使用の制限】e)にある交付申請時に申請内容に含まれていない「機器備品・人件費」については、新規計上は認められません。（人件費については、再編成後の予算変動も認められません。）また、年度途中の執行計画変更申請書による新規計上も認められません。
※流用処理については、学内手続に時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。
- (3) 下記の目的のために行う申請は助成の対象となりません。
 - a) 既製の研究機器の購入のみを目的とする申請
 - b) 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする申請
 - c) 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする申請（商品・役務の開発・販売等

に係る市場動向調査を含む。)

【例：営利目的での申請】

d) 業務として行う受託（委託）研究

【例：現在契約中の委託研究における資金充当を目的とした申請】

(4) 研究の遂行に必要であっても、下記費目の経費は助成の対象となりません。

a) 建物等の施設に関する経費

b) 机、いす、複写機等、通常大学が備えるべき物品を購入する経費

c) 助成事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

d) 臨時要員（アルバイト）雇用以外の雇用関係（共同研究員の雇用等）が発生する経費

e) 交付申請時に申請内容に含まれていない機器備品・人件費

(5) 機器備品費を計上される場合は、助成事業終了後の維持費等も考慮のうえ、購入を検討ください。なお、特殊な備品の購入等は、本学登録業者が取扱えない場合があります、規定上購入できない恐れがありますので、事前に相談ください。

以上

2022.8

医療福祉学専攻(修士課程) 演習・実習授業と施設との概要

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
社会福祉学演習Ⅰ 〔必修科目／1単位〕	1年次 (前期・後期)	特別研究指導教員の指導を受けた上で研究テーマを設定する。研究目的を定め、研究計画を立案し、研究内容について整理し、修士論文研究の構想をまとめる。その上で構想を発表する。発表会では、大学院教員や他の大学院生との質疑応答を行う。こうした質疑応答を通して、大学院教員の指導を受け、修士論文研究の今後の課題を明らかにする。発表後は、特別研究指導教員からフィードバックを行い、今後の課題を達成できるよう研究を進める。	各担当教員の指定する教室 (大講義室) など
社会福祉学演習Ⅱ 〔必修科目／1単位〕	1年次 (前期・後期)	特別研究指導教員の指導を受けた上で、現時点での修士論文研究内容や、研究計画と照らし合わせた現在の研究の進捗状況と今後の計画や課題についてもまとめ、発表を行う。発表会では、大学院教員や他の大学院生との質疑応答を行う。こうした質疑応答を通して、大学院教員の指導を受け、修士論文研究の今後の課題を明らかにする。発表後は、特別研究指導教員からフィードバックを行い、今後の課題を達成できるよう研究を進める。	各担当教員の指定する教室 (大講義室) など
社会福祉学演習Ⅲ 〔必修科目／1単位〕	2年次 (前期・後期)	特別研究指導教員の指導を受けた上で、修士論文研究の全体像を明らかにし、研究計画と照らし合わせた現在の研究の進捗状況と今後の計画や課題についてもまとめ、発表を行う。発表会では、大学院教員や他の大学院生との質疑応答を行う。こうした質疑応答を通して、大学院教員の指導を受け、修士論文研究の今後の課題を明らかにする。発表後は、特別研究指導教員からフィードバックを行い、修士論文完成にむけて研究を進める。	各担当教員の指定する教室 (大講義室) など

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
社会福祉学演習Ⅳ [必修科目／1単位]	2年次 (前期・後期)	特別研究指導教員の指導を受けた上で、修士論文を作成した後、修士論文研究の全容について修士論文公聴会において発表する。大学院教員との質疑応答を通して、研究の今後の課題について指導を受ける。発表後は、特別研究指導教員からフィードバックを行い、審査に備える。修士論文完成後、最終報告会にて報告を行い、大学院教員や他の大学院生との質疑応答を行う。審査に参加した教員からもコメントをもらい、修士論文研究の自己評価と今後の課題について明らかにする。	各担当教員の指定する教室 (大講義室) など
特別研究 [必修科目／8単位]	1～2年次 (通期)	修業期間を通じて行う。 1年次では、様々な文献調査、研究テーマの具体的設定、研究計画立案の指導を行う。 2年次では、個々の研究課題について、文献研究、質的・量的調査を通じたデータ収集及び論文執筆に向けた研究指導を行う。	各担当教員の指定する教室 など

医療経営学専攻(修士課程) 演習・実習授業と施設との概要

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
施設経営・管理実習 〔必修科目／4 単位〕	1 年次 (前期・後期)	実際に学外の医療機関にて実習を行う前に、学内の「病院管理演習室」を用いて、病院内の医療情報データの管理、運用方法、マスターの作成と管理など、実際の医療機関の施設管理に関わるシミュレーションを行う。そのもとで、実習での調査計画を立案し、指導を行う。	病院管理演習室
特別研究 〔必修科目／8 単位〕	1～2 年次 (通期)	2 年を通じて研究の指導を行う。1 年次では修士論文執筆のための研究計画を立て、準備を進めていく。2 年次では、修士論文執筆に向け、研究指導を行う。	各担当教員の指定する教室 など

心理学専攻(博士前期課程) 演習・実習授業と施設との概要

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
臨床心理査定演習Ⅰ（心理的 アセスメントに関する理論 と実践） 〔必修科目／2 単位〕	1 年次 (前期・後期)	臨床現場で使用頻度が高い、心理アセスメントの概要、実施、解釈等について学修する。本科目では、代表的な知能検査、発達検査、質問紙法等を取り扱い、検査者としての態度を学び、査定の基本的視点と臨床的意義を学修した上で、検査結果を踏まえて事例をいかに見立て、支援に役立てていくかについて学ぶ。そして、取り上げた心理検査の理論と施行法を身に付けるとともに、検査結果に基づいて事例の見立てに有効な所見を書けるようになることを目指す。	院生ゼミ室
臨床心理査定演習Ⅱ 〔必修科目／2 単位〕	1 年次 (前期・後期)	「臨床心理査定演習Ⅰ」に引き続き、臨床現場で使用頻度が高い、心理アセスメントの概要、実施、解釈等について学修する。本科目では、主として投影法を取り扱い、心理査定の基本的視点と臨床的意義を理解した上で、検査結果を踏まえて、事例をいかに見立て、支援に役立てていくかについて学ぶ。そして、それぞれの心理検査の理論と施行法、得点化、解釈等を身に付け、検査結果を的確に理解し、見立てや支援のために有用な所見を作成できるようになることを目指す。	心理臨床センター 院生ゼミ室 実習演習室
臨床心理学特別研究Ⅰ 〔必修科目／2 単位〕	1 年次 (前期・後期)	臨床心理学に関する研究の実践及び修士論文の執筆に向けた指導を行う。各自の関心分野に基づき、研究テーマの絞り込みを行う。その過程で、網羅的、系統的に文献研究を進めるとともに、ゼミ内及びコース内でのディスカッションやプレゼンテーションを積み重ね、臨床心理分野の高度職業専門人として欠かせない研究能力の基礎を身に付ける。	心理臨床センター、 院生ゼミ室、 実習演習室

臨床心理学特別研究Ⅱ 〔必修科目／2単位〕	2年次 (前期・後期)	臨床心理学に関する研究の実践及び修士論文の執筆に向けた指導を行う。「臨床心理学特別研究Ⅰ」に引き続き、各自の研究テーマに沿って文献研究を深め、研究計画の策定及びデータの収集、分析を行う。そして、構想発表会、中間発表会等を経て修士論文の完成を目指す。	心理臨床センター、 院生ゼミ室、 実習演習室
臨床心理基礎実習 〔必修科目／2単位〕	1年次 (前期・後期)	様々な心理支援の場で必要とされる基礎的な面接技術をトレーニングするとともに、心理臨床センターにおける臨床心理実習（インテーク面接、心理面接、陪席、受付業務等）を行う際に不可欠な知識と態度を身に付ける。具体的には、①心理臨床センターの役割・機能・構造、②医療・福祉・教育・産業現場との連携、③守秘義務等の倫理、④電話受付・インテーク面接・心理面接において自身を客観視する視点、について学修し、クライアント理解と対応能力を培うことを目指す。	心理臨床センター 院生ゼミ室 実習演習室
臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習） 〔必修科目／1単位〕	1年次 (前期・後期)	心理臨床センターに来談するクライアントに対して、インテーク面接に陪席すること、心理検査や継続面接を担当すること、センター業務に参画すること等を通して、以下の点を実践的に学修する。 ①必要な情報を得てインテーク面接に陪席し、臨床心理学的理解にもとづいてクライアントの見立てと方針を立て、インテーク資料を作成する。 ②心理検査を担当し、適切なテストバッテリーを検討して施行・分析・解釈を行い、紹介元への所見とインテーク資料を作成する。 ③継続面接を担当し、臨床心理学的理解に基づいた見立てと方針の元で面接関係を築き維持する。 ④記録を取りそれらを管理する。	心理臨床センター 院生ゼミ室 実習演習室

臨床心理実習Ⅱ 〔必修科目／2単位〕	2年次 (前期・後期)	「臨床心理実習Ⅰ」に引き続き、心理臨床センターに来談するクライアントに対して、インテーク面接に陪席すること、心理検査や継続面接を担当すること、センター業務に従事すること等を通して、以下の点を実践的に学修する。 ①必要な情報を得てインテーク面接に陪席し、臨床心理学的理解にもとづいてクライアントの見立てと方針を立て、インテーク資料を作成する。 ②心理検査を担当し、適切なテストバッテリーを検討して施行・分析・解釈を行い、紹介元への所見とインテーク資料を作成する。 ③継続面接を担当し、臨床心理学的理解に基づいた見立てと方針の元で面接関係を築き維持する。 ④記録を取りそれらを管理する。 また、これらの学修は、臨床心理士による、個別、あるいはグループでの多様な形式のスーパーヴィジョンや臨床指導のもと行われるものとする。	心理臨床センター 院生ゼミ室 実習演習室
臨床心理査定実習Ⅰ（心理実践実習） 〔必修科目／1単位〕	1年次 (前期・後期)	臨床心理の実践場面で必要な心理査定について、検査法・観察法・面接法の基本を踏まえ、心理臨床センターの来談事例やその他の実践事例へのインテークカンファレンスとして学修する。知能検査、投映法、質問紙法等の心理検査やインテーク面接で得られた検査情報や観察内容・面接内容から、臨床心理学的理解に基づいた事例理解を行い、見立てと方針をまとめて発表、討論しながら学修する。「臨床心理査定実習Ⅰ」では、主として、心理臨床センターの来談事例に関する発表及びディスカッションに参加することを通して、障害、疾患等についての的確に解釈する力を養う。また、臨床心理士が実施するインテーク面接に陪席し、心理検査を施行した内容を理解し資料にまとめ発表することによって、主訴や成育歴の的確に把握できるようになることを目指す。	心理臨床センター 院生ゼミ室 実習演習室

臨床心理査定実習Ⅱ（心理実践実習） 〔必修科目／1単位〕	2年次 (前期・後期)	「臨床心理査定実習Ⅰ」に引き続き、臨床心理の実践場面で必要な心理査定について、検査法・観察法・面接法の基本を踏まえ、心理臨床センターの来談事例やその他の実践事例へのインテークカンファレンスとして学修する。知能検査、投映法、質問紙法等の心理検査やインテーク面接で得られた検査情報や観察内容・面接内容から、臨床心理学的理解に基づいた事例理解を行い、見立てと方針をまとめて発表、討論しながら学修する。「臨床心理査定実習Ⅱ」では、心理臨床センターにおけるインテーク面接に陪席するとともに、自らが担当する心理検査について、検査の施行、得点化、資料の作成、クライアントへのフィードバック等を行う。またそれらの過程をまとめ、発表し、ディスカッションを通して理解を深めることによって、心理面接において不可欠な見立てとアセスメントの力を養うことを目指す。	心理臨床センター 院生ゼミ室 実習演習室
臨床心理事例研究実習（心理実践実習） 〔必修科目／2単位〕	2年次 (前期・後期)	心理臨床センターでの継続・中断・終結事例の経過について、当初の見立て、面接方針がどのように反映され、展開しているのか、また、今後予想される展開、対応の修正等、配慮すべき点を取り上げ、ケースカンファレンスを行う。担当した継続・中断・終結事例の経過を振り返り、①臨床心理学的理解に基づいた事例経過の理解、②面接関係の変化、③今後予想される展開や配慮すべき点、④抱えている困難な点、等について資料としてまとめ、報告する。この作業の中で、面接者としての自分を知り、心理臨床の実践についての理解を体験的に深められるようにする。参加者は、見立てや方針どおり経過が展開しているか、等について意見を提示する。そして、討論においては、受講生及び複数の教員による幅広い視点から、理解を深めるとともに、対応の可能性について幅広く検討する。	心理臨床センター 院生ゼミ室 実習演習室

心理学特別演習Ⅰ 〔必修科目／1単位〕	1年次 (前期・後期)	学術研究を深める上で自分の研究内容を他者にプレゼンテーションすることは、今や研究者にとって必須の能力となっている。そのため本授業では、自分の研究テーマに関する文献収集や研究結果の一部を発表し全員で討議する。複数の他者の目を通すことで、より洗練されたプレゼンテーション能力を身に付けるだけでなく、若い研究者にこれからの研究の指針としてもらうことを目的とする。本授業は、学部時代に行ってきた研究を発表することが中心になる。	心理学実習室
心理学特別演習Ⅱ 〔必修科目／1単位〕	1年次 (前期・後期)	学術研究を深める上で自分の研究内容を他者にプレゼンテーションすることは、今や研究者にとって必須の能力となっている。そのため本授業では、自分の研究テーマに関する文献収集や研究結果の一部を発表し全員で討議する。複数の他者の目を通すことで、より洗練されたプレゼンテーション能力を身に付けるだけでなく、若い研究者にこれからの研究の指針としてもらうことを目的とする。本授業は、大学院で行う研究の文献収集結果を発表することが中心になる。	心理学実習室
心理学特別演習Ⅲ 〔必修科目／1単位〕	2年次 (前期・後期)	学術研究を深める上で自分の研究内容を他者にプレゼンテーションすることは、今や研究者にとって必須の能力となっている。そのため本授業では、自分の研究テーマに関する文献収集や研究結果の一部を発表し全員で討議する。複数の他者の目を通すことで、より洗練されたプレゼンテーション能力を身に付けるだけでなく、若い研究者にこれからの研究の指針としてもらうことを目的とする。本授業は、大学院での研究の途中経過を発表することが中心になる。	心理学実習室

心理学特別演習Ⅳ 〔必修科目／1 単位〕	2 年次 (前期・後期)	学内で実施	学術研究を深める上で自分の研究内容を他者にプレゼンテーションすることは、今や研究者にとって必須の能力となっている。そのため本授業では、自分の研究テーマに関する文献収集や研究結果の一部を発表し全員で討議する。複数の他者の目を通すことで、より洗練されたプレゼンテーション能力を身に付けるだけでなく、若い研究者にこれからの研究の指針としてもらうことを目的とする。本授業は、大学院での研究の成果を発表することが中心となる。	心理学実習室
心理学特別研究 〔必修科目／8 単位〕	1～2 年次 (通期)	学内で実施	学生たちが自分の学術研究を進めるためには、その分野に通じた教員が個別に指導したり助言することが何よりも大事である。そのため本授業では、各学生の研究内容に最も適した教員を入学当初に選び、その教員が2年間継続的に指導に当たる。年度末には研究発表会を行うことで、学生一人ひとりが研究者としての自覚を高める一助としてもらう。また、学会発表や学会誌等への論文作成を積極的に進めるための準備、調整なども重視する。	知覚心理学実験室、認知心理学実験室、学習心理学実験室、動物心理学実験室、社会心理学実習室、集団心理実験室、睡眠心理学実験室、精神生理学実験室、心理データ解析室、コミュニケーション実習室、メディア準備室、プレイルーム、行動観察室、生体計測装置学実習室

心理学専攻(博士後期課程) 演習・実習授業と施設との概要

科目名・単位数等	開講年次 (開講期)	演習・実習内容	施設・場所
特別研究 [必修科目／12 単位]	1～3 年次 (通期)	自らの学術研究を推進するために、各教員が研究指導に当たる。年度末には研究発表会を行うことで、学生一人ひとりの研究者としての自覚を促す。	各担当教員の指定する実験実習室など
心理学演習Ⅰ [選択科目／4 単位]	1 年次 (前期・後期)	神経生理学や生理心理学等の基礎科学、精神医学、臨床心理等の臨床実践と親和性の高い睡眠の精神生理を中心に学び、多面的観点から人間を理解し、支援できる心の専門家の育成を目指す。脳、神経の発達や精神的、身体的健康と密接にかかわる睡眠のメカニズムや生体リズム、脳機能、自律神経系活動、神経伝達物質等の知識を深め、睡眠改善支援に活かす技術について深く学ぶ。ライフステージ毎の睡眠、生体リズムの問題や課題を整理し、支援策を提案、実践できる能力を身に付ける。さらに、日常生活における基本的な精神生理と心理現象との関連を理解し、心理学、健康科学分野で活躍できる研究者の養成を目指す。	睡眠心理学実験室
心理学演習Ⅱ [選択科目／4 単位]	1 年次 (前期・後期)	動物の行動と人間の行動とを比較することで見えてくるヒトの心のメカニズムを探求する動物心理学の理解を深めさせる。認知学習研究を中心とした動物心理学だけではなく、適応的観点からの進化心理学、生物学的な動物行動学、さらにはヒトと動物との関係学などを広く検討対象とする。また動物研究を進める研究者には必須の動物倫理・動物福祉の問題も学修する。最近の研究論文を精読し、動物行動実験の計画を立てた上で、実際にデータを取ってみることを目標とする。	動物心理学実験室

心理学演習Ⅲ 〔選択科目／4 単位〕	1 年次 (前期・後期)	人々が経験する様々なライフイベントにおいて、そのあり方が変化する過程を理解することは、対人関係における周囲の他者との関わりとの肯定的・否定的影響を理解することにつながる。そこで本演習では、特に出産から育児を経験する夫婦を対象とした周囲の人々や役割との関係構築の様相についての諸研究を網羅的に把握する。特に、子育てに関する対人社会行動及び社会心理学について科学的な知見に基づく議論を行うことで、子育てに関する対人行動研究の知見や諸問題の多面的理解を深める。結果として、社会心理学や集団力学、子ども学に関する専門知識と技術を有する研究者養成を行う。	集団心理実験室
心理学演習Ⅳ 〔選択科目／4 単位〕	1 年次 (前期・後期)	こころの問題に対しては、様々な観点からアセスメントが実施され、アセスメントを受けた上で適切な心理学的な支援が選択・展開されることになる。本授業では、臨床心理学の両輪とも言うべきアセスメントと支援について基礎及び応用の観点から理解を深めてゆくことを目的とする。個人を取り巻く環境要因、そして個人内要因である認知・思考、気分・感情、身体反応、そして行動の相互関係から人間を理解する視点を身に付け、同時に批判的思考を背景とした科学的リテラシーを修得することで、様々な心理的問題を正確に分析し、その上で介入することが可能な高度な知識と技能を有する研究者の養成を目指す。	臨床心理実験室など
心理学演習Ⅴ 〔選択科目／4 単位〕	1 年次 (前期・後期)	発達障害児・者の心理発達と心理的支援のあり方について、主として社会性や愛着形成の視点から検討し、心理臨床家としての技能や資質の向上、及び臨床心理学分野における研究を進めていくための素養を養う。そして、各自の研究テーマに沿って文献を講読し、質的研究及び量的研究の執筆に繋げていく。	臨床心理実験室など

心理学演習Ⅵ 〔選択科目／4 単位〕	1 年次 (前期・後期)	応用心理学全般を扱う。基盤となる手法は、生理心理学的計測分析（筋電図、心電図、HRV、呼吸数の非接触計測と変動、体温分布、fNIRS）、身体運動計測と精神活動の関連、応用としてリハビリテーションとモチベーション評価等（身体運動の AI MoCap、重心移動、運動量計測）、感性工学・人間工学による製品開発・改善（多変量解析、計算論的学習理論、ディープラーニングネットワーク）、認知判断と感情の包括的モデル（大規模ネットワークモデル、ベイズ統計学、ベイズ学習モデル）であり、これらの生理心理学～認知心理学～人工知能研究の手法を用いて、人間の認知判断、感情、感性、モチベーション、生きがいや QOL を説明できるモデルの構築と応用を大きな目標として設定する。	生体計測装置学実習室
--	---	--	---

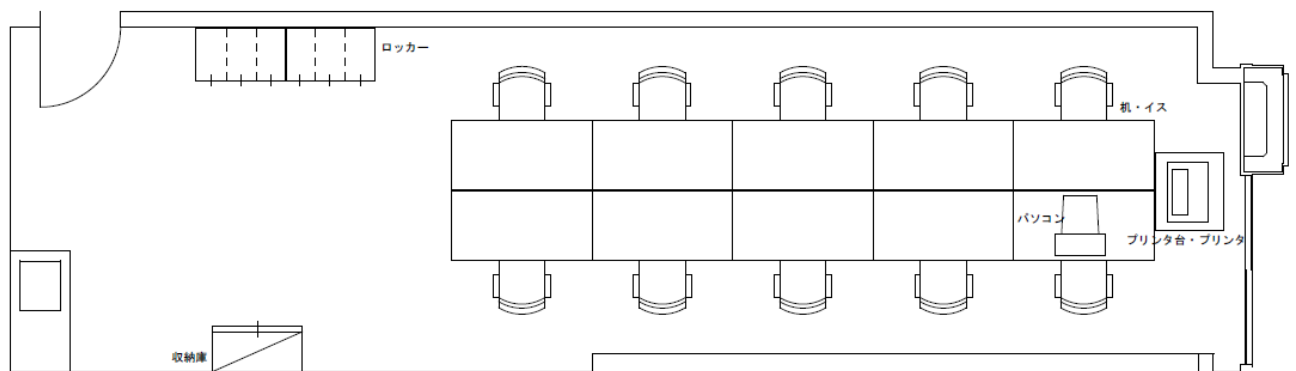
■院生研究室 見取り図

健康科学研究科医療福祉学専攻(修士課程)

[場所]東広島キャンパス 1号館 7階

[室 数]1室

[面 積]42.48 m²



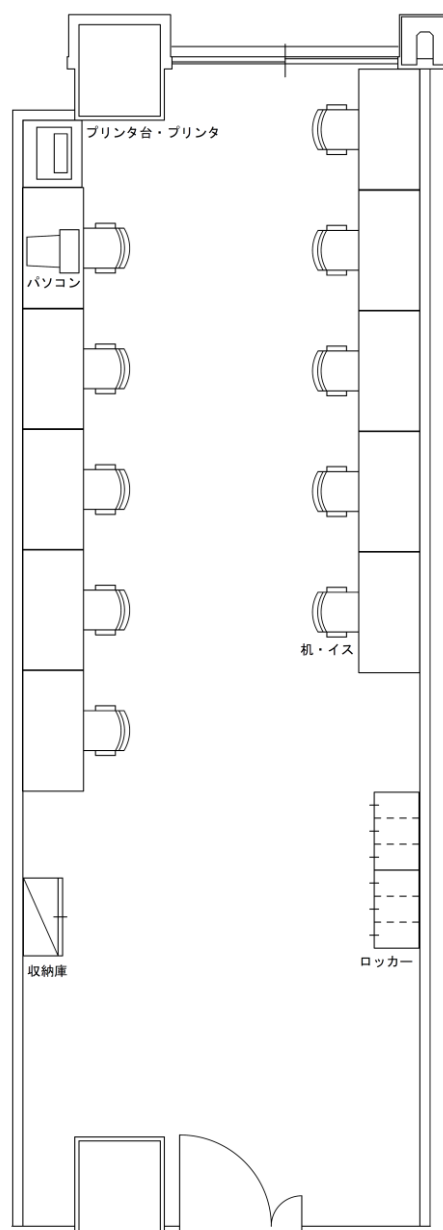
■院生研究室 見取り図

健康科学研究科医療経営学専攻(修士課程)

[場所]東広島キャンパス 3号館 6階

[室 数]1室

[面 積]46.16 m²



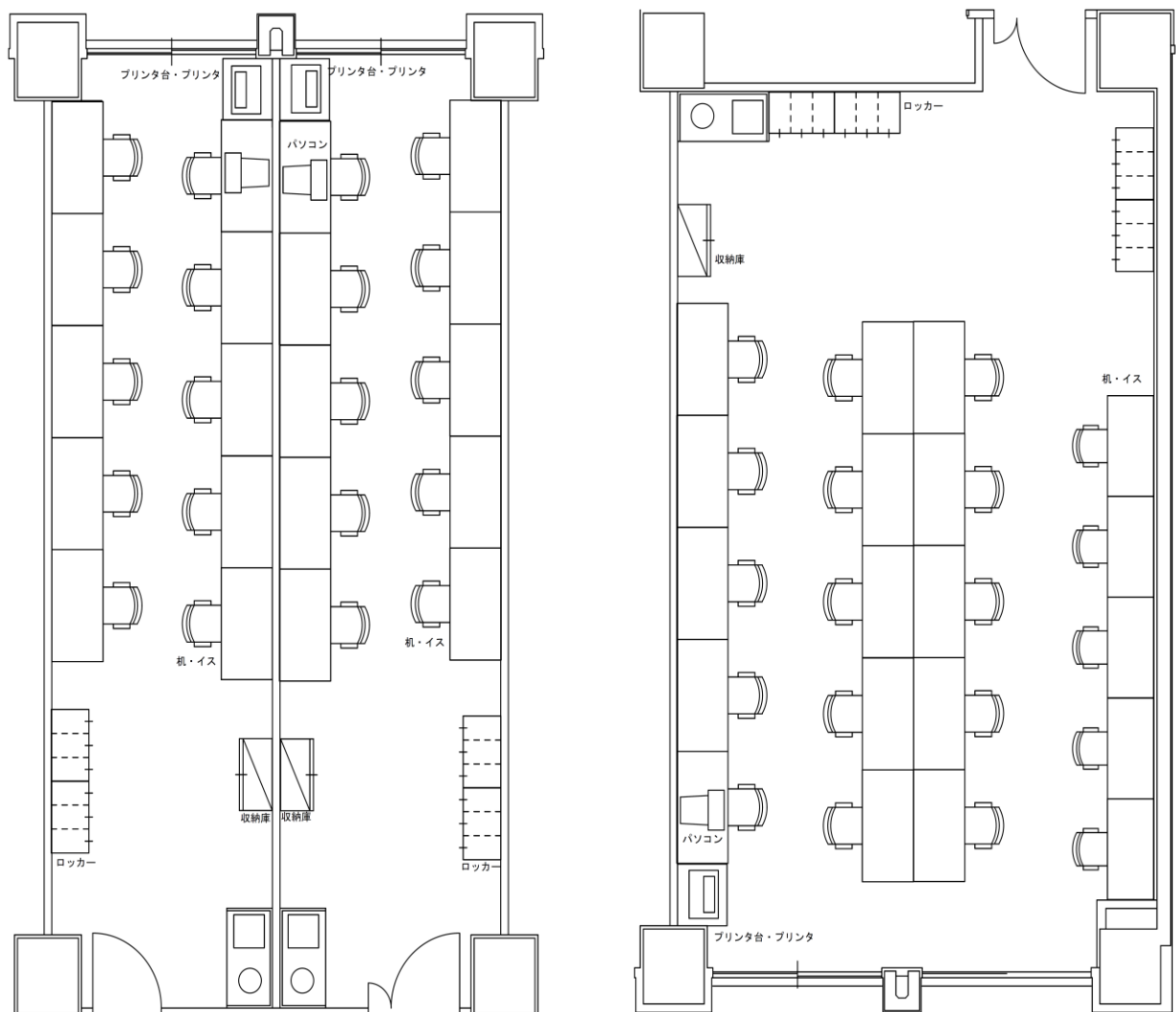
■院生研究室 見取り図

健康科学研究科心理学専攻(博士前期課程)

[場所]東広島キャンパス 3号館 4階

[室数]3室

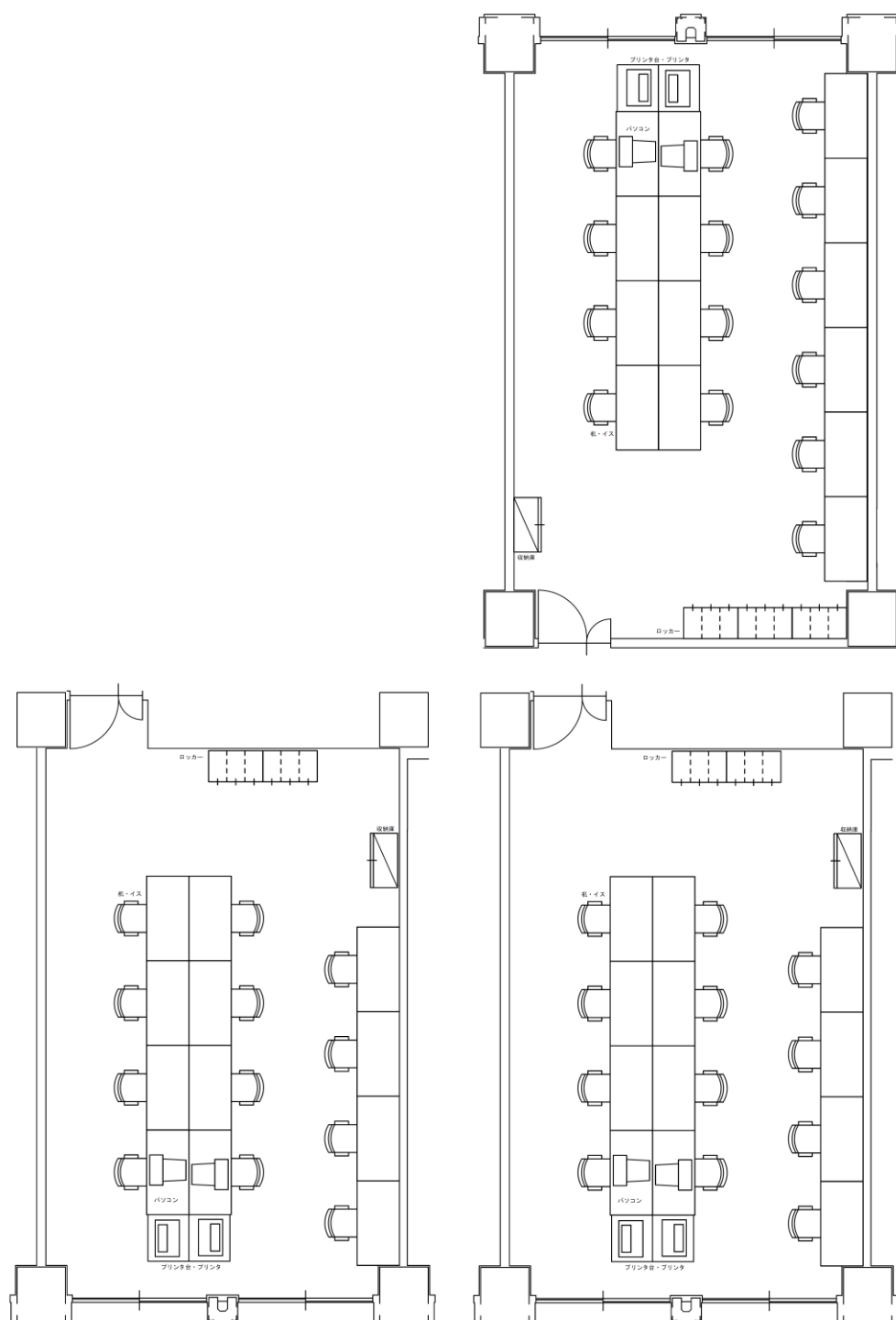
[面積]138.48 m²(34.62 m²、34.62 m²、69.24 m²)



[場所] 呉キャンパス 1号館 6階

[室 数] 3室

[面 積] 176.13 m² (58.71 m²、58.71 m²、58.71 m²)



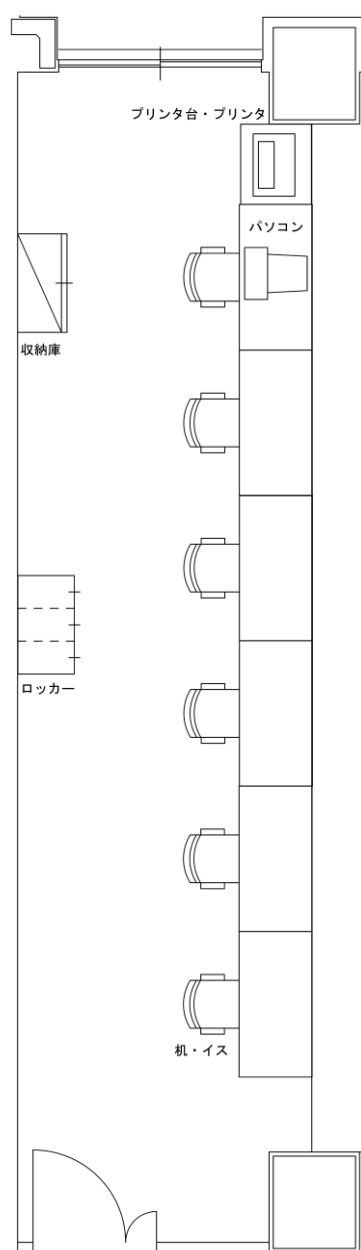
■院生研究室 見取り図

健康科学研究科心理学専攻(博士後期課程)

[場所]東広島キャンパス 3号館 5階

[室 数]1室

[面 積]34.61 m²



○広島国際大学大学・大学院運営会議規定（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、広島国際大学学則第7条および組織規定第99条第1項に定める広島国際大学大学・大学院運営会議(以下「大学・大学院運営会議」という)の構成、審議事項、運営等必要な事項を定める。

（構成）

第2条 大学・大学院運営会議は、つぎの者をもって構成する。

- イ 学長
- ロ 副学長
- ハ 学部長
- ニ 研究科長
- ホ 教育・学生支援機構長
- ヘ 事務局長
- ト 入試センター長
- チ 図書館長
- リ 情報センター長
- ヌ 教育・学生支援部長
- ル 情報メディアラーニングセンター長
- ヲ 基盤教育センター長
- ワ 専門職連携教育センター長
- カ 国際交流センター長
- ヨ 研究支援・社会連携センター長
- タ 専攻科長

（審議事項）

第3条 大学・大学院運営会議は、つぎの事項を審議する。

- イ 学生の入学および卒業にかかる基本方針に関すること
- ロ 帰国生徒、外国人留学生および特別履修生の入学にかかる基本方針に関すること
- ハ 年間行事予定に関すること
- ニ 教育課程の編成にかかる基本方針に関すること

- ホ 教育研究上の重要な事項および教育研究の振興に関すること
- ヘ 大学院担当教員の資格審査に関すること
- ト 学則および重要な教学にかかる規定に関すること
- チ 教育組織の新設および改廃に関すること
- リ 名誉教授の称号授与等に関すること
- ヌ 教員の留学に関すること
- ル 理事会に付議する案件(教員の任免を除く)に関すること
- ヲ 学長が諮問した事項に関すること
- ワ その他管理運営上の重要な事項に関すること

(報告事項)

第4条 大学・大学院運営会議には、つぎの事項を報告するものとする。

- イ 大学にかかる理事会決定事項に関すること
- ロ 教授会および各委員会で審議した事項に関すること

(招集および議長)

第5条 学長は、大学・大学院運営会議を招集し、議長となる。

- 2 学長に事故があるときまたは欠けたときは、学長の指名した副学長が議長となり、議長の職務を行う。

(大学・大学院運営会議の庶務)

第6条 大学・大学院運営会議の庶務は、学長室で取り扱う。

(運営細則)

第7条 この規定の定めるもののほか、大学・大学院運営会議の運営に関し必要な事項は、大学・大学院運営会議の議を経て学長が定める。

(規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2021年4月1日から施行する。

○広島国際大学大学院健康科学研究科委員会規定（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、広島国際大学大学院学則第12条および組織規定第99条第1項に定める広島国際大学大学院健康科学研究科委員会(以下「委員会」という)の構成、審議事項、運営等必要な事項を定める。

（構成）

第2条 委員会は、つぎの委員をもって構成する。ただし、学位論文の審査等については、研究科長が指名した研究指導担当教員を加えることができる。

- イ 健康科学研究科長(以下「研究科長」という)
- ロ 健康科学研究科の各専攻長
- ハ 健康科学研究科の専攻長が指名した者 各専攻3名
- ニ その他研究科長が指名した者

（審議事項）

第3条 委員会は、健康科学研究科の教育研究上のつぎの事項を審議する。

- イ 広島国際大学大学院学則に関する事
- ロ 健康科学研究科担当教員の資格審査に関する事
- ハ 諸規定の制定および改廃に関する事
- ニ 授業科目および研究指導の担当に関する事
- ホ 学生の入学、再入学および修了ならびに賞罰に関する事
- ヘ 試験および学位論文の審査に関する事
- ト 学位の授与に関する事
- チ その他学長または研究科長が諮問した事項に関する事

（報告事項）

第4条 研究科長は、委員会に組織規定第99条第1項に定める大学・大学院運営会議および各委員会で審議した健康科学研究科に関する事項を報告するものとする。

（招集および議長）

第5条 委員会は、定例に研究科長が招集し議長となる。

2 研究科長に事故があるときまたは欠けたときは、第2条の者からあらかじめ研究科長が指名した者が議長となり、議長の職務を行う。

3 第2条に定める委員の3分の1以上の者から、議題を示して請求があれば、研究科長は、その招集を決定しなければならない。

4 第1項および前項のほか、研究科長は必要ある場合、臨時に委員会を招集することができる。

(定足数および表決)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項にかかわらず、学位の授与または取消しに関しては、広島国際大学学位規定による。

(員数除外)

第7条 つぎの各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の員数から除外する。

イ 休職者

ロ 海外出張者

ハ 長期欠勤等のため引き続き1カ月以上委員会に出席できない者

(議題の事前提出)

第8条 委員会に議題を提出しようとする者は、あらかじめその要領を文書で研究科長に提出しなければならない。

2 研究科長は、委員会の議に付すべき事項を、主管部署の審議を経たうえで速やかに委員会に提出する。ただし、大学全体の運営に影響を及ぼす事項については、あらかじめ研究科長は、学長と協議するものとする。

3 委員会の席上、緊急に提案された議題は、即決することができない。ただし、軽易なものおよび出席者の全員が承認したものについては、この限りでない。

(議事録の作成および呈示)

第9条 議長は、健康科学研究科事務室(以下「事務室」という)に会議の次第および出席者の氏名等を記載した議事録を作成させなければならない。

2 議事録は、事務室で保管し、委員の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(関係職員の出席)

第10条 議長は、必要があると認めたとき、委員以外の職員を委員会に出席させ、議事に関し、これに説明をさせまたは意見を述べさせることができる。ただし、表決に加えることはできない。

(欠席届および議事録による了知)

第11条 委員会に欠席する者は、欠席届をあらかじめ事務室を経て研究科長に提出しておかなければならない。

2 委員会に欠席した者は、その経緯を議事録によって了知するものとする。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、事務室で行う。

(運営細則)

第13条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、研究科長が定める。

(規定の改廃)

第14条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議会および委員会の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

1 この規定は、2024年4月1日から施行する。

2 医療・福祉科学研究科医療福祉学専攻、医療経営学専攻および心理科学研究科臨床心理学専攻に関する事項は、委員会で審議または報告する。

○広島国際大学学位規定（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規定は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条、広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)学則第25条および広島国際大学(以下「本大学」という)学則第31条の規定に基づき、本大学において授与する学位、論文審査の方法、試験および学力の確認方法その他学位に関して必要な事項を定める。

第2章 学位の授与要件

（学位）

第2条 本大学において授与する学位は、博士、修士および学士とし、つぎのとおりとする。

博士(看護学)

博士(医療技術学)

博士(リハビリテーション学)

博士(心理学)

博士(薬学)

修士(看護学)

修士(医療技術学)

修士(リハビリテーション学)

修士(医療福祉学)

修士(医療経営学)

修士(心理学)

学士(診療放射線学)

学士(臨床工学)

学士(臨床検査学)

学士(救急救命学)

学士(理学療法学)

学士(作業療法学)

学士(言語聴覚療法学)

学士(義肢装具学)

学士(看護学)

学士(薬学)

学士(心理学)

学士(医療栄養学)

学士(医療経営学)

学士(地域創生学)

学士(社会福祉学)

学士(健康スポーツ学)

(博士の学位授与要件)

第3条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査および試験に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という)された者にも授与することができる。

(修士の学位授与要件)

第4条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士前期課程または修士課程を修了した者に授与する。

(学士の学位授与要件)

第5条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより、本大学を卒業した者に授与する。

第3章 学位論文の審査方法

第1節 課程修了による博士および修士の学位論文審査方法

(博士論文審査の申請)

第6条 本大学院博士課程の学生が博士論文の審査を申請しようとするときは、博士論文審査申請書に博士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第5項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2 博士論文は、自著1篇とする。ただし、博士論文の内容に関連のある参考資料を添付することができる。

3 研究科長は、審査のため必要があるときは、博士論文の訳文、模型または標本等を提出させることができる。

4 博士論文の提出部数は、正本1部、副本2部および電子データ1部とする。

5 論文審査手数料は、50,000円とする。

(修士論文審査の申請)

第7条 本大学院博士前期課程または修士課程の学生が修士論文の審査を申請しようとするときは、修士論文審査申請書に修士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第3項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2 修士論文の提出部数は、正本1部、副本3部とする。

3 論文審査手数料は、10,000円とする。

(特定の課題についての研究成果の審査の申請)

第7条の2 本大学院博士前期課程または修士課程の学生が特定の課題についての研究成果の審査を申請しようとするときは、研究成果審査申請書に特定の課題についての研究成果および履歴書に第3項に定める研究成果審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2 研究成果の提出部数は、正本1部、副本3部とする。

3 研究成果審査手数料は、10,000円とする。

(学位論文等審査)

第8条 研究科長は、第6条第1項、第7条第1項または前条第1項の申請書を受理したときは、学位論文または特定の課題についての研究成果(以下「学位論文等」という)を研究科委員会の審査に付さなければならない。

(審査委員)

第9条 研究科委員会は、審査に付する学位論文等ごとにその学位論文等の内容に応じた研究分野および関連分野担当の教員のうちから主査1名、副査2名以上の審査委員を選出する。この場合において、1名は原則として指導教員とする。

2 研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、他の大学院または研究所等の教員等を前項に規定する審査委員とすることができる。

3 審査委員は、学位論文等の内容について審査するとともに最終試験を行うものとする。

(最終試験の方法)

第10条 最終試験は、学位論文等を中心として、その関連する分野について口述または筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員は、学位論文等の審査および最終試験が終了したときは、その学位論文等審査の要旨、最終試験の結果の要旨および審査上の意見を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(課程修了の認定)

第12条 研究科委員会は、修得単位、学位論文等の審査および最終試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について審議する。

(審査結果の報告)

第13条 研究科長は、研究科委員会が前条の規定により審議した結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

第2節 論文提出による博士の学位論文審査方法

(論文提出による博士の学位請求の申請)

第14条 本大学院の学生以外の者が、第3条第2項により博士の学位を請求しようとするときは、学位申請書に博士論文、論文目録、論文要旨、履歴書および論文審査手数料100,000円を添え、学長に提出しなければならない。

2 本大学院の博士後期課程に3年以上(薬学研究科にあつては博士課程に4年以上)在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学後3年以内に博士論文を提出する場合の論文審査手数料は50,000円とする。

3 第1項の博士論文を提出する場合の参考資料の添付および提出部数等については、第6条第2項から第4項までの規定を準用する。

(博士論文審査)

第15条 学長は、前条第1項の学位申請書を受理したときは、その審査を研究科委員会に付託しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の付託に基づき博士論文の審査を行うものとする。

3 前項の博士論文の審査は、学位申請書を受理した日から1年以内に終了しなければならない。

4 審査委員、試験の方法および審査結果の報告については、第9条から第11条までの規定を準用する。

(学力の確認)

第16条 第3条第2項の学力の確認は、研究科委員会において委嘱された教員が行うものとする。

2 学力の確認の方法は、博士論文に関連する分野の科目および外国語について、口述または筆記により行うものとする。

3 本大学院博士後期課程に3年以上(薬学研究科にあつては博士課程に4年以上)在学し、所

定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ退学した者が、博士論文を提出したときは、研究科委員会で定める年限内に限り、第1項に定める学力の確認を行わないことができる。

(授与資格の認定)

第17条 研究科委員会は、博士論文の審査、試験および学力の確認の結果に基づき、その者の学位授与要件の有無の認定(以下「授与資格の認定」という)について審議する。

2 前項の審議結果の学長への報告については、第13条の規定を準用する。

第4章 学位の授与等

(学位の授与)

第18条 学長は、博士および修士の学位について、第12条または第17条第1項の審議を経て、課程修了または授与資格の認定を行い、当該学位を授与する。

2 学長は、学士の学位について、本大学学則の定めるところにより、当該学位を授与する。

3 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。

4 修士の学位記の授与は、毎年3月および9月とし、博士の学位授与日は、学位授与判定の日とする。

(学位名称の使用)

第19条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「広島国際大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

第20条 学長は、博士、修士または学士の学位を授与された者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、研究科委員会または教授会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

イ 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

ロ 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき

第5章 博士論文の公表

(博士論文要旨等の公表)

第21条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、

当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 4 第1項または第2項の規定により博士論文を公表する場合には、第1項については博士論文に「広島国際大学審査学位論文(博士)」、前項については博士論文の要旨に「広島国際大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

第6章 その他

(学位論文等の返付)

第23条 受理した学位論文等および納付された審査手数料は、理由の如何を問わずこれを返付しない。

(学位記等の様式)

第24条 学位記の様式は、様式第1から第5までのとおりとし、論文審査申請書、研究成果審査申請書、学位申請書、論文目録および履歴書の様式については、別に定める。

(細則)

第25条 この規定に定めるもののほか、学位論文等の提出時期および審査の期限ならびに試験等学位審査に関し必要な事項は、研究科委員会において別に定める。

(規定の改廃)

第26条 この規定の改廃は、博士および修士の学位に関する条項については大学・大学院運営会議および研究科委員会、学士の学位に関する条項については大学・大学院運営会議および教授会の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2024年4月1日から施行する。
- 3 2023年度以前の入学者に授与する学位については、なお従前の例による。

様式第1

第3条第1項の規定により授与する学位記の様式

		○博甲第	号
学 位 記			
大学印	氏名		
	年	月	日生
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程において所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けたうえ博士論文の審査および最終試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する			
論文題目			
年 月 日			
広島国際大学長			印

備考 規格は、A4判とする。

様式第2

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式

		○博乙第	号
学 位 記			
大学印	氏名		
	年	月	日生
本学に下記の博士論文を提出しその審査および試験に合格し所定の学力を有するものと認められたので博士(○○)の学位を授与する			
論文題目			
年 月 日			
広島国際大学長			印

備考 規格は、A4判とする。

様式第3

第4条ならびに第7条の規定により授与する学位記の様式

		○修第	号
学 位 記			
大学印	氏名		
	年	月	日生
本学大学院○○研究科○○専攻の○○課程において所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けたうえ修士論文の審査および最終試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する			
年 月 日			
広島国際大学長			印

備考 規格は、A4判とする。

様式第4

第4条ならびに第7条の2の規定により授与する学位記の様式

		○修第	号
学 位 記			
大学印	氏名		
	年	月	日生
本学大学院○○研究科○○専攻の○○課程において所定の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けたうえ特定の課題についての研究成果の審査および最終試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する			
年 月 日			
広島国際大学長			印

備考 規格は、A4判とする。

様式第5

第5条の規定により授与する学位記の様式

		○学第	号
卒業証書・学位記			
大学印	氏名		
	年	月	日生
本学○○学部○○○学科所定の課程を修めたことを認める			
広島国際大学○○学部長			印
本学○○学部長の認定により本学を卒業したことを認め学士 (○○)の学位を授与する			
年 月 日			
広島国際大学長			印

備考 規格は、A4判とする。

○広島国際大学教員選考基準

(趣旨)

第1条 この基準は、任用規定第8条に定める広島国際大学(以下「本学」という)の教育職員の職階の任用に關して必要な選考基準を定める。

(教授の資格)

第2条 教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見および研究上の指導能力をもち、かつ、研究上の業績が著しいと認められる者
- ロ 教育研究上の業績が前号の者に準じると認められる者
- ハ 大学において、10年以上准教授(助教授を含む)としての経歴があり、教育研究上の業績が著しいと認められる者
- ニ 大学設置・学校法人審議会において、大学教授の資格があると認められた者
- ホ 体育・芸術等については、特殊な技能に秀で、教育の経歴のある者
- ヘ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(准教授の資格)

第3条 准教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 前条に規定する教授となることのできる者
- ロ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有し、研究上の業績があると認められる者
- ハ 大学において、5年以上専任講師としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ニ 研究所・試験所・医療機関等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- ホ 大学設置・学校法人審議会において、大学准教授(助教授を含む)の資格があると認められた者
- ヘ 体育・芸術等については、特殊な技能をもち、教育の経歴のある者
- ト 専攻分野について、優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認め

られる者

(講師の資格)

第4条 講師に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

イ 前条に規定する准教授となることのできる者

ロ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者

ハ 大学において、3年以上助教としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

ニ 大学設置・学校法人審議会において、大学講師の資格があると認められた者

ホ 体育・芸術等については、特殊な技能をもち、教育上の能力があると認められる者

ヘ 専攻分野について、知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(助教の資格)

第4条の2 助教に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

イ 前条に規定する講師となることのできる者

ロ 修士の学位または専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者

ハ 大学の6年制の学部を卒業し、教育上の能力があると認められる者

ニ 大学において、助教としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

ホ 大学設置・学校法人審議会において、大学助教の資格があると認められた者

ヘ 専攻分野について、知識および経験を有し、教育上の能力があると認められた者

(助手の資格)

第5条 助手に任用することのできる者は、修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者でなければならない。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する者を特別に選考のうえ任用することができる。

イ 大学助手の経歴を有する者

ロ 短期大学または高等専門学校で准教授(助教授を含む)、専任講師もしくは助手の経歴を有する者

ハ 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)を有する者

ニ 前3号に準じる学識または技能をもち、教育の能力があると認められる者
(基準の改廃)

第6条 この基準の改廃は、大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この基準は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正基準は、2021年4月1日から施行する。
- 3 この基準は、学部および学科が完成年度を終了するまでの間は、適用しない。